

## 第五章 近代

### 第一節 明治の政治

#### 一、明治維新と政治の変遷

大政奉還 幕府の第二次長州征伐の失敗により、幕府の權威をなくした一五代將軍徳川慶喜は土佐藩の山内豊信のすすめにより、慶応三年（一八六七）一〇月一四日、朝廷に対し大政を奉還したため一二月九日王政復古の大号令が出された。新政府は、摂政、関白、將軍などの制を廢し、總裁、議定、参与の三職を置き、各藩から人材の登用を行った。肥後藩の横井小楠が参与となったのも、この時である。

大政を奉還した慶喜は、天皇のもとで大名會議をつくって實権の座に残ろうとしたが、朝廷は王政復古の大号令を出し、幕臣の不滿分子との間に、翌四年一月三日、鳥羽伏見の戦いが勃發した。しかし、幕府軍は戦いに敗れ、江戸城を明け渡し、五稜廓の戦いにも敗れた。

第五章 近代  
この戦いは明治元年戊辰の年におこなわれたので戊辰戦争といった。政府軍は戊辰戦争に勝ち、三月一四日天皇は百官をひきいて、天地神明の前に五箇条の誓文を奉つり政治の方針とした。そして、七月に江戸は

東京と改められ、即位の式をあげられた。これより東京は日本の首都と定まった。九月八日には慶応が明治と改元され、これより一世一元の制が採用される。

明治の元号の典故は中国の「易経」に「聖人は南面して天下に聴き、明にむかって治む」という。未曾有の变革をなすにふさわしい元号が選ばれた。

肥後藩二千余は米田虎之助に率いられ奥羽に進軍し、仙台の藩兵と戦うことになっていたが戦わず、八月末新政府と同調したので諸藩よりの評判はよくなかった。最後まで抗戦した会津藩の若松城攻めには、相良藩兵で、肥後藩兵は僅か四十名であったといわれている。

鳥羽伏見の戦いには、上沖洲の古川弥藤次が政府軍に従軍して戦ったことが記念碑に刻んである。

**版籍奉還** 幕府の領地や戊辰戦争で幕府側について敗れた藩の領地は、新政府が取り上げたが、その他の藩では、大名が従来どおり支配していた。これでは新政府の命令が徹底しないので、明治二年（一八六九）新政府の統一的支配体制を実現するため、新政府の首脳が属する薩・長・土・肥の四藩主が率先して版籍の奉還をし、他の諸藩もこれにならった。「版」とは土地であり、「籍」とは人民のことである。

当時肥後藩政を握っていたのは、多くの人材をもちながら保守派の人びとである学校党であり、依然として日和見主義をとっていた。薩摩、長州・土佐・肥前の四藩主が連署して版籍の奉還を願いでたので、これにならい肥後藩主細川韶邦（たかむね）も奉還を申し出た。

版籍を奉還して、肥後藩は熊本藩となり、藩主細川韶邦は知藩事となった。封建諸侯から行政官になって、政府の政令も浸透するようになったが、従来（しんらい）の藩民との情実（じんじつ）は深く、十分に目的を達成することはできな

った。

### 藩政改革

新政府は明治二年六月二五日に諸藩に対し、諸務変革が命じられた。藩政改革に消極的だった詔邦に代わって、明治三年、弟であり、その養子である細川護久と弟細川護美が知事、大参事となり、藩庁の首脳人事や吏員を学校党から実学党に代え、藩政の改革が行われていった。竹崎律次郎（茶堂）や徳富太多助（一敬）等も藩政改革の立案にたずさわった。

改革の主なもの、減税と夫役の軽減、専売制度の廃止、農民の商業兼営の許可、貧民救済等であった。これらは領主や藩士の特権をやめさせ、藩政機構の解体を目的にした大改革であり、同時に四民平等をめざした代議制や公選要求も含んでいる民主政治の実現のためのものであった。

その政策実施の第一歩として、徳富一敬が起草し、藩知事直筆の宣言書「村々小前共え」がある。それは、

「百姓は暑寒風雨もいとわず、骨折で貢を納め、夫役をつとめ、老人子供病者にさへ、暖に着せ、こころよく養ふことを得ざるは、全く年貢夫役のからき故なりと我ふかく恥おそる。」と。いままでの藩政時代の領主としての自己反省を述べ、三年七月には本税の三分の一にも達していた雑税が廃止され、さらに、宝暦以来の専売法を廃止し、士族が農工商民の斬捨て御免の殺傷を戒め、津口、陸口の運上の廃止をしている。このように肥後藩の明治維新は豪農出身を中心とする実学党によって積極果敢におこなわれたが、明治政府は余りに進歩した熊本藩の改革をおそれ、実学党勢力の排除につとめた。

### 廃藩置県

新政府は、その対策として、明治四年（一八七一）薩摩、長州、土佐三藩の兵力を親兵とし、

その力を後盾にして、藩を廃止し、すべての知藩事を東京に移り住ませた。そして、全国を三府三〇二県に分け、政府の官吏を府知事、県令（権令）に任命し、地方に派遣した。これによって年貢はすべて新政府に入るようになり、新政府の中央集権体制の基礎を実現させた。

これにより、熊本藩は熊本県に、人吉藩は人吉県に、天草は長崎県に属するようになった。その後、熊本県、人吉県、天草は次のように推移していった。

（明治四年七月一四日）

熊本県——熊本藩（豊後三郡を含む）

人吉県——人吉藩（球磨郡、米良山、椎葉山を含む）

長崎県——天草郡

（明治四年十一月二二日）

熊本県——玉名、山鹿、山本、阿蘇、菊池、合志、飽田、託麻、上益城の九郡。豊後三郡は大分県へ）

八代県——宇土、下益城、八代、葦北、球磨、天草の六郡。

（明治五年六月一四日）

白川県——熊本県を白川県に改称する。

（明治六年一月一五日）

白川県——八代県を白川県に合併させる。

（明治九年二月二二日）

熊本県——白川県を熊本県に改称。

明治4年7月14日現在



熊本県に豊後三郡を含む  
人吉県に米良山、椎葉山を含む

明治5年6月14日現在



明治六年(一八七三)六月三〇日白川県権令に安岡良亮が任命され、ここに細川氏の支配は終わった。  
郷組制 明治三年八月二三日民政局より郷組制について、次の布達が出された。

- 一、今度改革ニ付村々庄屋ヲ廢シ、里正ヲ被設候。
- 一、従前手永ヲ何々郷ト被改候
- 一、在家人ヲ郷士ト被改候

八月廿三日 民政官

これによって、従来の手永を郷とし、手永名をそのまま郷名とした。手永では、手永の下に村があり、庄屋が支配していた。しかし、この改革で郷の下に数ヶ村の村を併せた組を設け、それに里正を任命した。従来には、庄屋の代りに与長をおき、頭百姓を十戸長と改めた。

明治三年八月二六日高瀬民政出張所は荒尾郷の郷組制を次のように編制し、里正を任命した。

大島組 里正 村田小士

本井手、下井手 原万田 万田 大島の五ヶ村

荒尾組 里正 宮崎長蔵（のち古沢三郎）

宮内出目 宮内 上荒尾 下荒尾の四ヶ村

蔵満組 里正 桜井眞太郎

蔵満 中一部 向一部 増永の四ヶ村

府本組 里正

府本 椛 金山の三ヶ村

牛水組 里正 下田淳次（閏十月十日任命）

牛水 小野 水島の三ヶ村

高浜組 里正

高浜 梅田の二ヶ村

永方組 里正

永方 宮崎 宮崎出目 向野 赤崎 折地の六ヶ村

腹赤組 里正

腹赤 沖洲 清源寺 平原 塩屋 新沖洲の六ヶ村

長洲組 里正 藤田五郎

上町 下町の二町

外に、硯川鉄藏、岡村嘉源太、古川雄次、硯川熊次郎が里正に任命されている。

この頃より県下は大区、小区等が採用され、荒尾郷を二十三大区小区に定め、三十九の町村があった。この町や村には従来の庄屋制が廃せられて与長制を採用した。与長はすべて里正が郡民政出張所に推挙状を書き送っている。例えば、

○○村庄屋 何某

右者、今度 御改革に依り、村々頭百姓等廢せられ、与長設けられる旨につき、人選を以て申上ぐべき旨御内命の趣、その意得奉り候。村立の模様に応じ、所を以て人柄見立て申し候処、右の通りに御座候間よろしく仰せ付け下されたく、この段御内意申上げ候。

これをうけて、民政局はこれを承諾し、それぞれ里正より与長を任命した。これの長洲関係分は次のとおりである。

牛水村 山崎徳次

小野村 三郎

水島村 又喜

高浜組

高浜 西村藤太 浜田十二三

梅田 山隈源平

永方組

永方村 築地秀蔵

宮崎村 宮崎逸二

向野村 宮崎源平

赤崎村 宮崎源次

折地村 宮崎嘉源太

腹赤組

塩屋村 清瀬 渡

平原村 大吉

清源寺村 西川誠次 西川徳七

腹赤村 古庄源次郎

但、清源寺村ハ戸数式百三十程 是迄頭百姓四人、沖須村百七十戸餘 頭百姓 人被立置候諭之儀ハ今度 兩人アテ右同断

右者 今度依御改革荒尾郷村々頭百姓等□□ニ付、与長被設候間、百戸ニ一人宛人選を以御内意可申上 旨御内諭之趣奉得其意(以下略)

明治三年九月

荒尾郷里正共

玉名出張所

(追伸)

長洲上町 馬場 巖 平山主雄 戸泉勝次 平佐工門 宅次

但、上町之儀 六百戸餘ニ而是まで頭百姓四人 丁頭十八人被立置候 諭之儀ニ付今度五人被立置左様

長洲下町 松隈市郎 坂田藤藏 菊山俊左衛門 一木新吾 廣藏

但、下町之儀 五百戸餘ニ而是迄頭百姓四人 丁頭十六人被立置候 諭之儀ニ付今度五人右同断

以上により、いままで、庄屋―助勤―帳書頭。百姓―街頭―走などの村役を廢し、与長―筆者―十戸長がおかれることになった。

戸籍編制 明治四年五月氏子改飯規則がだされ、氏子制をもつて宗門改に代行することとなった。これ

は神社から発行した身分証明でこれを氏子札といった。

これは明治六年五月二九日太政官布告によって施行が停止された。しかし、氏子札は以後も慣習として暫

くの間引きつづき発行された。

( 表 )

肥後国玉名郡
木原庄吉 一女
長洲神社氏子 セチ
明治五年六月廿七日出生

( 裏 )

神官
松田眞居 圖
明治五壬申八月十日

明治四年四月四日太政官布告第一七〇号で戸籍法三十三則が公布され、戸籍調査の重要性が説かれた。熊本県では同年一二月に戸籍調査のため大・小区編成の指令を出した。

戸籍編制之儀は当八月及達候に付左之通、

一、出張大属之戸長、里正元副戸長之職掌申付候

一、別紙之通区画を定候条、一郷を大区とし、毎区を小区に分ち、戸籍法之通区内番号用ひ順序を明し

一小区毎に副戸長を置き引受け検査可致候

右之通候条、早々区画番号、且戸籍専任之受負請持之小区を記、名附可達也

一二月廿八日 熊本県

- 第一区 熊本北区 第三区 五丁郷
- 第二区 熊本南区 第四区 池田郷

第五区	横平郷	第一九区	中富郷
第六区	錢塘郷	第二〇区	小田郷
第七区	本庄郷	第二一区	内田郷
第八区	田迎郷	第二二区	南関郷
第九区	鯨郷	第二三区	荒尾郷
第一〇区	沼山津郷	第二四区	坂下郷
第一一区	木倉郷	第二五区	内牧郷
第一二区	甲佐郷	第二六区	坂梨郷
第一三区	矢部郷	第二七区	布田郷
第一四区	正院郷	第二八区	高森郷
第一五区	山鹿郷	第二九区	野尻郷
第一六区	菊池郷	第三〇区	菅尾郷
第一七区	竹迫郷	第三一区	小国郷
第一八区	大津郷	第三二区	波野郷

荒尾郷は第二三区に定められ、その小区は次の村むらである。

一小区 上井手村・中井手村・本平山・下本平山村・上平山村  
 二小区 本井手村・下井手村・萬田村・原萬田村

三小区 上荒尾村・下荒尾村・大島町・宮内村・宮内出目村

四小区 蔵満村・増永村・中一部村・向一部村

五小区 水島村・小野村・梅田村・牛水村

六小区 長洲上町・長洲下町

七小区 上沖洲村・清源寺村・平原村・腹赤村・新沖洲村・塩屋村

八小区 永方村・赤崎村・折地村・宮崎村・宮崎出目村・向野村

九小区 野原村・川登村・菰屋村・高浜村

十小区 府本村・樺村・金山村

明治四年戸籍法第一則により設置された毎区の戸長、副戸長の給料は、当初熊本県では官費により支給されたが、実学政権の没落により廃止された。政府はさきに戸籍編制の便法として設けた大小区制を県下の行政区画とすることを定め、戸長、副戸長をおくことを許したが、その経費については明治六年二月五日県達第一九号で安岡権令により民費により支給することに決った。これにより民費負担が一挙に一〇万円以上に増加したと、五七〇余の小区が一八六の組に合区され、従来の大区制が改正の必要が生じてきた。

大区に区長を任命して地方自治を行わせたが、次第に一般の町村の民政にまでも深入りするようになった。もともと区の仕事は太政官の布告や各省や県の通達事項を各小区に流して、住民に国や県の行政の方針を流し、児童の就学、旧慣習の改正、税金の徴収、戸籍の調査などの新しい政治の理解とその徹底をはかることであった。

第八大区の区長に竹崎律次郎が任命された。彼は実学党の中心人物で旧熊本藩郡政大属を勤めた人であったが、一〇月に辞任して富田又太郎が後を継いだ。

沖洲村の分村 熊本県市町村合併誌によれば、明治二年一〇月一二日沖洲村は上・下両村への分村願いを提出した。

熊本県下肥後国玉名郡沖洲村之儀、往昔ヨリニヶ村ニテ、上沖洲は旧荒尾郷、下沖洲は旧坂下郷ニテ、素ヨリ諸帳ヲ初諸修繕出夫等百般ノ事業都テ別途ノ取扱ニテ、自カラ人情モ相異リ居申候処。過明治八年願ニ依リ両村合併ニ相成、爾來一村の取扱ニ相成居候処、元郷共有の郷備金并ニ村受ノ共有動不動産、学校取扱等、百事不都合不少人民の苦情不相止、前日の合併今日ノ不都合ト成、実ニ後悔之至ニ有之候、然ルニ右両村へ別紙図面ノ通中央ニ川有り、耕宅地等ノ区域判然イタシ居、且下沖洲ニオイテハ元坂下郷鍋村ニ隣接シ、同村之内字塩屋トハ地所犬牙シ、殊更催合ノ新墾地平常修繕風波ノ節堤塘防禦、塩浜潮取、井樋朝夕ノ開閉、且又川堤大井樋モ催合受持ニテ鍋村ハ一村同様之事業数々有之、旁元之通分村御免許之上鍋村戸長区域内ニ編入被成下候得ハ、両沖洲双方之村民安堵イタシ、諸般ノ弁利無比上難有奉存候、此段己諱ヲ不憚奉願候事

代 県では地理科の田中尚徳が巡回の序に実地の地形民情等を調査の上で詮議をされては如何と伺いをたてたが、県令は「一応郡長へ下問、意見爲申出候上実地見分スベシ」と指示した。玉名郡長山田武甫タケトは現地調査し、分村許可が適当である旨県に添申した。県は二月一日に内務省に分村の伺を出し、内務省は明治一三年二月二三日に分村を許可した。

戸長役場町村名 明治一二年の郡区町村編制法にもとづく行政区画を実情に即するように修正されたのが、明治一七年戸長役場町村名である。荒尾郷関係は次の通りである。

腹赤村列 上沖洲村 清源寺村 腹赤村

宮野村列 永塩村 折崎村 宮野村

長洲町

梅田村列 水野村 梅田村 高浜村 牛水村

宮内出目村列 荒尾村 大島町 宮内村 宮内出目村 萬田村 原萬田村

蔵満村列 蔵満村 増永村 一部村

上井手村列 下井手村 上井手村 平山村 上平山村

野原村列 府本村 樺村 金山村 野原村 川登村 菰屋村

戸長役場町村名

長洲の戸長役場関係は次のとおりである。

町村名	戸長	戸数	人口	町村名	戸長	戸数	人口
梅田村	田上作太	六四戸	三五七人	折崎村	藤本源亀	一〇五戸	五二九人
長洲町	戸泉昌信	一、一二六戸	六、一三五人	腹赤村	清瀬渡	一〇〇戸	五三四人
宮野村	藤本源亀	一四〇戸	六八五人	清源寺村	〃	二七一戸	一、四八九人
永塩村	〃	一一六戸	六〇九人	沖洲村	〃	二八六戸	一、七〇〇人



二、長洲町旧町村の概要

町村合併の変遷 長洲町の町村合併は次のような変遷を経て現在に至っている。

## 明治三二年旧町村の概要

明治初期から幾度か町村合併の変遷を経た長洲町の旧町村は、明治三二年には腹赤村・六栄村・清里村・長洲町の四カ町村となった。

次に、その各町村の概要を述べる。

## 腹赤村

## 一、名称の由来

腹赤は「はらか」と読み、奈良時代の天平の頃書かれた風土記の中に出てくる古くからの地名である。景行天皇西下の際、一漁師が「にべ」の魚を献上し、後に「腹赤の贄」が宮中の正月の節会に献上されるようになり、地名にあやかるとの考えもなされ、地元の誇りとする地名である。古文書には、「鯿」「原賀」「原加」とも書かれたことがある。

## 二、沿革

有明海沿岸で最も古くから繁栄した漁業の中心地であった。鎌倉時代、野原荘に属し、小代重俊が地頭に職に補われて以来、室町時代まで、その領有するところであった。江戸時代は、長洲に会所を置く荒尾手永惣庄屋の治下にあった。明治七年（一八七四）、腹赤、清源寺、平原、上沖洲、下沖洲は第八大区第一小区に属し、その後平原は清源寺に合併され、上沖洲と下沖洲は合併して沖洲となった。明治一二年郡区町村編制法施行のとき、沖洲、清源寺、腹赤は一行政区域となって戸長役場が置かれ、翌年には、その中から下沖洲が分裂して鍋村に行った。明治三二年町村制の施行により、上沖洲、清源寺、腹赤の三カ村が合

併し腹赤村となった。

三、役場の所在地

清源寺磯田（M44年に移った）

四、歴代の村長名

松本 章策	(M 22・6・9)	}	M 23・9・10
藪 弥次郎	(M 23・11・6)	}	M 29・7・25
芥川 次郎	(M 29・8・15)	}	M 33・8・14
古川 弥藤次	(M 33・9・27)	}	M 36・6・30
小川 次郎	(M 37・9・13)	}	M 37・9・30
中尾 大直	(M 38・3・11)	}	M 39・2・1
西川 清熊	(M 39・12・1)	}	M 41・2・10
相良 頼胤	(M 41・7・20)	}	M 42・3・5
西川 清熊	(M 42・9・21)	}	M 43・8・20
田代 休馬	(M 43・9・21)	}	T 4・10・20
荒木 重徳	(T 4・11・12)	}	T 7・2・5
岡村 嘉門	(T 10・3・7)	}	T 12・5・19
関 忠三郎	(T 12・6・15)	}	T 15・2・7

中尾	昇	(T 15 · 12 · 1 } S 3 · 1 · 28)
松野	又蔵	(S 3 · 2 · 1 } S 5 · 8 · 20)
西依	一馬	(S 5 · 8 · 28 } S 8 · 8 · 28)
宮本政太郎		(S 8 · 12 · 16 } S 17 · 8 · 3)
木山	晋策	(S 17 · 11 · 9 } S 21 · 10 · 24)
藤本	巖	(S 22 · 4 · 5 } S 30 · 4 · 30)
竹本	清	(S 30 · 5 · 1 } S 31 · 9 · 30)

### 六栄村

#### 一、名称の由来

六栄村は明治初期まで永方、塩屋、向野、宮崎、宮崎出目、折地、赤崎の七カ村であったが、宮崎出目村は宮崎村が大きくなったので、江戸時代に宮崎出目村と独立してできた村であった。それで、明治九年一月両村は合併して宮崎村となり、それが九年七月に合併して三カ村になり、明治二二年に、更に合併して六栄村となった。従来の六カ村が合併してできたので、六つの村が共に栄えるように六栄村（むさかえむら）と名付けられ、後に音読みにして六栄村（ろく、えいむら）というようになった。

#### 二、沿革

江戸時代永方、塩屋、宮崎、宮崎出目、向野、折地、赤崎の七カ村であったが、明治五年（一八七二）第二三大区の七小区に塩屋、八小区に残りの六カ村となり、七年の大、小区改正により、第八大区一小区にな

った。

明治九年には、地租改正に伴う合併により永方、塩屋が永塩村に、宮崎、向野が宮野村に、折地、赤崎が折崎村になった。一二年郡区町村編制法の施行により、三カ村が一行政区域となり、一二年の町村制施行により六栄村ができた。

三、役場の所在地

向野安保

四、歴代の村長名

築地	貞俊	(M 22	・ 5	・ 8	}	M 28	・ 3	・ 12)
城戸	基春	(M 28	・ 4	・ 10	}	M 28	・ 9	・ 25)
中尾	裕春	(M 28	・ 10	・ 20	}	M 33	・ 1	・ 7)
石井吉郎次		(M 33	・ 3	・ 4	}	M 33	・ 3	・ 27)
永野 篤藏		(M 33	・ 7	・ 22	}	M 37	・ 4	・ 16)
宮原和司郎		(M 37	・ 5	・ 14	}	M 45	・ 6	・ 10)
関 応藏		(T 1	・ 8	・ 16	}	T 13	・ 2	・ 4)
中島 好人		(T 14	・ 3	・ 18	}	T 14	・ 6	・ 17)
関 応藏		(T 15	・ 7	・ 11	}	S 8	・ 5	・ 17)
一ノ宮満寿雄		(S 8	・ 5	・ 21	}	S 16	・ 5	・ 17)

田添	二雄	(S 16 · 6 · 28	}	S 16 · 11 · 9)
服部	義定	(S 16 · 12 · 15	}	S 21 · 10 · 26)
宮下	孝夫	(S 22 · 4 · 5	}	S 26 · 4 · 4)
築地	邦輔	(S 26 · 4 · 23	}	S 31 · 9 · 30)

清里村

一、名称の由来

明治三二年（一八八九）の町村制の施行により、梅田村、高浜村、牛水村、水野村が合併して清里村ができたのであるが、小野、牛水が清水の湧き出る里であったので、清里村と名付けられたという。

二、沿革

清里村は江戸時代梅田村、高浜村、小野村、水島村、牛水村の五カ村から成り、荒尾手永に属していた。

明治七年には第八大区二小区に属した。九年小野村と水島村が合併して水野村となり、一二年の郡区町村編制法の施行により、高浜、梅田、牛水、水野の四カ村が一行政区域となり、戸長役場が置かれた。その後、二二年の町村制の実施により、四カ村が合併して清里村となった。

三、役場の所在地

梅田

四、歴代の村長名

田上 作太 (M 12 · 6 · 9 } M 22 · 3 · 30)

入江 景方 (M 22・5・4) } M 38・5・7)  
 不破 忠雄 (M 38・6・13) } T 14・7・24)  
 平木 大喜 (T 14・8・25) } S 18・10・29)  
 片山 種喜 (S 18・10・30) } S 20・5・22)  
 高野 伝 (S 20・8・7) } S 22・2・26)  
 島田 一馬 (S 22・4・5) } S 30・7・19)

一、名称の由来

長洲は古くから長渚、千鳥ヶ浜、泣洲の浜等と呼ばれてきた。長洲の地形が自然現象として、長い洲であり、千鳥が遊んでいる長い渚であったので、長洲、長渚、千鳥ヶ浜と呼んだのであろう。又、景行天皇西征の時、その妃御刀媛が天皇の後を慕って日向の国からこられたが、既に、天皇が発された後であり、逢えなかつたのを悲しんで涙を流されたという伝承があり、それで泣洲の浜と言うようになったともいわれる。

二、沿革

長洲は永暦元年(一一六〇)扇崎から三人の開拓僧が移り住んだのがその始めであるといわれている。中世の頃野原荘に属し、小代氏の勢力下にあった。漁業の盛んな港町で、荒尾手永の会所があった中心の町であった。細川藩の頃、在町の位置づけがなされた町である。文政一二年(一八二九)に長洲港が開港し、人口増により、天保二年(一八三一)に長洲上町、長洲下町に分れ、明治九年(一八七六)に上・下が合併し

て長洲町となった。

三、役場の所在地

長洲町大字長洲一、四四〇番地（昭和五三年九月三〇日まで）  
 長洲町大字長洲二、七七二番地（昭和五三年一〇月一日）

四、歴代の町長名

戸泉	昌信	(M 5 · 4 } M 22 · 4)	(戸長時)
戸泉	昌信	(M 22 · 4 } M 24 · 7)	
馬場	貞勝	(M 24 · 7 } M 32 · 6)	
松本	章策	(M 32 · 7 } M 36 · 7)	
馬場	貞勝	(M 36 · 7 } M 41 · 7)	
山口	鶴熊	(M 41 · 8 } M 45 · 6)	
荒木	正夫	(M 45 · 7 } T 3 · 7)	
平井彌太郎		(T 3 · 8 } T 12 · 9)	
立石	健太	(T 12 · 10 } T 13 · 5)	
島津	才藏	(T 13 · 6 } S 3 · 5)	
徳山	信秀	(S 3 · 6 } S 7 · 5)	
村上	友人	(S 7 · 6 } S 8 · 11)	

德永 豊次	(S 8 · 12 } S 11 · 3)
寺田喜次郎	(S 11 · 4 } S 21 · 5)
吉田 一郎	(S 21 · 5 } S 26 · 2 · 24)
西住 憲正	(S 26 · 4 } S 29 · 1)
吉田 信夫	(S 29 · 3 } S 30 · 12)
前田虎之助	(S 31 · 1 } S 32 · 10)
寺田喜次郎	(S 32 · 10 } S 36 · 10) (再)
古閑 二夫	(S 36 · 10 } S 40 · 3)
中逸 光	(S 40 · 5 } S 56 · 4) (四期)
福永 一實	(S 56 · 5 } S 60 · 4)
宮田 靖次	(S 60 · 5 )

### 三、地租改正

代 地租改正の実施 明治政府は廢藩置県後、全国各地の各種各様の地積測量法や租税徴収率、租税徴収法を統一する必要に迫られた。また米の現物納や現物輸送の困難や保管問題、さらに作柄の不安定に伴う米価の変動などにより、政府の収入を予定することができないので、当然改正を要する問題であった。

第五章 政府は明治六年（一、八七三）七月二八日に地租改正条例を公布した。太政官布告第二七二号の要点は次

の三項である。

一、地租賦課の対象を収穫高から地価に改める。

二、税率は地価の百分の三を定率とする。

三、物納を廃してすべて金納とする。

その際一反は三〇〇歩に、一步は六尺一分平方に統一した。熊本県は予備作業である地券渡しは六年にはじまったが、地租改正事業は八年二月に開始され、途中神風連や西南の役のためさまたげられ、一四年九月に完了した。



地 券

地租改正に当り、政府は旧来の収入が減じないよう、旧来の貢租相当の地価を予定して府県に割当てたため、現地調査の数字と一致せず、府県は予定不足分を増し割当てにしたので農民の不平が大きかった。また土地を官有、民有、私有に区分する時、確実な証拠のないものはすべて官有にしたので農民の不満は高まり、明治九年（一八七六）末には全国的な農民騒動がおこり、政府は地租を二・五％に下げた。

地 券 明治五年（一八七二）七月 政府は田畑永代売買禁止令をとき、地券を交付して農民の土地の所有権を認めた。土地調査の結果、一筆ごとにまとめて、全国一定の形式で所有権者に交付された。地券証例は次のとおりである。

この地券証の裏には、

「日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券ヲ有スヘシ  
日本帝国外ノ人民は此土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス、故ニ何等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前  
人ノ所有ト認ムヘシ

日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ 其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質  
入書入スル事（こと）ヲ得ヘシ

売買譲渡質入書等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘシ 若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スル  
トモ其ノ権利ヲ得サルモノトス」  
と書いてある。

三新法と熊本県政 明治八年に初めての地方官會議が開かれて地方制度の改革が進められる結果となっ  
た。そこで一一年四月に太政官布告第十八号を以て初めての新しい地方制度としての法律が公布された。こ  
の布告が三新法といわれる法律である。

郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則の三新法が公布され、正副戸長の官選廃止、大小区制の廃止等  
が決られた。これによって町村としての団体ははっきりと法的に認められることになった。

定員四二名が発足した熊本県議會は明治一二年四月二五日から六月三日まで行われ、一二年度県予算の審  
議をした。当時の議長が玉名の木下助之、副議長は天草の値賀盛純であった。

郡区町村編制法の公布により熊本県は一二年一月二〇日をもって郡区制を実施した。

郡区は次のとおりである。

天草郡	球磨郡	葦北郡	八代郡	宇土・下益城郡	上益城郡	阿蘇郡	玉名郡	菊池・合志郡	山鹿・山本郡	飽田・託摩郡	熊本区	郡区
天草郡山口村	球磨郡人吉町	葦北郡佐敷町	八代郡八代町	宇土郡宇土町	上益城郡御船町	阿蘇郡内牧町	玉名郡高瀬町	菊池郡隈府町	山鹿郡山鹿町	飽田郡横手町	熊本区手取本町	役所所在地
持永義方	園田行直	古閑一足	沢村友義	上羽勝衛	田尻彦太郎	小橋元雄	山田武甫	飯田熊太	井上謙治	岩佐善門	溝口貞幹	郡区長
三六・一一	四〇・二	五五・二	二三・九	三五・一〇	五〇・一一	三八・〇三	四七・〇三	五五・〇二	四五・〇四	四四・〇六	四〇・〇八	年令
小城藩士	〃	熊本藩士	熊本藩士	宇土藩士	〃	〃	〃	〃	〃	〃	熊本藩士	出身

#### 四、戸長征伐

長洲町の騒動 地租改正に伴う一連のやり方に対し、農民の不満が爆発し、遂に農民一揆となった。長洲町でも、長洲を中心に、清源寺、腹赤、宮野、沖洲、折崎、永塩などで、農民たちは民権党の指導なしに、地租や民費の取り立てについて、戸長に苦情を申し立てた。長洲では百数十人が寺に集まり、戸長に民費を返せと迫ったほか、金持の家から米穀を押し借りした騒動があった。

当時、各地で起った騒動について、水野公寿著「西南戦争における農民一揆（資料と研究）」の中にそのあらましが、次のように記されている。

清源寺 自分たちが民費予算やその他の民費金について、戸長のやり方に疑惑があったので、戸長にその点を尋ね、若し、民費金が手許にあれば、それを下げ戻してもらいたいと思い、自分や軍夫に出ている某と発意し村内学校に集合するように村民に呼びかけたところ、皆が同意し、一戸につき一人ずつは出てきて、明治一〇年二月二三日早朝より集合し、戸長に要求した。

しかし、戸長や用掛は、現在民費金があるとしても、下げ戻すべきものではないと自分たちに説得した。けれども、自分たちは承知せず、諸帳簿や算笥を持ち出して見せるように要求した。明治一〇年二月二六日まで昼夜の別なく強く要求を続けたところ、遂に戸長は一戸につき金二六銭と粟を二升五合程ずつを、預り証を取って下げ戻すことを承知し、各自受け取った。

又、この他に明治三年に地租改正のとき、同年納引高引面と唱え、米代金は各村へお下げ戻しになる筈

のところ、なされていないので、その折の担当者に集団で押しかけて、下げ戻すように要求したところ、一戸につき五五銭ずつ下げ戻しがなされた。

しかし、両方の民費金や粟については、巡査より説得され、皆戸長詰所に返納した。

そして、始末書を警察に提出した。

**宮野村** 自分たちは、清源寺村で民費金のことと疑いを持ち、戸長に下げ戻しを要求しているという話を聞き、宮野村でも同様のことについて話し合い、民費金の下げ戻しを戸長に要求することを発意し、明治一〇年二月二五日村方へ呼びかけたところ、皆が同意し、二月二六日各戸一人ずつ出て、村の小学校に集合し、話し合いをしているところに、戸長役場の用掛が出席し説諭した。しかし、村民の一人が、清源寺村では民費金や粟が下げ戻されたと報告したので、用掛と集会の代表数人が同道して清源寺村戸長役場に調べに行き、更に、腹赤村にも調べに行つて下げ戻しを確認した。そして、下げ戻すという証書を差出すように戸長に要求した。

なお人々は戸長役場用掛の家に押しかけ氣勢を上げた。明治一〇年二月二七日正副戸長がやって来て、民費金の支払い精算について逐一答弁したので一同安心した。民費金の下げ戻しはなされなかった。

**沖洲村** 自分たちは明治一〇年二月二日、地租改正による一筆ごとの旧税額と新税額との比較で疑いがある、戸長に問いただすため村社に集合した。ところが県の役人が来て説諭したので、その件については承服した。明治一〇年二月薩軍が熊本県に乱入し、村方は混雑していたが、二月二五日村民は集合し、民費金予算金について疑惑を持ち、人民に下げ戻すように戸長に要求した。当時兵乱の砌、一銭たりとも

貯えおくべき時節ということで要求し、清源寺村同様一戸につき一六錢、粟二升四合ずつを配分した。

なお、一同は戸長に詳細に説明を要求し、二月二十八日、正副戸長の説明により了承した。

なお、明治三年の地租改正による新、旧税額の下げ戻しを一戸につき七錢一厘ずつ配分を受けたが、審査の説得により全額戸長役場に返納した。

**腹赤村** 自分たち明治一〇年二月中旬頃より民費金の成行に疑をもち、明治三年ごろ改正の年納め引高引面代金割戻し等について戸長に質問するよう発意し、二月二十六日より同村小辻に集合し、副戸長、用掛に説明を求める。両氏の説論により、皆引き取る。翌二十八日に惣代として十名の者が用掛宅に出向き、引高引面についての下げ戻し一戸につき三四錢ずつ受ける。

**長洲町** 自分ども明治一〇年二月中旬頃、民費金について戸長に疑惑を感じたので、戸長に問いただすべく、二月二十七日人民へ呼びかけ戸長詰所門前や清臺寺に集まり、右の次第を話したところ、各同意し、戸長詰所に入り込み、椅子その他の品々に破損をさせた。その後、戸長宅に押しかけたが不在であったので、戸、障子その他を破損させた。又、副戸長宅にも押しかけ、同様な破損をさせて引きあげた。

明治一〇年二月二十八日に清臺寺に集まるように聞いたが、実際は集会はしなかった。米一斗三升六合を借り受け、分配を受けたが、組長からの連絡により返納した。

## 五、西南の役と長洲

**概説** 明治六年（一八七三）一〇月征韓論に敗れ、西郷隆盛は鹿児島に帰った。そして、明治七年に

私学校を創立して、子弟の養成に当たった。明治九年に政府筋から中原他三十人の警視庁巡査が募参や父兄の病氣見舞といつて帰省したが目的は西郷隆盛等の暗殺であつたといわれていた。明治一〇年一月二十九日薩摩の急進派百十数人は火薬庫を襲ひ、小銃弾六百発を奪つた。一月三〇日、三十一日、二月一日も同じく火薬庫を襲つて小銃弾を奪つた。二月二日には、中原が私学校の生徒に捕えられた。二月五日に政府は熊本鎮台に戒厳令を下命し、二月九日山県陸軍卿は谷司令官に非常態勢を命じ、全国の鎮台に戒厳令を下した。二月一日十四連隊の一部隊が小倉を發し長崎に向かつた。二月一三日に連隊長心得乃木少佐が熊本鎮台の作戦會議參加のため小倉を出發している。二月一四日別府晋介の指揮する前衛隊が鹿児島を出發した。総軍一万三千人であつたという。この日は五十年ぶりの大雪であつた。

西郷、篠原、桐野、永山が翌日鹿児島を出發した。二月十九日には征討の詔が下り、有栖川宮を総督に任じた。政府軍は谷司令官に熊本城を死守するように命じた。しかし、十九日に熊本城一の丸の天守が炎上した。谷司令官の率いる兵二千四百人、小倉からの來援軍を合せて三千四百人であつたが、有栖川宮總督の下に、參軍として山県、川村の陸、海軍中將、それに第一、第二旅団長の野津、三好少將等が続々と來援し、総勢六万余人になつた。

岱明町史によれば、県下の士族の動向は各人各様であつたが、地元では、反政府、民権拡大ということから、宮崎八郎（二七才）を參謀に、平川惟一（二十九才）を小隊長として協同隊三五〇人が、二月二一日薩軍に投じた。玉名関係では、永方村の築地貞俊（八郎の妹むこ）、築地具哲。上井手村宮崎正誼（八郎の妹むこ）まきむこ。井手村中島武。長洲町一木齊太郎、月田道春（蒙齋の次男）、徳永政次、馬場静修、道木權藏。樺村硯

川五六郎等がいた。

熊本の学校党は、武士の特権回復をはかり、西郷の拳兵に応じて、熊本隊として、薩軍に投じた。横島の池辺吉十郎を隊長にして、一、五〇〇人、一五小隊の編制であった。

北上する薩軍と官軍との激戦が植木向坂において行われ、戦火はいよいよ高瀬に迫ってきた。

二月二四日野津少將の第一旅団の前衛中隊、三好少將の第二旅団、それに乃木連隊が高瀬を守備した。薩軍は高瀬攻略に、右翼は桐野隊、協同隊、中央は篠原隊、別府隊、左翼に村田隊、西郷小兵衛の隊、計二、八〇〇人で戦って、高瀬は一大激戦地となった。この時、小兵衛は戦死した。そして、南関からの野津少將の救援で、高瀬はことなきを得た。薩軍は兵士の疲労がひどく後退していった。その後、戦いは田原坂の激戦へと続いていった。

薩軍は防禦の重点を田原坂におき、山鹿に桐野隊、田原坂に村田隊、別府隊、吉次方面に篠原隊、熊本隊を配置した。かくして、三月四日から同

### 新 川 港

二〇日にかけての西南戦争の関ヶ原といわれる田原坂の激戦となった。  
上沖洲の新川港は官軍の輸送や、軍需品の運送に使われていることが、第八大区二小区（長洲方面七ヶ町村）戸長岡村喜加久の県への報告によりわかっている。

古老の話によれば、新川港に荷揚げされた弾薬や軍需品を運ぶために出夫するよう公役が言ってきた時、最初誰も行こうとしなかったそうである。



それで、くじ引きで平原の某氏が決ったが、その夜腹痛で行けなかったのも、その妻が男装して行き、官軍にほめられたという。それから、地元の人たちがすすんで弾薬運び等に出夫するようになったという。

激しい攻防を繰り返した西南の役も、九月二四日の城山陥落をもって終った。

西南の役で両軍の死傷者は、次のとおりであった。(田原坂争奪戦記より)

官軍 戦死 六、八四三名

戦傷 九、二五二名

薩軍 戦死 五、〇〇〇名

戦傷 一〇、〇〇〇名

又、両軍の兵力は次のとおりであった。

官軍 五四、一三八名

薩軍 二四、〇〇〇名

### 西南の役の軍夫

**軍夫の徴用** 官薩両軍を含めて、西南戦争には多くの兵士、軍夫が動員された。長洲からも多数の軍夫が出されたといわれている。その様子が、わずかに残っている彼等の日記からそのあらましが分かる。

軍夫は徴用されて、武器、弾薬、食糧の輸送に当り、又、戦闘による死傷者を後方に運ぶ輜重部の役割を果たしたもので、戦闘の勝敗を決する一つの重要な要素であったので、官薩両軍とも 軍夫の確保には大きな努力をした。

薩軍の場合、軍夫を大小荷駄と呼び、最初千二百人を徴用し、鹿兒島を出発した。そして、その絶対的不足を補うため熊本で強制的に農民を徴用した。

これに対して軍費の豊かな政府軍は行政機構により徴用を行った。全軍費四千二百二十二万円の三二%に当たる千三百六万円を軍夫賃金に支払っており、これは支出項目の第一位で、第二位の銃砲彈藥費の三倍である。その金額は軍夫延べ二千三十五万余人分の賃金とされている。実人員は末期の延岡追撃のころ、全軍の役夫十五万人以上といわれている。

これほど多くの民衆が軍夫として戦争を直接体験した。この軍夫徴用には市長用掛の役人が当った。志願者の中から身体強壯で、「九州地方何国へ派遣セラレ、専ラ戦地彈藥飛來ノ場所へ使役セラルトモ厭ハザル者、無期限ニテ使役差支ナキ者」を軍夫とした。使役日数は最初五日間が、四月ごろ二十日間、七月ごろ無期限となった。賃金も戦局の展開によって六月ごろから切下げられ、百人長の日給が二円五十銭から一円、二十人長が一円五十銭から七五銭、平夫七五銭が五十銭になった。他に、一里につき五銭の旅費が付け加えられた。

その徴用法は官軍の輸送関係の人は軍の輜重部の小使として、周辺の村々から応募した。応募は、もっぱら徴集であり、区長、戸長を通じて行われた。

近 玉名地方は戦場であるから、区長や戸長は官軍に協力のため「泥濘暗夜ノ中モ東西ニ奔走シ、粉骨碎身の心労、鼓舞した。」米、薪炭の運搬、米二十俵を炊き出す。代金受納、南関飯庁へ負傷者の護送、空屋への負傷者の収容、戦死者の埋葬などがある。輜重部附属志願は次のようにして登録されている。

輜重部附属志願

私儀

軍団輜重部附属志願仕度奉願候事

第七大区九小区山田村千式百八拾七番地

明治十年四月 右掛戸長 ○〇印

熊本県権令心得内務権大書記石井省一郎殿軍夫は平夫百人を以て一隊となし、百人長壹人を備へてこれを統轄せしめ、二十人を一伍となし、各伍一名の長を備え、計五人を以てこれを統轄せしめ、その員数の如きは、日々四百名を召集発進せしむるものとす。(福岡近傍久留米の場合それぞれ二百人)。はじめ人夫着到の場所は木葉町輜重部であり、軍夫募集は軍の緊要度で定めると規定されている。

「人足百六人、内百長一名、二十長五名、夫卒百名、第八大区三小区荒尾村八百八十四番地、平民、百長、池原子之次郎

右者御軍事御用の希望出願の処御採用此

二付、則名録相添出夫仕候

明治十年四月十七日

右掛戸長 硯川鉄蔵印

木葉輜重部人事掛御中

人夫には本鑑が渡された。

馬も横島、青木、向津留の各邑から一二疋宛合計百五十四疋の徴用がみられる。これは馬一疋に人足一人が付くのである。

海上輸送にも運送願を出して登録されねばならなかった。

年令は百人長、二〇人長は、二五才から五〇才未満で、才幹のある者とされている。これは戸長による人物保証が必要とされていた。

百人長に引率されて、軍団輜重部に出頭した軍夫たちは、次のような心得が読み聞された。

一、軍団ノ役夫タル者ハ、一体ニ軍属トミナシ 諸犯罪は軍律を以テ処ス

一、三人以上申合セヨロシカラザル事ヲタクム、此ヲ徒党ト言ヒ、徒党ハ軍法ニオイテ嚴禁ト心得ベキ事

一、脱走盜奪押買押備ナラビニ理不尽ノ会谈ニ及ブ者、ソノ他一切ノ悪事ハ細少トイエドモ、罪科申付ベキ事

一、誠実ヲ旨トシ万事ノ御用向念入シ相勤ムベキ事

軍夫は日本近代軍隊のなかで最初の軍属であっただろう。その軍夫に改めて徒党嚴禁を申し渡しているのは民衆の団結力に対する軍の敏感な反応を示していて、それも、一月から三月にかけて農民騒動が展開した県下各地で軍夫徴用を行っていくからであつたらう。

代  
近  
百  
人  
長、二十人長、平夫の階層は村のなかの人望、貧富といった階層を基礎として秩序づけられており、軍は百人長を把握することで、軍夫全体を維持統制していった。日常的支配機構、意識に立脚して軍夫の組織的動員は可能であつた。そのため志願の形は取つていても、事実上、強制力による徴用と変らなかつた。

軍夫徴用に戸長、同掛の村役人がかかわったことは、逆に言うと、その機構が崩かいしたときには徴用が不可能になることを意味した。農民騒じょうの展開は現実はその可能性を示していた。騒じょうは直接には村役人の租税徴収不正などを追及したのだが、行政機構は一時停止した。激しい打ちこわしを展開した阿蘇地方では三月末には鎮圧されてしまうが、戸長はその後始末に追われ、八月頃からしか軍夫徴用はできなかった。

薩軍は騒じょうがつくりだしている有利な客観的情勢、つまり騒じょうが政府軍軍夫の徴用を停滞させているという情勢を理解しえなかった。

(資料)

熊本県 百人長 新 改平

其方儀当団傭人已来日夜勉勵能ク部下ヲ使役シ奇特之事ニ付聊カ乃為慰勞金壹円遣候事

明治十年八月八日

別動隊第三旅団

輜重課

(この項の執筆者 福島作蔵)

## 六、地方自治の確立

人民総代 熊本県は明治九年十二月に県乙第一四七号により制定公布された町村総代二名ずつを選定す

ることを、郡区町村編成法の施行に伴ない改正の必要が生じてきた。



明治12年町議會議事録

それで明治十二年二月十三日県は甲第六〇号で全文改正を布達した。それは、総代は町村内の約三十戸から一人が公選により選ばれること、選挙資格は満二十才以上の男子であること、被選挙人は満二十五才以上の男子であること、それは「不動産所有者二限ル」という制限選挙であった。なお、総代のなから一、二名が郡総代として選ばれ、郡の問題を協議した。

長洲町人民惣代並惣代委員設置法 長洲町では、明治十四年九月の長洲町議会において長洲町人民惣代並惣代委員設置法と同心得並に給料の件が次のよう決められている。

#### 玉名郡長洲町人民惣代並惣代委員設置法

第一条 惣代人ハ各町内公共之事務人民代理取扱イノ為設ケルモノトス

第二条 此定則ハ本年ヨリ施行スル者トス、但實際差支有ル時ハ会議ニヨ

イテ更正スルモトス

第三条 惣代人之員數ハ戸長之見込に任ス

第四条 惣代人之内委員式名ヲ設ケ協議費一切之事ヲ擔當セシム

第五条 惣代人ハ該目之公撰ヲ以定ムル者トス、尤左ニ掲ルモノハ惣代タ

ルヲ得ス

一、風癩白痴ノ者

一、官吏 教員 教導職

一、身代限之処分ヲ受負債ノ弁償ヲ終ラザル者

第六条 被撰人ハ滿二十五年以上ノ男ニシテ当町本籍ノ者タルベシ、但撰挙人ハ本籍帶留ヲ不問二十年以上ノ男子タルベシ

第七条 惣代人ハ投票多数ヲ以当撰人トス同数ノ者ハ年長ヲ取、同年ナラバクジヲ以定ム

第八条 当撰之者ハ戸長役場ヘ届書差出者トス

第九条 惣代委員ハ惣代中ヨリ互撰スルモノトス

第十条 撰挙之事務改撰ノ期日ヲ人民ヘ報告スル等ハ戸長ニ委任ス

第十一条 諸税金上納之節ハ惣代人ヘ依托シ戸長役場ヘ納ムル者トス

第十二条 惣代之任期ハ三年トス満期ニ至改撰スルモノトス但前任者再撰スルモ妨ナシ

又、人民惣代並に惣代委員心得並に給料の件につて、次のように決められている。

玉名郡長洲町人民惣代並惣代委員心得並給料の件

一、惣代人ハ左ノ件々ヲ取扱者トス

第一条 人民一般ノ世話方ハ勿論互ニ親睦共和ヲ旨トシ各自産業ニ従事セシメ且困難相救ノ急務ニ位置スリヲ要ス

第二条 諸税金ノ上納ノ節ハ人民ノ委托ヲ受組合人民代理トシテ戸長役場ヘ納ムル者トス

第三条 戸長役場ヨリ布告布達ヲ通達スル時ハ組合中へ速ニ通達スル者トス

第四条 戸長役場ヨリ人民一般ヘ対シ協議アル時ハ人民ニ代リ返答弁解ヲ主掌スル事ヲ得ル其協議之事件ハ

必ス組合中へ速ニ通知スル者トス



惣代人會談録

第五條 共議費割賦並出納一切ノ事

第六條 協議費決算表ヲ製シ毎年七月、十二月惣代中へ送スル事

第七條 共有地之地租等役場へ納ムル者トス

一、惣代人給料ハ一ケ年一戸ニ付拾七錢宛受持ノ戸数ニ応シ協議費ヲ以毎年七月、十二月支給スルモノトス  
一、惣代委員之年給一名ニ付拾貳円宛毎年七月、十二月協議費ヲ以支給ス  
一、惣代人並惣代委員へノ給ハ會議ニ於テ増減スル事有ベシ

長洲町には明治十六年一月からの惣代人會談録という議事録が残っているが、町のいろんなことについて話し合いがなされている。

會議は毎月一回行われ、会場は、その都度変り、四王子神社宮司の松田宅、西光寺、清台寺、三宝寺、役場等で行われている。

その會議録は次のとおりである。

#### 惣代人會談録

長洲町戸長役場に明治十六癸未一月という日付けの惣代人會談録が残っており、それには次のようなことが書いてあり、当時の長洲町の様子が分る。

● 明治十六年癸未二月十九日(旧一月十二日) 松田方(四王子宮宮司宅)ニ於テ會談

一、營業税不納并御初穂金來ル廿四日迄皆済之事

一、共議費取立之儀三月九日迄皆済ノ事三月廿一日西光寺ニ於テ惣代会談願書

一、學務委員投票之事

廿三日限役場へ差出す事

一、共議費取纏之事

廿五日限

一、社内土持日取之事

四月十五日ト予定多数ノ砌ハ役場ヨリ連絡ス

一、補欠議員投票の事

多数五名 会谈録ニ有り

●四月八日役場ニ於テ惣代会談頭書

一、地租十二年度過納金下渡之事

一、九百五十年季祭北岡神社寄附誘導之事

一、社内土持十五日十六日両日夫役之事

一、牛水境堀切□井樋之事

大塩欠止

一、本月九日ヨリ十一日迄當小学校試験ニ付惣代人初父兄傍聴示方之事

●六月十七日西光寺ニ於テ会談

一、衛生委員兩名設置ニ付報知

議會投票多数 一木丸次、岡崎政

一、惣代委員兼務之事

一、医師中依頼之件

一、消防組増員并器械費寄附誘之事

夫役受方ニ相決候事

甲第百五十三号

各町村消防組編製方手續相定候条自々編製スルモノ左ニ準據可致尤從來編製済之町村ト雖第八項ノ手續ニ

ヨルベシ此旨布達候事、但シ從來ノ布達ニ指令等低触の分ハ総テ廃止ト可心得事

明治十五年十一月十五日

熊本県小書記友島義之

一、消防組ハ每町村或ハ数町村聯合協議編製スルモノトス

一、消防人員ハ其町村実況ニヨリ一組二十人以上適正編製スベシ

一、消防器械ハポンプ或ハ龍吐水等可成準備スベシ

一、消防人員ハポンプ龍吐水等ニ掛ルモノト別ニ労カスルモノトハ豫テ人撰シ區別シ置クモノトス

一、毎組見安キ様高提灯或ハ旗或ハ纏等エ其組ノ名ヲ記スベシ

一、組長小頭ハ火事場ニ於テ混雜ナカラン為メ指揮監督スルニハ可成見安キ印アル提灯ヤ旗等ヲ携帯スベシ

但組長小頭等選替ノ節ハ其時二届出ベシ

一、総テ消防組ハ火事場ノ進退ハ警察官ノ指揮ヲ受クベシ

一、營業税ノ事

一、旧大明神目当松保存之事

●七月十五日松田方惣代会談頭書

一、三角海門之事

一、諸税金徴集之事

出席惣代人

徳山信一、深川定三郎、松村俊平、脇坂甚作、濱田久平、宮本直平、益富源蔵、中島庄吉、織田、  
松本清作、船崎十平、川田十次郎、木村久米次郎、濱崎太平次、宮田宅次、福田源蔵、宮崎直喜、高野幸  
蔵、福岡謙蔵、大石伴次郎、

●七月二十五日三宝寺ニ於テ会談

一、清源寺川塘夫役之事

八月一日惣出夫之事

●七月三十日西光寺ニ於テ会谈

一、明三十一日各町ヨリ惣代壺名以上出方丁場受取之事

一、出夫中市中心肝要之事

一、當町消防組出役除否協議ノ事

一、働人数ヲ以出夫之事

下ノ割ヨリ一番、新山、二番、上今町、三番、西新町、四番、新町、五番、出町、六番、宮ノ丁、七番、上本町、八番、宝町、九番、磯町、十番、上東町、上の割、一番、下東町、二番、中町、三番、西荒神、四番、下本町、五番、東荒神、六番、下今町、七番、大明神 八番、中今町

八月一日

一、上酒五本 上今町

一、同 四本 新町

一、同 三本 西町

代金壺円九十二銭 壺本分 十六銭

清源寺村掛川塘破壊所修繕格別勉勵致シ

一番 二番 三番竣功奇特之義ニ付為其賞頭書之通給與之事

明治十六年八月一日

玉名郡長洲町戸長役場印

● 八月八日西光寺ニ於テ会谈頭書

一、雨乞出方ノ事

来ル十日ヨリ惣代中出方之事

簾太鼓出方之事

● 十月二十二日西光寺ニ於テ会谈

一、自飲酒鑑札願出之事

来ル二十五日マデ願出之事

一、中学校費割戻之事

消防器械之寄附共議決定

一、諸税金并共議費等徴収ノ事

一、秋季試験後直チニ学齡誘導之事

● 十六年十一月二十八日惣代会談頭書

一、田方代米納及預ケ米取調ノ事

一、肥貝取方十二月中差止め之事

来ル十二月中耆人ニ付二十錢宛違約金トシテ

一、学齡一ト組ヨリ耆名宛誘導ノ事

- 一、皇太神御分靈維持方ノ事
  - 一、薬價料旧七月両度謝儀可致儀医師中ヨリ依頼ノ事
- 明治十七年一月十六日会議
- 一、徴兵令改正ノ件
  - 一、皇太神宮大麻布ノ事
  - 一、共議費取纏ノ件
  - 一、營業税徴収ノ事
- 二月十三日戸長自宅談
- 三月二十二日西光寺ニ於テ会谈
- 一、共議取纏之事
  - 一、田方四期納徴収之事
  - 一、市中掃除法方之事
- 来ル四月一日一統掃除ノ事
- 一、種痘普及法方ノ事
- 四月二十日西光寺ニ於テ会谈
- 六月十七日西光寺ニ於テ惣代協議
- 一、徴兵適当者慰勞金授与之事

郡協議委員 松隈市郎

一、鑑定委員設置之事

江副忠藏 一木丸次 岡崎 政 徳山 信一、福間謙藏、吉田勇次郎

一、地籍編製ニ付調人雇入之事

惣代委員 一木丸次 徳山 信一

一、徴発令周旋人并物件取扱方法設置届ノ事 周旋人 当町人民惣代中 福田源藏他三十二人

●六月十九日西光寺に於テ会谈

一、鑑定委員再撰挙会之事

上町ヨリ五名、下町ヨリ五名決定

元下町 福間謙藏、徳山信一、吉田勇次郎、高野幸藏、大石庄九郎

元上町 江副忠藏、一木丸次、岡崎 政、宮田宅次、江副善次郎

一、町會議員投票之事

一、徴兵適当者慰勞金授与之事

委員 松隈市郎

一、学齡就学督責学務委員各町巡回来ル二十二日出町ヨリ着手之事

●八月十五日西光寺ニ於テ会谈頭書

一、惣代委員二名設置シ共同事件并共有地所等一切擔當致ス可事

但シ当町デハ次ノ四人を選出、一名五円宛坂田藤蔵、宮田宅次、松尾常正、福岡謙蔵

一、神官給料維持之事

一、本年地方税并共議費戸数割

極貧民ヲ救助之事

但シ、極貧民ヲ惣代人ヨリ調べ役場ニ於テ調査ノ上賦課徴収スル事

●八月二十八日

一、学校移転之事

一、風災救助并願之事

●九月十五日西光寺ニ於テ惣代協議

一、本年前半郡地方税戸掛上納ノ事

来ル廿二日役場納ノ事

一、徴兵適齡慰勞金募集ノ事

壹円五十錢宛惣代中ヨリ取立役場納ノ事

一、消防頭取并小頭出夫免除ノ事

但シ、頭取二名小頭十三人非常ノ変ニ臨諸事周旋可致事

●九月二十二日西光寺ニ於テ惣代会談

一、本校風災ニ罹リ造築ノ事

此儀分校建方ノ上本校着手其跡片付ノ儀ハ廻夫ヲ以テ至急取図ノ事

一、本年前半郡地方税并町費徴収之事

一、風災焚出諸入費渡方之事

此儀薪代諸入費町役ニシテ極貧民ヘ配当ノ事 焚出受タル者ニ限ル

一、火見半鐘再築之事

一、貧民戸外ニ印ヲ立可申事

●十二月七日西光寺ニ於テ惣代会談

一、今町橋修繕ノ事

一、籠屋修繕ノ事

一、火見半鐘再築之事

一、地租割追徴十日限取立ノ事

一、新塘ヨシ原洲之事

一、出生届ノ事

一、風災小屋拂料并救助配当ノ事

●十二月廿二日西光寺ニ於テ惣代会談

一、学校建築委員設置ノ事

四名、壱名当金拾五錢宛

松尾常正、徳山信一、大石勇次郎、宮田宅次  
是ヨリ明治十八年分

● 一月二十八日

一月二十九日 西光寺

● 一、初日諸帳簿額下調

一、検査員出張 廿九日

● 二月二十七日戸長自宅惣代会談

一、戸掛○郡上納ニ限り沓番上納組ヨリ五番上納マデ為慰勞賞與スル事

一、十七年度前戸掛不納取纏ノ事

一、旧後半期三月一日限上納ノ事

● 明治十八年四月八日三宝寺ニ於テ惣代会談

一、貧民一時救助之事

● 役場ヨリ上下ニ派出至急富家中ヨリ救助相誘事

代 一、専ラ節儉ヲ加工諸興行等ニ関係致ス間敷事

● 明治十八年五月十八日惣代会談西光寺

近 入札拂五月二十三日迄入札役場工届出之事

第五章

マ  
マ  
千檀八本

四番四尺 八番五尺 九番四尺 拾番七尺 拾貳番五尺 拾五番四尺五寸 拾六番六尺五寸 拾七番五尺

ノ八本

上山堀切ヨリ北

壹番六尺、貳番四尺 三番五尺、四番三尺五寸 五番四尺 六番九尺 ノ六本

中山松木九本

壹番六尺、貳番五尺、三番七尺（中折） 五番五尺、六番七尺五寸 七番五尺、拾壹番七尺五寸中割レ、

十三番五尺五寸、拾四番五尺、ノ九本

下山松木拾壹本

壹番六尺 貳番五尺 三番貳尺五寸、四番三尺、五番貳尺、六番貳尺五寸、七番三尺五寸、八番三尺五寸、

九番三尺五寸、拾番三尺、拾壹番三尺五寸、ノ拾壹本

合三拾四本也 千檀八本

松二十六本

一、營業等級調査委員

六名投票ノ事

松尾常正、福岡謙藏、大石善九郎、一木丸次、江副恐之介、岩男内藏次

一、第二回追徴并病院入費徴収ノ事

一、当氏子惣代改撰之事

但人名四名 元上町式名 下町式名

七点 松尾 常正 八点 大塩佐多七

七点 宮田 宅次 八点 福田 源藏

●六月三十日西光寺ニ於テ会谈頭書

一、諸營業開廢業調出ノ事

但漁業并歩行商及理髮人湯屋紺屋絞油質屋其他国税菓子製造卸小売

一、基地取締中管理者設置ノ事

一、非常勤勉節儉規約之事

一、當社神官給料取立添方之事

一、壱ケ年ニ付弍銭両度ニ取立委託ス

一、高濱村掛川塘損所出夫之事

一、消防法被四十八枚不用ニ付入札拂之事

一、太麻初穂金未納ノ各町ハ至急取立神官工可相納事

七月五日限皆納ノ事

一、貯金預所工預ケ入之事

一、政府発行紙幣十九年一月ヨリ漸次銀貨と交換

一、地租徴収期限三期以下改正

三期 該年十一月一日ヨリ十二月十五日限

四期 十二月十六日ヨリ一月二十五日限

五期 一月二十六日ヨリ三月三十一日限

六期 四月一日ヨリ四月二十日限

田方 二分五厘宛

●明治十七年八月十一日

惣代人改正并組長設置（長洲町戸長役場）

出町惣代人 平木九八郎

新町 岡崎 政

〃 吉田 源平

西町 宮田 宅次

〃 脇坂 甚作

宮の丁 宮本 格次

〃 秋月 壽吉

松原町 坂田 藤蔵

〃 成瀬嘉三次

〃 福田 卯作

〃	中 町	上 東 町	〃	〃	上 今 町	〃	上 本 町	〃	〃	〃	〃	磯 町	〃	〃	宝 町	〃
大石善九郎	一木夫藏	福田源藏	馬場千卜	川田十次郎	廣田栄七	北川勝正	宮崎直喜	山形七藏	高野增平	船崎十平	荒木保太郎	鈴木熊太郎	宮本直平	濱田久平	松村俊平	木原善吉

〃	宮原 敬藏
下本町	益富 源藏
〃	中島 庄吉
西荒神	松尾 常正
〃	木原浅次郎
東荒神	城戸壽一郎
〃	大石 伴七
下東町	深川定三郎
〃	福間 謙藏
下今町	浦野多喜馬
〃	清富 只次
中今町	松高甚平次
〃	今村 林七
下塩屋町	大塩佐多七
〃	濱田 林吉

合計四十一名明治十七年八月十五日設置

●明治十八年九月十五日三宝寺ニ於テ会談

一、營業鑑札ノ事

一、節儉規約ノ事

一、地方税并町費戸掛之事

一、公有地下町限書換願着手ノ事

一、神官給料ノ事

一、学校落成ニ付入学督責之事

一、中町下夕出夫ノ事

一、徴兵慰勞金ノ事

一、今町橋架替之事

但神官各町惣代ト同行戸別打廻ノ事

一、コレヲ病豫防ノ為メ県庁ヨリ給与セラレタ石炭酸毎戸配賦之事

一、便所其他不潔ナル所等悉ク掃除可致事

一、下利吐瀉一度発候得バ神速医師ヲ招キ可申事

一、當学校当分閉校之事

代  
近 ●十月廿三日当社内ニ於テ惣代会談

緒方警部補、川崎警部補

第五章  
一、飲食并清潔法注意ノ事

一、町費至急取纏メノ事

●十一月三日西光寺ニ於テ会谈頭書

一、地押事業惣代式名撰定之事

地主惣代 荒木伝平、荒木保太郎

役場業生擔当 倉岡政次

一、今町橋架替着手當人撰定之事

此費一切金五拾円 土除ケ解方掛方夫迄

学校残材木九本 シックヒ

手擢斗當分用ル 惣仕上迄

一戸五錢宛来ル十五日限

受負人 宮本格次

一、十七年前半郡町費不納取纏人組々巡回至急取纏ノ事

一、駅傳規約設置ノ事

一、自今二期納不納処分ノ事

一、町費不納者処分ノ事

●十八年十二月四日西光寺ニ於テ会谈

一、節季年頭必ス新曆ニテ執行可致候事

是儀旧曆ニテ節季年頭致ス者ハ違約償トシテ五日間出夫致ス可キ事

一、郷社大祭ノ事

一、田租 三期本月十日限

一、各營業稅十五日限鑑札一同ニ上納ノ事

一、道路費ノ事

一、郡役所上納金ノ儀天保錢等壹円ニ付一錢ノ割ヲ以テ上納可致事

一、穀物商規約書之事

一、今町橋板張架方之事

一、本月五日ヨリ当学校ニ於テ小学試験ノ事

一、見取ノ儀明五日ヨリ当分差止ノ事

違約スルモノハ分署に届出五日間出夫致サス可キ事

一、大麻配賦ノ事

一、当町役場建築之事

代 ●八月廿一日会議頭書 長洲町役場

一、乙第百廿九号当有二属スル各種ノ地所調査一筆限帳 (八月二十日限)

一、甲第三十九号民力裁判官取調調査進達 八月三十一日限

一、乙第四百四十三号十五、六兩年十二月三十一日戸数人口職業等ノ調 八月二十五日限

一、乙第三百三十八号十五、六当年間地所の売買調 八月中

二、乙第八十五号土切用材云之達ニ付部分木願ノ事

一、乙第四百四十六号問屋仲買小売数等調査 八月二十五日限

一、甲第五十五号諸願伺届書等前罪余白取消ノ事

一、戸長ハ兼学務委員ノ辞令交付ナシトイエドモ教育令第十条及ビ学務委員薦挙規則第三条ニヨリ自カラ

其職任ヲ有スベシ

一、衛生布達便覧ノ事

水理土切會区域調之義ニ付諮問

非常勤勉規約

一、每労働時間ハ日出ヨリ日没迄トス

但シ、休息ハ三度食時ノ外両度トス其時間三十分間ヲ過グ可カラス

一、毎月一日、十五日ノ両日休暇ス可キ事

一、朝起夜寝ル時ハ総代ヨリ鐘又ハ太鼓ヲ以テ報ス可キ事

一、毎年十一月一日ヨリ四月三十日マデ朝繩式頭夜三頭宛稼クベキ事

但シ男子十六才ヨリ五十才迄一日ニ付老人ヨリ老頭宛十日越毎ニ総代ヨリ取纏メ之ヲ売却シ其金ハ各自ノ

名前ヲ以テ驛通局貯金預ケ所へ預ケ置キ不虞ノ備トス

非常節儉規約

- 一、婚禮ハ至近ノ親類縁家其他ハ向三軒両隣ヲ招クニ過キザル事
  - 一、葬式ハ家ノ貧富ニ適フトイエドモ凡ソ十戸ヲ一組トシ其組内ニテ相営ム可キ事
  - 一、村社祭礼ハ親戚故旧ノ外来往スベカラザル事
  - 但シ三味線ヲ弾クベカラズ
  - 一、絹服ヲ新調セザルコト
  - 但シ在来ノ品并自製ノ品ヲ用ユルハ勝手タルベシ
  - 一、婚葬祭ノ外五人以上集会シ酒食ヲ為ス可カラザル事
  - 一、蝙蝠傘并襟卷ヲ新調セザル事
  - 但シ在来ノ品破損ニ及ブ適用ユルハ勝手タルベシ
  - 一、踏物ハ表付雪駄ノ類新調セザルコト
  - 但シ在来ノ品ハ前条ニ同ジ
  - 一、急用其他老衰又ハ病患者之外乗車セザル事
  - 一、男子ハ勿論婦女子タリ共遊芸稽古セザル事
  - 一、芝居繰人形浄瑠璃軍談祭文等諸遊芸興行セザル事
  - 一、婚礼ニ樽入又ハ厄入日明孫祝等祝宴ヲ為スベカラザル事
  - 一、兜人形弓矢羽子板雛台弓等ノ取遣ヲセザル事
- 右之条ハ來ル明治二十二年十二月迄規約候事

明治十八年六月

勤勉規約

第一 勤務時間ハ例刻ニ忒時間ヲ増加スル事

第二 公務出張中ハ宴会ヲ開カザル事

但シ情アルトキハ此限ニアラズ

第三 同僚ノ来往ニハ容易ニ酒ヲ用ヒザル事

但シ故アリテ用ユルモ雑之品ニ過クベカラズ

第四 外賓ハ前項ノ限ニアラズ

第五 絹服ヲ新調セザル事

但シ在来ノ品及ビ自製ノ品ヲ用ユルハ此限りニアラズ

第六 書記以上ハ五ヶ月御用係以下ハ七ヶ月ヲ期シ毎月会計ニ於テ俸給ヨリ控除シ各自ノ姓名ヲ以テ駅通局

貯金預所ニ預テ以テ臨時義捐ノ資トスル事

第七 前条ノ期満ルノ後月給式拾分ノ一宛ヲ預ケ以テ不虞ノ備ヘトスベキ事

第八 本約ハ明治十八年七月ヨリ実行ノ事

町村制の施行 郡区町村編制法も実施後一〇年も経過すると、その改正を必要としてきた。即ち、小町

村の存在を許すことが必然的に地方財政負担の増大を来たし、財源としての地租割、戸数割に弾力性がなくなつたので、この負担を軽減定安させる国家財政の一翼を荷わせるために町村の合併を実施する以外に方法

はなかつた。憲法施行の時期が切迫すると、政府は隣保団結の旧慣とは矛盾すると考えながらも自然村が行  
政村化するために町村制を發布して町村合併が強行された。

## 第二節 明治の産業、教育、社会

### 一、民 業

長洲町は江戸時代に在町の位置づけで、町に商札を認められていた。文政七年（一八二四）の商札八七、  
廻船五七であったと荒尾手永の手鑑に記してある。この流れをうけて、明治の民業も次のとおりである。

明治一二年頃の長洲の民業について、「玉名郡村誌」に。次のように記されている。

男農三三五戸 大工職一三戸、左官職二戸、木挽職一戸、鍛冶職九戸、桶具職六戸、質屋一〇戸、絞油職  
六戸、染物職五戸、麴職七戸、旅籠屋三八戸、傘張職三戸、呉服屋五戸、穀物屋四〇戸、醬油職四戸、小  
間物屋二戸、古着屋二戸、瀬戸物屋一戸、下足屋二戸、荒物屋三戸、古道具屋二戸、洗湯職九戸、濁酒職  
八戸、酒類受売屋四七戸、魚屋四戸、煮売屋五戸、塩魚屋八戸、味噌職一戸、青物屋二戸、菓子屋二五戸、  
菓蓐製造職二戸、豆腐屋一八戸、石灰焼職六戸、漁業三三三戸、綿打職七戸、畳刺職四戸、髪結一〇戸、  
提灯張職三戸、仏具師一戸、戸数 本籍一、一二二戸、土族四七戸、平民一〇七四戸、社一戸、寺四戸、  
計一、一二六戸

人数 男 三、〇七七口

女 三、〇五八口

計 六、一三五口

舟車 日本形船三二四艘

二百石未満五〇石以上八艘

五〇石未満一九艘

漁船二九七艘

人力車一七輛 荷車七輛 計二四輛

## 二、農業の変遷

長洲、上沖洲、清源寺は、半農半漁の地域であったが、他は農業地域であった。各地域別の明治十年頃の概要は田辺哲夫編「玉名郡村誌」に次のように記されている。

(梅田)

田 二十四町七反二畝四歩(新検反別)

畑 二十七町九反一畝九歩(新検反別)

作物 米三百石、大豆百十石、小豆十石、裸麦百八十石、小麦六十石、粟三百石、甘藷十五万斤、大根一

万斤、榎実五百斤、菜種十五石、豌豆三十石、夏豆三十五石、梅二石、柿七俵、南瓜千、西瓜三百。

農家戸数六十戸（全戸数六十四戸）

（高浜）

田 八十七町三反二畝（新檢反別）

畑 五十四町四反四畝八歩（新檢反別）

作物 米千二百八十石、大豆二百二十石、小豆二十五石、裸麦五百石、小麦百八十石、粟五百五十石、菜

種十五石、夏豆百三十石、豌豆三十石、甘藷二十七万斤、大根二万五千斤、樺実千斤、柿十四俵、梅二石

農業戸数百二十戸（全戸数百三十二戸）

（長洲）

田 四十町六反八畝十三歩（新檢反別）

畑 百町一反一畝十四歩（新檢反別）

作物 米六百石、大豆四十六石、裸麦千二百二十石、小麦二十二石、粟六百五十石、甘藷七十三万斤、大

根千五百斤、樺実五百斤、楮皮四貫目

農家戸数三百三十五戸（全戸数千百二十一戸）

（宮野）

田 七十八町八反八歩（新檢反別）

畑 九十二町九反三歩（新檢反別）

作物 米千百三十石、大豆四百八十石、小豆三十石、裸麦八百石、小麦七十二石、粟千二十石、夏豆三十

七石、豌豆十五石、甘藷三万三千斤、大根五千二百斤、南瓜五百、西瓜千五百、梅五石、柿十俵、櫛  
実千斤、竹皮七貫目

農家戸数百二十戸（全戸数百三十七戸）

（折崎）

田 五十二町五反一畝十七步（新檢反別）

畑 四十町四反七畝十一步（新檢反別）

作物 米七百八十石、大豆二百石、小豆十三石、裸麦四百七十石、小麦九十石、粟四石、夏豆三十石、豌豆

四十石、芋十石、甘藷十二万三千斤、大根四万斤、南瓜三百、西瓜千、瓜三百、胡瓜千、茄子三十荷、

梅三石、櫛実千三百斤、柿二十俵、梨五荷

農家戸数七十戸（全戸数百二戸）

（永塩）

田 七十六町六反六畝二十八步（新檢反別）

畑 四十四町六反九畝二十三步（新檢反別）

作物 米千二百四十石、大豆二百三十石、小豆十五石、裸麦六百八十石、小麦五十三石、粟五百石、夏豆

四十石、豌豆十石、甘藷十六万斤、西瓜八百、大根六千斤、梅三石、柿十俵、梨五荷、櫛実三千斤、

農家戸数百一二戸（全戸数百十四戸）

（腹赤）

田 三十一町五反一畝二十四步（新檢反別）

畑 六十一町八反三畝八步（新檢反別）

作物 米三百五十石、大豆二百石、小豆三十石、裸麥四百六十石、小麥百七十七石、粟五百三十石、夏豆

四十石、蕎麥二石、菜種六石、胡麻三石、甘藷十八万斤、大根四万九千斤、梅二十石、澁柿十五石、

榲桲三千斤

農家戸数七十四戸（全戸数九十八戸）

（清源寺）

田 六十町八反三畝六步（新檢反別）

畑 八十三町四反四畝二十八步（新檢反別）

作物 米千四十五石、大豆百七十五石、小豆三十二石、裸麥六百五十九石、大麥七十石、小麥百八十八石、

粟八百十三石、蕎麥三石、夏豆百五十七石、菜種七石、胡麻四斗、甘藷三十万斤、大根十三万四千斤、

梅二石、澁柿五石、榲桲六百斤

農家戸数百五十二戸（全戸数二百六十七戸）

（沖洲）

田 なし

畑 八十一町七反五畝二十七步（新檢反別）

作物 大豆百十八石、小豆七十石、裸麥八百五十石、大麥七石、粟八百四十石、蕎麥五石、夏豆二百石、

甘藷十六万斤、大根十一万二千斤、胡麻二石、榎実三千二百斤

農家戸数二百一戸（全戸数二百八十四戸）

以上は、玉名郡村誌に書かれた明治十二年頃の農業の概要である。

当時行われた農業の技術については、熊本県史料集成第十二集の「明治の熊本」に、次のように記されている。

一 稲ヲ刈取ルヤ、直ニ田面ニ横陳シ、ネコブクヲ敷キ、センバニテ其上ニ扱落シ、一石入ノカマガニ入レテ、家ニ運搬ス。或ハ稲ヲ自宅ニ運ビ居、扱落スアリ。大抵一人一日ニ粃三石五斗ヲ通常トス。而シテ此粃ヲ庭上ニ出シ、ネコブク一枚ニ四、五斗ヅツ撒布シテ、太陽ニ乾スコト凡ソ二、三日、ヨク乾クヲ待チテ、扇車（トミ）ニ掛ケ、チリヲ除キ、直ニ粃擡ヲ為スアリ。又ハ数十日ヲ経、菜種・麦ヲ播種シ了リテ後、擡ルモノアリ。

明治時代の農業技術は、固有の技術に欧米の技術が併進して変遷していくのである。

### 三、漁業の変遷

本町の漁業は、日本一の干満の差を利用した漁業であり、東支那系流や朝鮮西海岸系統の魚類をとる漁法と干満の差による貝類を採取する漁法である。

昭和二五年の町勢要覧によれば明治時代の漁船の数は、鮫鱈網三〇〇隻、イカ籠漁一〇隻、タコ壺漁一八隻、コノシロ網二三隻、一本釣網漁五隻、投網漁三隻であった。

鮫鱈網の創始は県漁業誌によれば、安政元年（一八五四）頃肥前地方にアンコウ魚を捕る漁具があつたのを、荒尾村の漁者丈平という者が見て、大いに悟り、病になり数年養生しながら、その改良に努め、紙で網形を作るのに成功し、病が良くなって、実際に網を作つて試したところ、前に倍して漁獲に成功し、これを鮫鱈網の始めという。後に長洲町濱田久左衛門が、この網の目を三、四分に結び、鰈魚をしたら、更に、多く漁獲に成功した。しかし、稚魚を濫獲することになるので、明治六年長洲町の長本文八、茂見茂平次の両名が網目に制限を設け、鯛や其の他の魚で五、六寸以上のものを採る網に改良した。（これを籠絡鮫鱈網という。）

この網の使用により、当時茅屋が軒を並べていた貧しい漁民も、いくらか裕福になつたといわれている。長洲の著明な物産は漬アミであつた。鮫鱈網が考案されるまでは、手繰網等が使用された。

当時の海産物は、鯛、太刀魚、マナガタ、ヒラ、ハモ、海老<sup>エビ</sup>、烏賊<sup>イカ</sup>、章魚<sup>タコ</sup>、ボラ、干アミ、漬アミ、姥貝、コノシロ、グチ、コチ、キス、ヨテ等であつた。

明治三四年における漁業は、長洲町全戸数の三割であり、魚の行商等を入れれば、七割に達するくらいで、網元を中心にした漁業は本町産業の中心であつた。

#### 四、暴風雨遭難事故

長洲の新山墓地に、明治二六年十月十三日と明治二八年六月三日の二回、暴風雨による大きな遭難事故があり、その遭難碑が建っている。

明治二六年の遭難については、戸長戸泉昌信の次の記録書がある。



遭難碑

風災慘狀、時維、明治二十六年十月十三日当町の漁夫三百八十名は不幸にも、其難に遇ひ、九死の中一生を得たる者僅かに五十三名、その余は皆往く所を知らず、聞くも哀れ、書くも涙、此の記事を読む、誰か悲哀の涙をそそがざらんや、当町は世人の知る如く、戸数千三百余中、漁業を以て生活する者実に八百余戸、此頃はアミの漁獲期にて、去る新暦十二日は降雨にはあれど、当町祭礼前にて出費も多き折柄にて、四一五艘の漁船を出し、莫大の漁獲あり。依て、其の翌十三日は町内総出の有様にて、微風を犯し、同日午後二時過ぎより、続々出船せし数及び人員は、

松原町	十三隻	二十八人
宝町	六十六隻	百三十四人
磯町	七十一隻	百四十三人
上本町	十七隻	三十四人
上今町	三隻	五人
中町	十隻	二十人
下本町	六隻	十二人
中今町	一隻	二人
西新町	三隻	六人
合計	百九十隻	三百八十四人

斯くて此の漁船は、当町を距る二里余の沖合にあり、錨を下し、鮫鯨

を入れて、漁獲中、翌十四日午前一時頃に至り、東北の風次第に激しく、折から潮時にて潮は北に向って進まんとし、双方の衝突甚だしくして、寸進尺退叶ふべくもあらず、去りとて島原に向はば、同沿岸は大槓子岩石羅列布の所なれば、船を破らんは必定なり、如かず、此の中間を乗り切つて河内白浜さては二町網田の辺に漕ぎ付けんにはと互に相励み一斉に南方に乗り出したり。時に暴風雨癒々烈しく怒濤狂乱漁船を打上げ下す其の勢のすさまじきに漁夫等は氣も魂も身に添はず、頼に神仏を念じ必死となつて働けども山の如き流波は逐に數百隻の漁船を木の葉の如く散乱せしめ、乗りたる漁夫は皆覆没して海底の藻屑となりたるは、哀れというも愚かなり。

此の暴風を凌ぎ怒濤を犯し、万死の中に一生を得たる者は僅かに五十三名にして、死体の漂着せしものは、十三隻、就れも破船同様の有様にて、完全なる船は僅かに二隻に過ぎざりしと。当長洲町漁夫の家族は同日の暴風に胸を痛め、安否如何にと氣遣えども、風尚止まざれば、救助の船を出さん術もなく泣あかし、泣きくらし、翌十五日に至るも帰るものあらざれば、必定溺死と思定め、仏前に向つて回向するなど、余所の見る目も哀れなりと。元來当地は漁業を以て生活する者殊に命の綱と頼る人々を失ひしこととて、今日の糊口に差支え、悲哀に悲哀を重ねたるを見るに忍びず。為後年荒増あかまを此に記す。

明治二十六年十月十七日

この暴風について、明治二六年十月十七日の九州日日新聞は、冒頭に、次のように報じている。

「漁夫遭難の慘聞」

聞くも哀れ、書くも涙、此の記事を読む人誰か悲哀の涙をそそがざるものあらんや、玉名郡長洲町は世人

の知る如く戸数一千三百中漁業を以て生活するもの實に八百餘戸

此の頃はアミの漁獲期にて、去る十二日は降雨にはあり、旁々漁獲に都合宜しとて同町の漁船四・五艘の漁船を出し莫大の漁獲あり、依て其の翌十三日は町内総出の有様にて微風雨を犯し同日午後二時過ぎより續々出船せし船数及び人員は

松原町	拾三艘	廿八人
寶町	六十六艘	百三十四人
磯町	七十一艘	百四十三人
上本町	十七艘	三十四人
上今町	三艘	五人
中町	十艘	二十人
下本町	六艘	十二人
中今町	一艘	二人
西町	三艘	六人
合計	百九十艘	三百八十四人

斯くて此の漁船は同町を距る二里餘の沖合にかかり、錨を下しアンコー（網の名）を入れて漁獲中、翌十四日午前一時頃に至り東北の風次第に激しく折柄汐時にて汐は北に向つて進まんとし、双方の衝突甚しきより小山の如き波は折りく、漁船を襲ふにぞ最早是までなり、速かに陸に漕付けんと錨を断ち網を捨てて

長洲の海邊へ寄せんとすれば、北風益々甚しくして寸進尺退叶うべくもあらず、去りとて鳥原に向はば同海岸は大概ね岩石羅布の所なれば船を破らんは必定なり、如かず此の中間を乗り切つて河内、白濱さては二町網田の邊りに漕ぎつけてはと互に相はげまして一齋に南方に乗り出したり、時に暴風癒々烈しく怒涛白波は漁船を打上げ打ち下す其の勢ひのすぎまじさは、漁夫等は氣も魂も身に添はず頼に神佛を念じ必死となつて働けども山の如き荒波遂に數百艘の漁船を木の葉の如く散乱せしめ、乗つたる漁夫は皆な没して底の藻屑となりたるは哀れというも中々愚かなり、此の暴風を凌ぎ怒涛を犯し萬死の中に一生を得たる者僅かに五十三名（昨日まで）にして、死体の漂着せしもの十名なり、是等は皆な十數里を離れたる宇土郡網田、赤瀬、三角等に漂着せしものにて漁船の漂着せしは十三艘いづれも破船同様の有様にて完全なる船は僅かに二艘に過ぎざりしと、長洲町漁夫の家族は同日の暴風に胸を痛め安定如何と氣遣へども風尚止まざれば救助船を出さん術もなく泣きあかし泣きくらし翌十五日に至るも一人の帰える者あらざれば必定溺死と思ひ定め佛前に向つて回向えこうするなど餘所よその見る目も哀れなりし、元來同地は漁業を以て生活する者殊に命の綱と頼む人々を失ひしこととて家族は今の糊口に差支え悲哀に悲哀を重ねるを見るに忍びず、十五日午前同町会を開きて向ふ五日間家族一人に付米四合ずつを救助するに決したり去れど僅々五日の救助命の綱の主人を失い行末如何になるべきと打嘆くを同町の有志鈴木重雄、古閑伍一郎の諸氏は大に之を憐れみ目下同地出張中の官吏に向つて大方の義損を仰がんことを談ぜしに一同大に之を賛成し新美郡長は直に金拾圓を、志垣署長は三圓を、山之内参事官は過分の義損を為すべしと申込まれしを以て氏等大に勇みて昨日熊本に來り、各新聞社を訪問して事情を訴え義損募集の事を談ぜられたり、右に付本縣庁よりは山之

内參事官、中島警部及び市警察詰宮嶋後藤の両巡查部長、新美玉名郡長、堀内郡書記、内山雇、志垣警察署長等出張し町役場及び警察分署に於て同事件に關する諸般の取扱いを為し居りしが同日の暴風の方向は西南に向つて進行せしを以て溺死者の多くは多分天草郡湯嶋邊に漂着せしものとの鑑定にて諸氏は昨日より搜索船雇入れの爲島原若津等へ向け出發せり、茲に最も哀むべき話は同日漂流の一人木村源作（六一）にて、同人は長洲の漁夫中に有名の腕達者若し暴風に遣い助かる者二人あらば一人は此の源作ならんと評さるる程なるが、果して同人は他人と網田二町等に漂着せしにも係らず俣某と共に鍋村を経ての帰途、暫時休息の上昨夜高瀬に出て同所より汽車に乗らんとせしも発車に未だ一時間餘もあり、心は急ぐ発車を待つ<sup>違</sup>あらずして汽車道づたひ長洲に帰る途すがら同所を距る一里計り赤崎と云う所にて、暗さは暗し殊に俣某は聾にて下り汽車の来る響を梢を拂う風とのみ心得、少しも注意せざりしより何かは以て溜るべき、忽ち源作は汽車に敷かれて絶命せりと聞くも酸鼻の話ならずや。」

と、せっかく暴風雨の遭難に九死に一生を得て助かっているながら、その帰途汽車にしかれて亡くなった六一才の木村源作の死は、あまりにも哀れであつた。

この時の台風は、明治二六年一〇月一日の早朝から雨が降り続いていたが、長洲の漁民たちは一二夕方、雨について帰ってきた五、六艘からアミの大漁を知らされ、漁民四百余名が一九〇艘の漁船に乗り、沖へ出たが、一四日午前一時頃猛烈な突風が吹き始め、漁に夢中であつた漁民が気づいて帰港しようとしが、その時は、既にもう遅かつた。

当時の氣候は、「熊本県の氣候」によると、次表のようになっている。

日 付	天 候	雨 量
一〇日	晴	〇・〇耗
一日	雨	四・〇耗
二日	雨	九・八耗
三日	雨	二五・八耗
四日	雨	五〇・六耗
五日	曇	〇・〇耗

風は一四日の平均風速が一〇、九米、海での風速は三〇米強であり、瞬間風速は二〇米を越え、雨量五〇耗を越える暴風雨であった。当時の漁船はシクラ板で現在のようなデッキ式でなかったので、遭難は避けられなかったであろう。

当時の風が、突風であったか、台風かについて、当時の九州日日新聞に次のように書いてある。

「再昨日来蔭雨小止みもなく降りつづき、一昨日夕方よりは、空模様何んとなく面白からざりしが、果して昨朝一時頃より強風となり、是に雨さえ加はりて、其の量昨日十一時頃までに七十七耗乃ち我が一坪に付老石四斗餘りの割合なりし、斯くて午前九時頃までに至れば、風速益々加わりて、晴雨計俄に低下し、樹を抜き屋根を飛ばす音凄まじく、同十時頃は全くの暴風と変じ、十七耗、乃ち一秒時間九間四尺余りの速度にて荒さみしが、同十一時に至り、風の方北方向に転じ、風力次第にうすらぎしも……」とあり、台風であることが分る。

台風の進路は中国地方、近畿地方へ行つたと思われる。県内でも各地に被害があり、緑川の水位は一丈五尺に達したという。当時の熊日の夕刊によれば「帰港できたのは僅か十艘位で三百二十七名が遭難死亡し、その死体は宇土北岸から島原半島、天草方面まで打ち上げられた。」という。

長洲以外の無事上陸者と死亡者は次のとおりであった。

地名	無事上陸	死亡
赤瀬	一七人	一人
網田	一五人	七人
三角	三人	三人
鍋	二人	
二丁	四人	
河内	七人	
梅堂	一人	
島原	五人	

漁民の遭難は長洲のみでなく各地に起っており、熊本の六・二六の水害のように死体が各地に漂着しており、各町村より死体漂着の広告が出されている。

中でも、天草郡大矢野町串には、漂着した四七人の遭難者のために、昭和十七年に地元の人たちが、「長洲漁民溺死者の塚」を建立し、その供養をされている。昭和十七年の建立は、遭難者の五十年忌の前のことであつた。五十年忌には県知事をはじめ、長洲の遺族、町関係者や地元民が参加して、盛大な五十年忌が塚の前で行なわれた。

大矢野町の古老の話によれば、「同じ人間だし、それに漁師仲間じゃないか。」といつて、重い死体を海中から抱え上げて丁重に埋葬されたという。



大矢野町字串の長洲漁民溺死者の塚

また、白涛部落にも十二体が漂着し、地元民によって、部落の墓地に埋葬されたという。

この墓に詣ると眼病が治るといわれ、彼岸や盆にはきれいに掃除されているという。

更に湯島の西海岸の山頂に燈台があるが、その崖の中腹に遭難者の墓と思われるものがあるというが、ここでは漂着死体が発見されていないので、その真偽のほどは分からない。

この時の遭難溺死者の町内別の氏名は次のとおりである。

(西新町)

落合甚八、落合甚四郎、磯部又八、磯部政藏、落合弥次郎、福島久次郎、福島福太郎、永尾宇七、永尾五太郎

(松原町)

寺田文七、中田平藏、浜田惣太郎、浜田惣次郎、干潟源次、浜村太七、浜村七太郎、浜村吟次郎、中川十吉、松浦岩五郎、森惣次郎、森勝次、福浦又八、福浦太五郎、浦島久太郎、松森儀三郎、松森万藏、上田熊五郎、福島万藏、福島辰次、福島五郎吉、福島勝太郎、上田政次郎、上田久太郎、松本喜八、上田亀太郎、上田又藏、上田又次郎

(宝町)

永本久七、作田寅八、浜崎某、浜田貞五郎、松田三藏、

松田守松、松本金藏、松本金五郎、松本清三郎、浜本万藏、浜本又藏、浜本又五郎、浜本岩八、永井七藏、松原儀七、山本弥七、山本弥市、長浦又八、長浜末八、山本伊八、山下又平、山下德藏、山田庄八、山田勝藏、藏本□吉、福川德松、福川德太郎、浜崎龜松、松井惣作、永松直太郎、森崎久次郎、宮岡兵吉、津田初次、浜田末熊、瀬ノ上林藏、瀬上熊八、瀬上又熊、浜口忠右エ門、福永德松、松崎吟藏、船崎力松、山口勝平、福山七藏、福山七平、福村定七、福村若松、福村千代松、福村千代彦、松枝寅吉、福井末吉、山下德藏、吉岡戸米五郎、浜口定次郎、吉岡善五郎、浜口荒次郎、浜口熊太郎、浜口熊平、浜田末五郎、松本又八

## (下宝町)

内野鶴松、内野善吉、内野龜次郎、浜田太七、中村藤太郎、中村長七、磯部宇太郎、磯辺寅熊、宮崎吉兵衛、津田甚次郎、津田文次郎、中島吉太郎、西田利七、西田林五郎、西田又八、宮崎松五郎、片田伝三、木村太吉、満田庄太郎、満田清五郎、浜田政平、浜辺甚八、浜辺己五郎、浜辺仁一郎、浜辺用次、大山平太郎、内野貞平、内野初太郎、内野実次、内野鶴松、宮森德太郎、宮島甚松

## (磯町)

長浜作松、長浜旦藏、松合松藏、松崎源作、松崎重五郎、浜田善太郎、浦野文太郎、浦野龜八、浦野又五郎、平川新平、松崎末五郎、戸泉茂平、戸泉伝太郎、中田利八、中田又八、平川定太郎、永浦七郎、永浦三八、永浦七平、永浦末藏、中村政七、岩山次郎、早野林三郎、早野次七、浜田平藏、太田源平、太田鉄五郎、松田太平、長村浅平、田川仁太郎、寺田力平、田副鯉松、出島清三郎、出島佐平、出島熊吉、出島林平、荒木回吉、荒木深五郎、荒木米藏、浜崎松平、松岡虎五郎、浜崎太平、浜崎松太郎、浜崎德太郎、有吉直平、

有吉八平、有吉戸平、中村又八、中村若松、中村政吉、吉岡伊三郎、本田今藏、本田万作、浦田松芳、浦田留五郎、浦野喜作、坂田梅松、岩村林五郎、北垣少太郎、船崎直作、寺田文太郎、寺田末八、寺田辰平、松本百松、吉川用右工門、太田宇平、磯貝松二郎、西川十太郎、木村久藏、国嶽百太郎、下田惣七

(上本町)

寺沢万吉、寺沢初五郎、浜松定五郎、浜松定太郎、戸泉折藏、川本儀作、上村甚五郎、長本林七、長本末熊、長本三藏、長本政五郎、長本折七、長本寅作、植木林五郎、漁永伝藏、長本清太郎、長本忠平、長本清太郎、長本勝太郎、浜松勇吉、浜松茂一、浜辺善吉、浜辺作太郎、北岡寅藏、北岡松藏、高野初次郎、長本弥七

(上今町)

新川熊八、新川庄八、新川庄太郎

(中町)

中尾又五郎、白木熊作、浜崎九三郎、浜崎徳藏、元山虎吉、元山太次郎、磯辺米藏、木下又一、久村作太郎、津川力太郎、藤川熊太郎、山本十七八、中逸平七、中逸戸七一、中尾浅吉、松本伊吉、徳永吉藏、徳永吉太郎、眞田久平、前田善藏、前田虎吉

(下本町)

川上弥平、松岡伝清、松岡又作、上森初太郎、大浜久八、織田又藏、大浜末松

(中今町)

中西平七、岩崎初五郎

(下東町)

益田為中

(西荒神町)

浜吉万吉

(山本郡植木)

守屋源吉

(有明村藏満)

菊川留藏

(清里村高浜)

奥村林藏

(飽託郡松尾村)

□□卯太郎

( )

中□清藏 本田初五郎、本田平五郎、浜角卯八、原田健太郎、島崎鶴松、島崎伊五郎、船津喜代次、梅村甚太郎、梅村林八、崎坂伍二郎、浜辺末熊、浜辺直八、浜辺若松、浜辺折藏、浜辺定白、浜辺鯉吉、川□金八、長本利右エ門、長本千代吉、梅本辰五郎、山□熊太郎、浜辺□藏、浜辺□藏、浜辺庄太郎、浜辺庄藏、浜辺惣平、徳永惣吉、船江万作、船江宇藏、浜辺直七、浜辺直二郎、浜辺政次郎、寺沢千藏、中村惣八、中

村留五郎、金森定平、高野辰五郎、川□金十、池田初五郎、茂村初五郎、池田辰三郎、江藤勝太郎、磯崎末松、松崎十藏、浜崎両藏、浜崎熊藏、浜崎熊吉、長本竹松、松井儀三郎、松井儀三□、浜辺末五郎、浜辺氣熊、浜辺岩五郎、山本子□熊、松井喜三郎

新山の遭難碑と並んで、月田道脉の海難碑が建っている。碑文は次のとおりである。

「天地運行之氣逼塞一方則必有所暴發是自然之理非人力之敢能禦也維時明治廿六年十月十三日夜有明灣颶風俄至肥後国玉名郡長洲町漁民出執業者一時倉皇不知所出風愈烈浪愈激平生熟練之操□無施其術之地或沈没或漂流失其跡者無慮三百餘名其慘怛悲痛誠不可名狀於是乎官□警吏有志四出偏索沿海以得収其遺屍其遺族之艱難者上自貴紳有司慈善諸氏之投資下以近郷有志之斡旋周到漸得免其飢餓蓋仁厚風末墜地救急之法具備故也茲年有志建碑將以伝其事無窮是亦厚之至也

月田道撰并書

この遭難については次のようなこともあった。

●池田初五郎木村久藏の墓碑

代 古墳改葬之奥津城（寛政の大津浪の遭難碑）の東に、右の墓が建っていたが、墓地整理で、その墓碑はなくなっている。その墓碑には、次の碑文が書いてあった。

第五章 近 代  
曩ニ我等商用ヲ以テ島原港ニ泊シ、尚該港ヨリ正二百貫石ニ赴カントスルノ日、即チ明治廿三年三月四日最モ追手ナル風ニ乗ジ、既ニ発帆シ、百貫石工航海ノ冲途俄カニ大風起リ波濤山ヲ作シ、難波衝突シ、

乗舟忽チ転覆ス、其状実畏レザルベケンヤ、半死半生愈々決死シテ或ハ浪ヲ冠リ或ハ波ニ敲レ之ニ漂流セラルコト凡三里程ナリ。シヤ豈ニ圖ランヤ此ニ突走シ来ルモノハ魚舟数艘也。内一艘ノモノ来ツテ我等ノ危急ノ難ヲ救助セリ、因テ其ノ命ヲ存セリ。今ヤ懷顧スレバ泣然トシテ涙ス、下故ニ其両恩者ニ対シ深く相報セント欲スト雖モ足ル所□ノ者ナシ、然ル処全廿六年九月十四日其両恩者豈ニ亦夕風災ノ大難ニ遭ヒ遂ニ激涛ノタメニ溺死セラルト、嗚呼哀シ可難スベキ、至也。茲ニ報恩菩提ノタメ碑銘ヲ建設シ以テ永世不朽ノ紀念トス。

明治廿八年九月十四日

熊本県飽田郡小島町ノ住

当時熊本市朝市場

三浦茂三郎

全県山鹿郡山鹿町千七百二十七番地

大久保亥八郎

● 救援隊並遭難者之碑

明治廿六年之遭難碑の東、鹿児島本線の線路沿いに、この碑が建っている。明治廿八年六月三日の突風で、二十二名の出漁中の人達が危機に陥った時、助けに行つた七名の選抜少壮者による救援隊七名も遂に、暴風雨による波浪に勝てず帰らぬ人となつてしまつた。殉難した七名の若者の氏名は、次のとおりである。

松本伍一、松本万太郎、福島大松、松本亀二郎、浜本松造、山岡末太郎、松浦折助

救援隊遭難碑には、次のように刻んである。

「明治二十八年旧六月三日部落民貳拾貳名有明海ニ出漁中突風襲来シ遭難危殆に頻ス。

依テ之ヲ救助スベク少壮七名ノ志士ヲ选拔シ救難ニ赴カシム遇々風勢東ヨリ南西ニ転ジ風濤至烈諸氏渾身ノ精力ヲ尽シテ救助ニ努メシモ力及バズ、二十二名ト共ニ殉死セリ、其ノ志ヤ誠ニ壮、其ノ働キヤ誠ニ絶鬼神ヲ哭カシム。茲ニ長洲町漁業組合員相謀リ碑ヲ建テ靈ヲ慰メ芳名ヲ後世に伝フ。

明治二十九年七月二日（旧六月三日）

救援隊以外の遭難者は次のとおりである。

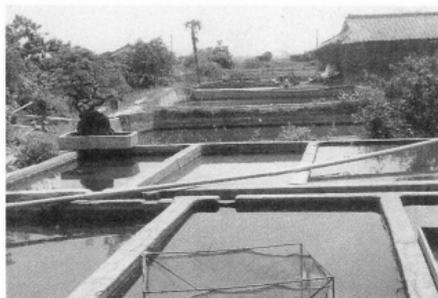
松本辰助、前田龍平、塚本三次、松本久次郎、前田又彦、浜田久平、西東熊太郎、前田虎熊、塚本熊藏

## 五、金魚の養殖

長洲町は奈良県郡山市とともに金魚の名産地として早くから知られている。文亀二年（一五〇二）泉州左海（大阪府堺市）に日本では初めて渡来したといわれるので、約五百年の歴史がある。

長洲町に何時頃金魚が養殖されるようになったか、はっきり分らないが、寛永（一六二四～一六四四）、正保（一六四四～一六四八）、慶安（一六四八～一六五二）年間の細川藩の奉書の中に、長洲の金魚の記録があるというので、当時既に長洲に金魚がいたことがわかる。

しかし、金魚の大量生産の方法を発見した人は寺本末吉である。末吉は安政六年（一八五九）十二月、長洲町下東町に生れた。生来の動物好きで、明治十年二十才の時、美しく優雅な金魚の大量養殖を夢見て、庭



金魚の養魚池

先に小さな素堀りの池を堀って養殖を始めた。当時稚魚の餌はゆで卵の黄身が利用されていたが、大量生産に使うのは不可能であった。それで、彼は町内のジェーナキ池に繁殖するミジンコを稚魚に与えたところ、これが成功し、金魚の大量生産を可能にした。昭和二年一月一日の長洲町文化祭の時、寺本末吉を教育産業功労者として長洲町教育委員会で表彰した。金魚の大量生産とともに、長洲金魚を有名にしたもう一つの理由は、金魚の品種改良に捧げた生産者の努力である。金魚の品種改良と販路拡張に貢献した人たちの中に松井貞一がいた。明治三五年長洲町大明神に生れた。父勝太郎は寺本末吉とともに本格的な金魚の養殖を始めた長洲金魚草分けの一人であった。

当時長洲で生産される金魚は大衆向きのワキン、リュウキンが多く、長洲独特の珍種といわれるものはない。それで大正末期に福岡県柳川市からシシガシラを購入し、原種との交配を繰返し行って研究に研究を重ね、遂に昭和三年珍種の生産に成功した。その一つがオランダシシガシラだといわれる。

戦時中は、生産者は鯉の養殖に手がけ、食糧不足の時の蛋白源として黒鯉を食用として軍部に納めたりした。戦後は、金魚の生産とともに、観賞用鯉の改良にも努力し、華麗な三色鯉等の品種改良に貢献した。

## 六、製塩業

明治初期の塩業 明治になり、製塩業も変わらざるを得なかった。例えば藩で専売制をとっていたところもあり、かなりの混乱があった。(塩業全書)

明治五年、土地永代売買も解禁され、地券も発行された。いわゆる土地のねだんが決められたわけである。それは地租改正のためである。この地券発行で、塩田は普通の田畑と異なり、付属施設の竈などもあり、その評価額を決めるのに、一年の収益額より算定したり、竈などの付属施設を差し引いて評価額を出した県もあった(塩業全書)。しかし、長洲では塩田の地券は採し得なかった。

明治初期の製塩は瀬戸内の十州塩田を中心にすゝめられていくが全国的に生産過剰の傾向にあり、輸出の問題も起っている。長洲では条件のよい、上沖洲、清源寺と長洲の新塘寄りの一帯に塩田が淘汰されていった。

日清戦争後の製塩事情は、戦争の勝利により台湾が日本領土となる。そのためもあってか、安い台湾塩が移入されるようになった。また、燃料(石炭)の価格も騰貴し賃金も上がり、条件の悪い塩田をもつ零細業者は廃業していったようである。長洲における明治三十年頃の製塩規模を示めすと次の表の通りである。

		塩田反別	製塩竈数	製塩高	石炭費消高
下沖洲	五町八反六畝拾五歩				
鍋	貳拾五町六反三畝廿九歩		貳拾四個	貳万七千貳百拾六石	六百二拾斤

これが明治三十六年（専売公社調べ）には、次のようになっている。

八代郡	玉名郡			宇土郡		郡市名
文政村	長洲町	腹赤村	鍋村	戸馳町	不知火町	町村名
三三、八〇〇二	六、四〇〇七	三五、〇六一四	三一、一三一八	一一、二二〇九	一九、三五三二	塩田段別
一七	四	三九	二一	九	九	竈数
一七	一	二	二	九	九	製塩場
一四、八八二	四、八〇〇	三六、一二八	一一、三八九	六、九〇七	一三、八四五	塩生産高石

合計	長洲	清源寺	上沖洲	塩田反別	製塩竈数	製塩高	石炭費消高
	七町歩	三拾七町貳畝廿九歩	拾貳町五反五畝廿貳歩		拾貳個	壹万三千六百八石	三百拾五万斤
					貳拾七個	三万六百拾八石	七百八万五千五百斤
					六個	六千八百四石	百五拾七万五千斤
					六拾九個	七万八千貳百拾六石	六百拾壹万貳千五百斤

（荒本文書Ⅱ九大文化研究所蔵）

天 草 郡											芦 北 郡	郡 市 名			
御 領 村	中 田 村	楠 浦 村	亀 場 村	本 渡 町	志 柿 村	須 子 村	大 浦 村	今 津 村	阿 村	中 村	維 和 村	登 立 村	津 奈 木 村	水 俣 村	町 村 名
八、一〇〇〇	一、〇〇〇〇	一一、八〇〇〇	九、〇〇〇〇	三、二〇〇〇	六、五〇〇〇	二、三〇〇〇	四、四〇〇〇	一、二〇〇〇	二〇、三〇〇〇	三、三〇〇〇	四、〇〇〇〇	七、二〇〇〇	一、八〇〇〇	二五、九〇〇〇	塩田段別
二三	二	三三	七	六	一三	七	一二	二	一九	四	三	一六	二	七一	竈 数
四	一	四	一	一	四	二	三	一	一一	四	一	三	二	七一	製塩場
不明	八〇〇	二九五〇	四、五五〇	一七〇	二、一〇〇	一、一九七	一、六五〇	三四五	一五、三〇〇	二、五四〇	二、五二九	四、七〇二	一	九、九二〇	塩生産高石

(荒木文書)

この表によると熊本県下での地域に製塩が行われているかも知れるが、前の表と比べてみても、腹赤村（上沖洲・清源寺）・長洲町、岱明町（下沖洲・鍋）の反別・竈数が減少していることが判かる。その理由は誰が書いたものか署名がないので不明であるが、明治三十年三月に出されている次の鄙見書（卑見と同じで、けんそんした言い方の意味）を見れば、れき然とする。

塩業改良鄙見

今や吾邦百般ノ事業ハ専ラ改良ノ緒ニ就キ長大足ノ進歩ヲ奏シタルヤ瞭カナリ、實ニ国家ノ為メ慶賀セズンバアルベカラズ、然リ而シテ製塩業ノ如キ他ノ發達ニ比スレバ稍ヤ牛歩的、觀ナキニアラサリシモ能ク各県ノ状勢ヲ觀察スレバ益改良ノ方法ヲ討究シ乃採鹹法ニ或ハ製造法ニ其他販賣法ニ夫々運轉機関ヲ設備スルニ至レリ、就中山口岡山兵庫香川地方ノ如キハ最モ斯業ノ發達ニ力メ己ニ今日ニ於テ其産額ノ各縣ニ冠タルハ寔ニ偶然ニアラサルナリ畢竟スルニ同業者一致結合致ス所ナリト信ス

地名	三田尻	玉名
地 名	三 田 尻	玉 名
塩 田 反 別	三百貳拾丁步	八十八丁五反步
製 造 額	四拾万石	六万六千七拾四石壹斗
代 償	八拾八万圓	拾四万五千三百六拾三圓
生 産 費	四拾八万圓	拾貳万五千五百四拾圓
純 益	四拾万圓	壹万九千八百貳拾三圓

然ルニ独リ吾熊本縣特ニ玉名地方塩業ノ狀況ヲ熟視スルニ頑乎トシテ旧習ニ拘泥シ敢テ改良ノ途ニ向ハサルヲ以テ未タ一ノ見ルベキモノナシ豈ニ浩嘆セサルヲ得ンヤ今試ニ山口縣三田尻塩田大会所昨三十年度ノ調査ニ

抛り玉各地方ノ現状ニ比較スレバ左ノ如シ

三田尻ハ三百貳拾丁歩ニ對シ四拾万圓ノ益ニシテ玉名ハ八十八丁五反歩ニ對シ僅カニ壹万九千八百二十三圓ノ利益トナル、又壹反ニ對スル收穫高及一石に對スル生産費ノ比較ハ左ノ如シ

		三田 尻	玉 名	差 額
一反歩ノ收穫		百二十五石	七十四石六斗六升	五拾石三斗四升
一石の生産費	石炭	八拾錢	一円二拾七錢五厘	四拾七錢五厘
	諸費	四拾錢	六十貳錢五厘	二十二錢五厘

夫レ本郡ハ壹反歩ノ收穫ニ於テ五十石三斗四升ヲ減シ生産費ニ於テ却テ一石ニ對シ七拾錢ノ冗費ヲ加フルニ至ル其利益ノ点ニ大差アル豈其間ヲ帰スル所ナキヲ得ンヤ今本郡同業者ニ對スル改良スヘキ重ナル条項ヲ爰に挙グレバ

一、海水取入溝渠ノ更正

一、塩田構成ノ改造

一、製塩釜ノ改良

として、これを達成するために

一、組合を組織スル事

一、石炭購入法

## 一、製造販売法

を改良することが急務と述べている。なかでも石炭の購入について、近くに三池炭鉱があるのに製塩業者で資力の乏しい者は仲買人から買うことができず、小売業者より買っている。更に石炭の価格が騰貴し、二十八年には一石八十銭のものが三十年三月には一石三円にもなっている。この石炭の騰貴に比べれば塩価は度外といわざるを得ない。だからといって塩価を上げれば輸入が多くなる。そうすると綿花、砂糖と同じようになってしまう。この際、製塩業者は組合をつくり、協力して製塩法を改良し、生産費を安くするよう企業努力をしていかなければならないという趣旨のことを述べている。

この鄙見書によつてか、玉名地区でも組合が組織されているが、その完全な資料は十分でないので記述しないが、幸いにして腹赤塩業組合の資料を得たので、ここに記載してみる。

## 腹赤製塩業組合規約

## 目的

第一条 同組合ハ製塩業旧来ノ弊習ヲ打破矯正シ以テ改良進歩ノ發達ヲ護ルモノトス

## 組織

第二条 同組合ハ腹赤製塩業組合ト称シ大字腹赤、清源寺、上沖洲等、塩田ニ於ケル製塩業者ヲ以テ之

## ヲ組織ス

第三条 組合ノ整理ヲ図ル為メ事務所ヲ設ケ左ノ役員ヲ置ク

## 一、頭取

## 壱名

一、取締役 副頭取兼務 貳名  
専務取締役

一、検査役 三名

一、委員 拾貳名

一、會計兼書記 壹名

第四條 同組合左ノ諸帳簿ヲ備置ス

一、組合員名簿

一、會計帳簿

一、事務事跡簿

第五條 委員ノ撰挙組合一全、互選トシ頭取、取締役、検査役、撰挙、委員會ニ於テ之ヲ行フモノトス

會計書記ハ頭取之ヲ推撰シテ委員會ノ議決トス

第六條 頭取取締役検査役及會計書記ノ任期ハ二ケ年トシ委員ノ任期ハ四カ年トス

第七條 委員、頭取、取締役検査役會計書記ヲ兼務スル事ヲ得ス

會議

第八條 會議ハ毎年春秋二季ヲ以テ開会ス、但事機緊急ノ場合ハ臨時會ヲ開ク事ヲ得

第九條 會議ハ出席員半数ニ充タケル中ハ開議セス

第十條 頭取取締役検査役ハ會議ニ列席シ意見ヲ陳述スルノ權利ヲ有ス

但議決ニ加ハル事ヲ得ス

第十一条 同組合ニ於テ事重大ト認ムヘキ事件生シタル場合又ハ重大ナラサルモ時ノ必要ニ應シ組合員

ノ總會又タハ一部ノ組合員會又ハ組長會ヲ開ク事アルベシ

第十二条 會議ノ議案ハ頭取之ヲ發ス但會議ニ於テ議決スヘキ要件概子左ノ如シ

一、組合經費に關スル事

一、經費ノ決算ニ認定スル事

一、雇役人夫賃ヲ認定スル事

一、製塩ノ改良ニ關スル事

一、其他同組合ニ於ケル必要ノ件々

續いて「通則」がある。

第十三条 同組合ニ諸般ノ事務ヲ整理スル為メ釜屋組・組長名宛ヲ置ク 但、組長ノ撰挙ハ釜屋組に

於テ之ヲ行ウモノトス

第十四条 同組合ニ於テ同規約第一条ノ実行ヲ図ルハ概子左ノ各項ニ依ルベシ

一、諸種混合物ハ勿論苦味、水分トヲ除去シ勉メテ食塩ノ品性ヲ高尚ラシムルヲ要ス

二、俵詰ノ数量ハ大俵三斗六升入、小俵六升入（大俵ハ従来使用ノ舛九杯入、小俵ハ尙舛三杯ヲ二俵

ニ入レタルモノ）ノ二種トシモト逼クナラザル様一定スルヲ要ス

三、俵ハ薄側ニシテ体裁ヲ好クシ且ツ堅牢ニシテ粗造ニ流レサルヲ要ス



元専売局の建物

四、製塩法ニナライ徒ラニ旧法ニ偏セス自ラ新法ヲ採リ深ク研究を凝ラシ以テ塩業ノ進歩発達ヲ永遠ニ図ヲ要ス。

等、二十五条までである。その中に記されているものを挙げてみると、腹赤塩の商標、組合員の証票、組合の経費、決議事項に違反した者への罰則等が決められている。しかし、この腹赤塩等組合が生産、販売等にどのような効果をあげたかは資料がなく不明である。

・塩の専売制

日本とロシアとの戦争も厳しくなり、国も歳入増をねらい明治三十八年一月塩の専売制を公布し、六月に施行した。製塩するには政府の許可が必要で、希望者は、塩田の場所、分別、方法、製塩見込み高年の要件を付け許可を受けることとなった。政府は生産過剰にならないよう配慮したが出願も多く許可も多かったという。

長洲でどれだけの反別に許可があつたか不明であるが、専売制前の反別が大方残つたものと思われる。そのためか、専売局では、上沖洲の新川付近に二千坪の土地を定めて、周囲に溝をめぐらし石垣を築き、当時としては珍らしい赤レンガの事務所と三棟の木造倉庫も建てられた。赤レンガの家は町井大輔氏の所有になっていたが昭和六十年取り壊された、専売所に対しては買上げ価格は百斤に付一円、払い下げ価格は二円六十銭で生産者に対しては厳しい価格であり、僅かの自家用以外の持ち出しは禁止された。その

ため、生産者は生産品の一部を隠し山鹿方面などから買いに来る人にヤミで売ったという。しかし専売局の役人が昼夜巡回しており見つかれば罰金をとられたという。長洲で生産された塩は新川の港から福岡、佐賀、熊本方面へ海上輸送された。

専売制をしき五年たった明治四十三年、製塩地整理法ができ生産性の高い瀬戸内の十州と淡路、豊後の十三ヶ国と沖繩、大島地方のみを残し外は廃田することとなる。

長洲地方もこの法で廃田していったが、完全に廃田し終ったのは大正二年という。この廃田により次のような明暗があったという。(古老の話)

①あのかついで浜作業から解放されホツとした。

②補償金がもらえた。

専制期の二ヶ年間の平均供出額の二十二割で一戸当たり五百円、多い人は八百円の大金が支給された。但し、土地代一反歩五十円は差引かれた。

③廃止により人手があまり、外地へ移住する人もあった。

④はじめて握った大金を、家の増改築等で使い果した人も多かった。

廃田により最も深刻な問題は塩田の耕地化である。塩田であるためカライモもできない。機械のない当時としてはガンズメで堀り起こし赤土を客土する外に方法はなかった。更に製塩の折捨てていたゴウネツ(炊いたカス)が山のようにあり、これを捨てるのも大変だったという。また水も必要である。テンテンという突きほぎを(竹を使った工法)やったが条件がよくないうまくいかなかったという。

しかし、このような悪条件を克服し、大正三年には麦を植えはじめ、大正八年には稲を植えるようになった(条件付)という。

ここで明治期の製塩について、作業内容、用具等について詳しく記述する余地はないので古老の話の一部を紹介しておく。

長洲町における明治期の塩田は清源寺、上沖洲の一角が中心で、その他は長洲の新塘添い一角、上沖洲の行末川添い一角で、塩水の取り入れ口は名石宮の裏に一ヶ所、長洲の新塘に二ヶ所その跡を見ることができ

る。次に塩水を炊く釜であるが、鉄釜を最初に使ったのは逢来釜といつて西辻重蔵さんといわれているが、いつ頃から使用したか明白ではない。唯、専売制の頃は全部鉄釜であったという。それまでは、手ごろで丸味のある島原石を二間に九尺、深さ五寸位になるよう並べそれをシッケイで固めたものを使ったという。神技のようである。壊われやすいのは当然であり、年に四回は造り変えたという。

塩を炊く竈小屋には名前が付けられていた

・ペンリガマ 浜の近くで便利がよい。

代  
・英国ガマ 英語のように判りにくいことばを使う

近  
・ケンカガマ 竈主がけんかばかりしている。この他「ボウズガマ」「フペンリガマ」「スズメガマ」「ユウレイガマ」等があったという。

第五章  
浜の様子、生活の様子は次のようである。

「天氣がよいと一家総出で塩作業、男は五尺ベコ、女は短かい肌着に腰巻、脚絆、どちらもハダシ、焼けつく浜をものともせず、大きいエブリマガを使つての重労働であつた。子どもも四年で小学校を終え十才過ぎれば一人前の気持ちで作業した。浜干しどんの掌は広くて厚い、指の節々は大きく、寒い時には赤ざれができ唐人膏を焼き込んでの作業であつた。浜干しどんの生活はつつましく粟めしにカライモ、塩いわし、一週間天氣が続けば七浜祝い。二週間続けば「本ダレ」といつて飯、焼酒、トーフ・ソーメン等を食べお祝いをしたという。(この項の執筆者 前田哲之助)

### 七、商工業の変遷

長洲町の商工業は、町の生業が旧長洲では漁業が多かつたので、漁業との関連が深く、漁獲物の販売、加工の業種が多く、明治三九年六月に大明神に江崎会社により漁網製造の工場ができた。

### 昔の營業稅調

明治二十七年

等級	前年度稅	業名	氏名	摘要
一	一七円	呉服	宮崎直喜	
二	一五	呉服	林善次郎	
三	一二	呉服	山本直次	賦課人員
四	一一	呉服	山本堅次郎	二二二名
四	一〇	仲買	洲崎市平	賦課金額
五	七	仲買	小島直太郎	三三三三円



三名、一五七円 一三名、一二七円 一九名、一一一円 一四名

この頃の小学校の先生の平均給料は年額一三三二円であった。

この頃の長洲町の民業の主要は次のとおりであった。

酒販売業 三四戸 宿屋 九戸 生塩魚 四〇戸 その他は、太物行商、履物、菓子、質屋 茶煙草 干物 売薬 コンニャク 穀物、石灰、肥料、荒物 仕立物、金物、工具類、雑品 塩 筆墨 砂糖 豆腐、醬油等であった。

次に飲食税として五戸（七円）、工業税四二戸で徴税額四六六二〇銭であった。その内訳は、大工一六戸、鍛冶三戸（宮原利秋、三宅又蔵、藤吉初次郎） 石工一戸 左官二戸、畳刺二戸 灰焼き三戸、印刷師一戸 仕立物一戸 桶輪替四戸 鑄掛二戸 塗物師二戸 屋根葺一戸 提灯張二戸 雑工二戸

漁業者二五九人、徴税高一〇一円一銭、その中の主要な収入は労働網であった。

江戸時代腹赤、六栄、清里地区は「在」の位置だけの村であったので、商売をする人は少なかったと思われる。明治時代のこの地区の商工業者も、それで少なかったと考えられるが、当時の記録が残っていないので分らない。

## 八、教育の振興

長洲町教育沿革誌によれば、本町における江戸時代の教育は寺小屋教育によりなされた。又、荒尾手永の中心地で、士分、商人、職人が多く、人口稠密で、庶民の教育に関する関心があり、めざましい発達普及を

とげた。

寺小屋における教育科目は、よみ、かき、そろばんと儒教道徳であった。そのため読書、習字、算術、礼儀作法が科目として選ばれた。寺小屋の経営者を師匠と呼んだ。入学児童を寺子といい、入学を寺入といって、入門帳に記載された。寺小屋の教育は午前八時から午後三時頃まで続けられた。寺小屋の謝礼は年に二回米麦、野菜の自家生産物を納めたり、身分相応に録を納めるものもあった。長洲町における寺小屋は、福岡謙蔵、松田真吾、松本章策、松尾常熙、織田佐平、安東真人の習字塾、中今町の松島善三郎のそろばん塾、沖洲の古川彌藤次、古庄九郎、清源寺の合志杏林、杏仙、腹赤の関重蔵、高浜の寺田寿三慰、寿の親子、中村十次郎、梅田の島田栄左エ門、満田武雄、牛水の山崎徳次、笠間充玄等が寺小屋をひらいていた。そして、明治の小学創設のため尽力した人たちであった。

明治五年八月三日学制を制定公布し、新しい学制が施行された。学事奨励に関する次のような太政官よりの被仰出書が出された。

「……一般の人民必ず邑に不学の徒無く、家に不学の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの宜しく此意を体認し、その愛育の情を厚くし、その子弟をして、必ず学に従事せしめざるべからざるなり。……」

明治五年（一八五二）一二月嘉永川をはさんで、西光寺と清台寺に最初の学校が開設された。これを育幼堂といった。学童は二百名で、西光寺の校長は月田道脉、清台寺の校長は松尾常熙であった。明治七年（一八五四）一月高浜の寺田寿と梅田の満田武雄は児童六十名を収容して高梅小学校を開設した。又、明治八年に児童二十名で沖洲小学校、児童三十七名で腹赤小学校、児童五十六名で清源寺小学校、児童三十七名で向

野小学校、児童四十五名で永方小学校がそれぞれ開設された。

明治十七年二月に戸長に学務取締に協力を示達し、小学校の設立、就学の督励、費用の調達、その他教育行政面の強化を行わせた。明治十二年（一八七九）に設置された学務委員は、児童の就学、学校の設置と保護の任に当らせた。長洲町戸長役場議事録によれば、

玉名郡長洲町学務委員之数量並給料の儀

一、本年本県甲方一一四号学務委員選挙規則達ニヨリ、員数、給料ヲ定メル左ノ如シ。

当町学務委員之員数ハ一名トス

給料ハ一ヶ月金五円、学校費ヨリ支給ス。

明治拾三年四月拾八日

長洲町会議員修正委員、杉愼十郎

江副忠蔵

戸長 戸泉昌信殿

明治十八年（一八八五）官制の大改革があり、文部大臣となった森有礼は、小学校令として、小学校を尋常科、それぞれ四年間とし、尋常科の四年間を義務教育とした。明治二二年四月市町村制が施行され、長洲町、清里村、六栄村、腹赤村が発足した。

明治二五年に八幡村菰屋に玉名西高等小学校が設立され、日露戦争前後各小学校に高等科が併設されるまで十有余年の間荒尾郷の子弟の教育を行なってきた。

明治四〇年（一九〇七）三月、小学令が改正され、義務教育の年限が従来の四年から六年に改正され、高等科が二年乃至三年に改正され、翌四一年四月より施行された。高等科は長洲高等小学校では三か年とされた。その理由は、当時の町議会で次のように番外議員吉村一知から説明されている。

「当地ニ於テハ三年マデ延長スル理由ハ当長洲町ハ戸数千五百以上ニ上リ、商業、水産共ニ盛ニシテ、海陸運輸ノ便ヲ貨物輻ソウ交通ノ要衝ニ当レリ、サキニ組合高等小学校ヲ離レ現今修業年限四カ年ノ高等科男女両校ヲ有セリ、コレヒツキヨ、当局者ガ其ノ地位ノ高キヲ認メタルモノニシテ……」

次に、長洲小学校、清里小学校、腹赤小学校、六栄小学校の明治時代の沿革についてのべる。

（長洲小学校）

明治九年（一八七六）校舎を新に建て、従来の育幼堂の児童を収容し、公立長洲小学校と改称したのが長洲小学校の始まりである。

明治十年六月、校舎を増築する。

明治二六年 校舎を増築する。

明治三五年四月 高等科を併設し、男女両校に分離し、男子校を長洲尋常高等小学校、女子校を長洲女子尋常小学校と改称する。

明治三六年四月 男子校に水産補習学校を附設する。

明治三六年五月 女子校を新築する（旧二階建校舎―新制中学の校舎として利用）

明治三七年四月 男子校に農業科を加設。

明治三八年四月 女子校に高等科を併置し、長洲女子尋常高等小学校と改称。

明治三九年七月 水産補習学校を廢し、実業補習学校を附設。

明治四〇年八月 女子校に平屋建校舎を増築する。

明治四二年 男子校手工科を加設。

明治四三年九月 男子校に宿直室一棟増築。

明治九年に創設された長洲小学校は明治年間を通じて学校の基礎づくりに充分なる努力が払われ、校舎、施設、設備の充実に努めた。

又、児童の就学の向上、出席督励等に十分留意して努力がなされた。

#### (清里小学校)

清里小学校は明治四〇年に清里村大字大藤に設立される。その前は、明治七年に牛水小学校が創設されて、牛水村、水野村の子どもたちが行き、明治一〇年に高浜小学校(初め高梅校)ができ、高浜村、梅田村の子どもたちが通学した。次に、牛水小学校及び高浜小学校の沿革についてのべる。

牛水小学校 明治七年 学制頒布の趣旨に基き、明治七年一月に創立。牛水村、水野村の連合で、初め

中和堂と称して、牛水村字南宅地三五七番地笠間充玄宅に開設、その地名をとって牛水小学校と改称する。学区は第五学区、第十三番中学区、第一一番、第一二番であった。

当時の教師は、牛水村の村上寿重が主任であった。

明治八年一月 その位置を同村字北宅地六一三番地村上時成宅に移す。

明治九年一月 前記同番地内吉田春杏の住宅を買収して、ここに移転。建坪数十二坪五合。明治一四年六月 学区改正で第三一番学区に。同年一二月に、更に七番学区に変更。

明治一五年 生徒数増加し、又、通学路の都合により、同村字南宅地四〇一番地に新築移転する。建坪二七坪。

明治一七年二月 学区改正により四番学区となる。

明治一七年七月 宮内省御蔵版、幼学綱要一部下賜。

明治二〇年三月 学制変更により、尋常小学校小学簡易科を併置す。主任は村上寿重である。

明治二二年五月 土地の事情により小学簡易科を以て尋常小学校とし、牛水小学簡易科教場とする。

明治二四年一月一五日 教育勅語謄本下賜。

明治二五年四月 改正小学校令に基き、小学簡易科教場を解除し、尋常小学校を設置し、牛水尋常小学校とする。学級を単級で編成。村上寿重が主任である。

### 高浜小学校

明治七年以来、満田武雄、寺田寿の両人が自宅で子供たちに教えていたが、明治一〇年に現清里小学校の北側に校舎を建て、高梅校と呼称する。満田武雄が主任となる。

明治一七年九月 校舎一部改築。

明治二四年一月一五日 教育勅語の謄本下賜

明治二五年 小学校令に基づき、校名を高浜尋常小学校と改称し、二学級編成

明治二八年 校舎が風で倒れたので改築。

明治三六年四月、本校主任の満田武雄が長洲女子尋常小学校に転任し、その後任として、有明校長児玉猪熊が就任。

明治三七年二月 校長猪熊、日露戦争に召集され、後任として玉水校長太田勇就任。

明治三七年十一月 校舍狭いため二部授業実施。

明治三八年四月 二ヶ年の高等小学校を附設、訓導村上卯一郎、女教師高木チエ来任。

明治三八年四月 加設科目として裁縫科を加える。

明治四〇年 児童増加のため運動場が不足し、隣接地を一畝十二歩借地する。

### 清里小学校

明治四〇年 牛水小学校と高浜小学校が合併し、清里村大字大藤に校舍を建てることにし、清里尋常高等小学校と称する。高浜小学校長太田勇が清里小学校長となる。職員は次のとおりである。

校長 太田勇

訓導 飯塚直記 松山茂

専科訓導 平岡タネ

準訓導心得 成田勝秀 中島カク同年六月、合併の結果として、元牛水校の二部授業を解除し、従来の両校舎に尋常科児童を收容し、高等科は梅田区に仮教場を設けて授業を開始する。

明治四〇年一二月 新校舎建築に着手し、翌四一年五月に竣工、一二月二五日に落成式を行う。

明治四一年五月、従来三ヶ所に分けて児童を收容し授業していたのを、新校舎落成により、一ヶ所に收容し、七学級で授業を開始する。

明治四二年四月 手工科を加設。

明治四三年二月二日 ご眞影を奉載する。

明治四五年四月 一年生に図画を加設する。

明治四五年五月 明治天皇即位五十年祝典記念園を設ける。

反別 一反一畝二六歩

① 第一記念園 九畝二六歩

校舎の北側四〇間の個所にあり柑橘 七五本 梨 五六本

② 第二記念園 二畝歩

敷地に接近して東方にあり、梨 二四本

(腹赤小学校) 腹赤校区の小学校は、明治初年は、次のような沿革であった。

沖洲東小学校が明治八年に沖洲村屋敷に設立され生徒数男二〇名女なしという状態で寺小屋式教育であった。学業は四ヶ年修業で教科は、そろばん、習字が主であった。

明治八年に腹赤小学校が、腹赤村新邸にでき、生徒数男三二名女五名であった。当時は学校の出席率はあまり良くなかったという。

同じ明治八年に清源寺小学校が清源寺村馬場に設立され、生徒数男五六名、女なしという状態で、女の就

学状況が良くなかった。

明治二三年九月九日に、上沖洲、腹赤、清源寺の三校が合併し、腹赤村大字腹赤部反田一二五六番地に校舎を建て、尋常名石小学校と称した。同年九月一〇日の開校である。学校の建築委員には、次の人たちがなっていた。

岡村喜藤太、松村儀平、西川誠志、岡村嘉加久、馬場伴蔵、木山喜七郎、森下八郎次、竹下甚平、持木宗禎の人たちである。

建築費は総額三五〇円余で、村内有志の寄付によつたものである。敷地は松村儀平所有の畑を使い、坪数五五九坪で、校舎坪数五七坪、遊歩場四八二坪、土地に高低があり、運動にも管理にも不便であった。徳米を年に三斗七升入り四俵五合を払つたという。

開校式が同年九月二二日挙行された。当時の通学生は一五〇名余であり、一年から四年まで四学級編成であった。教員は、訓導松沢礼敬と一木晴彦、雇員高木作平、築地経男、西川清熊の五人である。

学校運営のため経費不足で、一等より十等までの配当割で、最高額一〇銭八厘、最低額七厘で授業料を課したところ、生徒の欠席が多くなったので、直ぐ、この制度は取り止められた。

明治二三年一月三〇日に教育勅語の捧読式が行なわれた。その模様は、次のようであった。

当日は学校の玄関に二旗を交又し、正面に彌々高く御聖影を安置し奉り、旭旗を御前に揚げ、稍々右側に入りて一基の卓子を設け、最大なる花瓶に、梅花数枝を挿入し、正拳正肅を示せり。管理者、役場吏員、議員、区長、警官、消防役員、生徒、父兄參列す。唱歌一曲「君が代」終れば、訓導進ンデ勅語を捧読し、次

に文部大臣訓示と県知事の告諭を朗読し終りて村長、教員など、来賓の祝文、演説あり、皇御国の唱歌を以て式を閉じ、終つて生徒及び捧読参列者に酒肴を供て退散せり。

### 腹赤小学校

明治二五年四月、新小学校令の実施により、今までの尋常名石小学校を改めて腹赤尋常小学校とし、上沖洲尋常小学校と分立した。学級は三学級で、一年、二年が各一学級、三年、四年が合併して一学級であつた。同年八月に松沢校長が熊本に転任し、その後任として、吉見茂七郎が任命された。

同年一月一〇日に両陛下のご聖影を奉戴した時の模様が次のように記されている。

「鶏鳴一声、暁雲を破りて六合明なり。無常の雲雨此の祝日を覆えり。然れども雨を犯し川島校長、藪村長、奉迎委員 岡村喜万太、馬場伴蔵、木山安太、作本時平、吉田又造、午前八時四〇分 汽笛一声、梅田停車場を發し、高瀬郡衛に向う。途中松野慶作同道せり。郡衛楼上にて川島校長、聖影を奉戴して高瀬停車場より乗車し、一二時長洲停車場に着す。茲に生徒一同雨を犯して、最も厳肅に整列して、「君が代」一曲終りて奉迎せり。

一まず仮休憩所に臨御、奉迎者、学務委員、区長、警官、村会議員、村有志、消防等百數十人、道路拝観するもの堵の如し。

雨益々降り、風益々威を振うといえども、勇敢義を進むるの愛児は怡然として奉送し、芦屋の民、皆国旗を揚げ奉迎せり。

今ここに拝戴式順序を列記すれば当日生徒一伍編成にて梅田停車場へ御到着を待ち受け、

聖影下車を待ちて、一同君が代を唱し、一年、二年を先驅とし、三年、四年を 殿として、御影を護し奉る。御影、清源寺御道路に際し、烟火一発奉迎す。肅々、行歩校長式場へ奉安す。

一、烟火一発

一、開 式

一、生徒着席

一、管理者、郡書記、有褒章者、村会議員有志家、警官、次に、父兄、消防、拝観者着席。  
一、校長、開式の旨を述ぶ、一同敬礼

一、校長、聖影の帳を開く。一同最敬礼、この間奏楽、唱歌、君が代

一、校長、勅語を奉読す。此の間最敬礼。終りて校長、勅語の御趣意を布行し、帝国の民臣の服膺すべき、学童の守行すべき談話をなす。次に村長、学童と父兄に向つて奉戴を許されし理由を述べ、向後就学、勉勵せしむべきことを談ず。松村学務委員、祝辞を呈す。

生徒惣代高木武彦、誓つて善良の国民となり、以て、君父、師の洪恩に報謝するの意をこめたる謝辞を朗読す。

明治二七年一月 入学生七〇余名。三月に卒業生一〇名、高等小学校への進学者八名

明治三二年 卒業生三三名、高等小学校への進学者男一二名女一名。学級数五、職員四名、生徒数男二一八名、女七八名。

同年四月二〇日 上沖洲小学校と合併して、腹赤尋常小学校となる。上沖洲小学校より生徒七六名が来

る。

明治三二年三月 卒業生四八名、高等小学校に進学する者男一九名女三名。補習科に転学する者七名。

明治三二年四月 子守教育が実施される。

明治三四年 九学級、職員九、生徒四九二村役場を新村屋敷に移し、それを子守生徒の教場に当てる。

明治三五年四月 三力年続いた補習科を廃止。

明治三六年四月 腹赤小学校に腹赤農業補習学校設置認可、同年一二月より授業開始。

明治三六年五月一日付で高等科二年併置。腹赤尋常高等小学校となる。

明治三七年 二部授業実施、学級数尋常科七、高等科一。

明治三八年四月 高等科三年併置。

明治三九年四月 高等科四学年に延長。

明治四〇年 生徒数男五八女三八高等科男六女三。

明治四一年 学制改革により、尋常科六年高等科二年になる。

明治四三年 県より優良校として表彰される。校訓を、至誠、勤勉、正直の三綱と定める。校歌として、

金剛石の唱歌を制定する。

明治四四年四月 西洋造二階建の新校舎と正面玄関上の屋根に円形の大きな時計を取りつけた。見晴し

の良い玉名郡一の立派な校舎ができた。普通教室一四、特別教室二、その他五、計二一の室数であった。

明治期の末にはや腹赤地区は教育が普及し、未就学者は一人もなく、就学者男三四七女二八一計六二八、四四年の卒業生男八〇女五五計一三五、中学進学者一、実務男一四、女一であった。

(六栄小学校) 明治五年学制が發布された時、六栄地区では、二乃至四町内毎に寺小屋式の小さな学校があった。向野と永方にあった二校が明治一八年に合併して向永小学校ができる。月田道脉がその訓導であつた。

明治二七年四月 六栄尋常小学校と改称、校長は月田道脉である。

明治三五年 学級数五、生徒数男一三五、女九九

明治三八年 高等科一年併置、六栄尋常高等小学校と改称。

明治四一年 高等科二年を併置、生徒増により、玉名西高等小学校の校舎を買収し、現在の六栄小学校

の敷地に校舎を建てる。

明治四二年 校舎が竣工落成。学級数尋常科五、高等科一、校舎の一部を割き、宿直室をつくる。

明治四三年 学級数尋常科六、高等科一、補助教員一名増で、教員数九名であつた。

### 学務委員

明治時代の教育の振興に努めた学務委員は次のとおりである。

(長洲町)

江上安太、江副忠蔵、杉慎次郎、福間謙蔵、松本章策、福田熊八、関源吾、馬場貞勝、福間春二(明治

四四年—大正四年)

吉田十蔵(明治四五年—大正九年)

(清里村)

満田武雄(明治三六年—大正十四年)

(腹赤村)

作本時平(明治三七年—明治四四年)

古川九満次(明治三九年—明治四三年)

古庄常丸(明治四五年—大正六年)

(六栄村)

馬場常喜(明治三五年—明治三六年)

福田喜代太( )

松岡忠三( )

## 九、交通通信の発達

近 代  
長洲町は文政十二年(一八二九)に長洲港が開港し、浦番所も置かれ、海上交通や漁港としての役割を果たしてきた。陸路も、明治二四年(一八九一)四月一日に九州鉄道株式会社が玉名郡清里村大字高浜一四八

○番の二に長洲駅を開設し、海陸交通の要衝となった。

三池史談第二集によれば、九州鉄道物語の中に、長洲駅のことが次のように書かれている。

長洲駅

鹿児島本線門司起点 一三九哩三分。

公衆電報取扱駅 従業員 一三人、収入、旅客、三三、二四〇円、貨物 一一、〇四二円

駅事歴 明治二四年四月一日開業、明治三五年五月八日 駅舎改築落成、明治四三年一月二七日 第二

四ツ山築港	長洲よりの賃金	解	賃
長洲	九銭		六銭
島原	三十一銭		四銭
口之津	六十銭		三銭

種連動装置完成。

駅設備 構内人力車 二十輛 秋月安太郎

長洲港 有明海の一角に在る長洲港は、駅の西方十二丁に在り、浅汀遠く連りて船舶を近づくべからず、唯僅に満潮を利用して和船の入港を見るのみ。干潮に際しては、海岸より二百間

余人力車を利用し、車殻没する処より舳船に移乗し、本船に上らざるべからず。  
 現下航行の汽船は四十噸のもの二十六噸のものとあり、毎日午前午後各一回出帆す寄港地及賃金等上記の如し。

人力車二十二輛あり、賃金一里八銭乃至十二銭の割

運輸取引店 八坂取引店 徳永 藤吉

久運九州通送取引店 長洲運輸店、飯島、員俊。肥長運輸会社、明運通送取引店、馬場貞勝。取扱手数料



長 洲 駅

通常扱百斤六銭、貸切扱噸拾五銭

旅館 島原屋（長洲）翠揚館、米屋、亀屋（島原）瀬詰屋（口之津）宿

泊料、一円乃至一円五十銭。

生産貨物調 鮮魚、乾魚、塩小海老（漬アミ）玄米、漁網、刻苩、生鶏、

蚕種

消費貨物調、和酒、綿糸、肥料、葉苩、蚕種、種物（松、杉、桧）、苗木、

桑、梨、柑類、鮮魚、乾魚、塩小海老（漬アミ）、玄米、生産小荷物調、鯛、

車海老、比目魚、マナガタ、雑魚、鯛、漁網。

鉄道以外の陸路の交通は、県道高瀬大牟田線を通して、府本、八幡、高

瀬に通じ、南は腹赤を経て高瀬、熊本に通じている。海陸を通して輸送さ

れる主なものは、海産物、薪等、海と山間地との物資の交流、地元消費と中継移動を目標としたものであった。なお、明治一六年に西新町角に道路元標が設置された。

**長洲港** 江戸時代島原の松平侯が国替えの時、長洲に船で上陸されたといわれる長洲港は、玉名郡村誌

によれば、文政二年（一八二九）頃の開港であろうという戸長戸泉昌信の報告文がある。明治十年頃の船

は三百二十四艘、二百石未満五十石以上八艘、五十石未満十九艘、漁船の二百九十七艘。当時の港の規模は、

東西二町三十間、南北一町十間、満潮四尺或は七尺、常は干潟となる。南に向う、暗礁なく出洲あり。町の

南にあり、東北の風に宜しからず。一ヶ年出入船数、大小凡七百艘（入船五百艘出船二百艘）



長 洲 港

出入する貨物は次のとおりである。

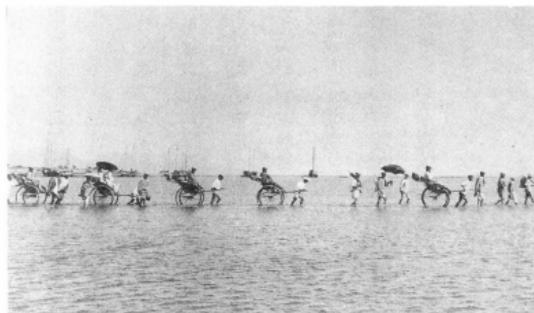
入貨物 薪二十六万三千束、炭二千九百俵、砂糖四万四千斤、素麵三千六百斤、生魚（鯛、鰯、鱒）一万六千斤、干魚（万引、鰹）一万四千斤、塩物（鰯、万引、鰯）十六万七千斤

出貨物 米二千百三十石、麦千百石、大豆六百石 漬鮭ツケテ一万挺、  
修善費用は官に属す。と記してある。

明治二四年鉄道が開通すると、長洲駅で下車し、人力車で港に行き、島原行きの船に乗って長崎方面に行く人たちに港は利用されるようになった。就航していた船は、商標を升金という島原観光汽船で、相撲取りや外人等たくさん渡っていったという。

明治四〇年に東京二六新聞が五人の詩人、北原白秋、与謝野鉄幹、野田宇太郎、吉井勇、平野万里の旅行記「五足の靴」を連載し、島原から長洲に上陸する時の様子が次のように面白く紹介されている。

「爺さんが漕ぐ船の脚は遅い。正午、宿屋の裏から直ぐに乗って、日本形の船の間を抜けて、肥後国長洲行きの汽船に乗った。此度の旅中に会った汽船の中で最も小さなものだ。これで有明の海を渡るのかと思えば、少し心細く思われる。鯧さぶみなし梨子、焼酎等を売る女があって、「買はっせんかな、買はっせんかな」と叫びながら櫓を操る。暫時して船は動き出したが、折柄舷側に佇んで居た口髭の濃い運転士は、「源がまだもどらんぞ」と云って、船を其儘そのまゝ漂はさした。



長洲港海の中を行く人力車

若い水夫は、猶島原の浮かれ女が西瓜くさい匂に酔って、飽かぬ思に耽って居るのであろう。

(中略)

物寂し相な、白色の燈台を左にして、船は緩やかに駛つてゆく。沖には千噸餘の汽船が一隻碇を泊して居て、海には浪の躍る日である。島原の港町が次第に隠れて、島原の城下町が次第に現れて来る。其街の尽きる辺から、広く青々とした裾野となつて、高く迎げは温泉ヶ嶽は、大なる母の如く聳えている。山は避暑の西洋人で一杯だと聞いて登らなかつたのが残念だ。機関に続く一室の屋根に腰を懸けて、乗合の人を見ていると却々面白い。前部には赤襟飾、赤ツボン吊、赤足袋の生若い男が居て、女の写真を眺めている。後部には、手織木綿の単衣を着た丁髷の老翁が居て、茫然遠方の雲を眺めている。此二人の間に長い過渡の時代が挟まっている。船は百年の時を乗せて駛つてゆく。

渋茶を飲みながら不味い菓子食つて居るうちに、向ふの岸が漸々明かになつて、黄色の洲が見え出した。大牟田の辺から、黒い煙が盛に立騰る。炭礦と築港の産物であろう。其煙の消えて行く空には、鼠色の雲が一面に群がって、微かに雷鳴の響が聞える。

長洲は其名の如く遠浅の海である。満潮の時には、辛うじて岸近くに波が碎けるが、干潮の時には、数町の間黒い海の底が露はれて、貝の

殻や小石が散在する。今丁度干潮の際で、五丈ばかりの石垣が高く現はれて、牡蠣が白く附いて居る。此堤防の中に横った小舟は、恰も時代から取残された哀れな人のやうに、砂の上に座して居る。此堤防の上には、小さな見すばらしい燈台が立つて居る。

汽船は陸から十町程離れて停つたので、舢船はしげに乗り移って暫らく行くと、舢船はまた陸から五町程離れて舟子は其手の棹を捨てて。と見れば驚いた。岸の方から三四十台の人力車が、入乱れながら海の中をざぶざぶと進んで来る。車夫は水中に股を没して、何か声高に饒舌じょうべつりながら、悠々と車を曳く。その間に交つて兵士が歩いてきたと思つたのは、滑稽こっけいにも田舎廻りの音楽隊の連中で、カーキ色のズボンをまくつて、太鼓を荷つたり、喇叭らっパを抱へたりして、水中を涉つては舢船に近づき難いに驚いて居る。

そのうち舢船の両側に人力車が簇かたがって押寄せる。

客が争つて蹴込に飛込む棍棒は忽ち動き出す。車は海の中を走って行く。車の輪の心棒を隠す位の深さで、まるで櫂こしが水の上を滑つてゆくやうに、車は水の面を走つてゆく。乗つて居る者の心地は世に例なき喜ばしさである。人は皆微笑して居る間に、三四十台の車は厳めしい姿をして波打際に見張つて居る巡查の前を過ぎて、殆んど同時に陸へ馳せ上つた。」

## 長洲港

長洲港は大正十一年に指定港湾に編入され、昭和八年から三ヶ年間総工事費二三百円で改修されている。又、昭和十四年より四ヶ年間の継続事業として工事費十二万円で大修築工事がなされた。そして、農林省指定の避難港、漁港となっている。

その後、昭和二二年より三ヶ年間工事費一、四三八万円で改修され、昭和二四年に完成した。  
そして、昭和三三年三月三十一日に有明自動車航送船が設置され、四月一日から有明フェリーが長洲、多比良間に就航した。

**道路** 長洲町の道路は、古く加藤清正の古塘・菜切塘・行末塘等の築堤、またはその後新塘の築堤により、提防が道路となり発展したものとされる。人が住んでいる以上それ以前の道もあつたであろうが、確たることは分らない。

肥後の国の道路の基点である。熊本への道は、先ず豊前街道を北上して、味取新町（現植木町植木）で分れて三池街道に入り。田原坂を下つて木葉、梅林を通り菊池川を渡り高瀬を経て、亀之甲の字阿生下（現玉名駅東南方辺か？）で三池街道と分れて、野口・中程（現中土）・下村・扇崎（共に岱明町）を通り、行末川を渡り長洲町に入る。行末塘から腹赤新町の北側台地の北を通り、腹赤天満宮の前から清源寺に入り、清源寺天満宮前から揚の観音堂前、清正公さん（遠見神社）裏から俗称田ノ頭の坂を下つて、崩崎から下平原、新塘を経て、大明神、荒神町、下本町、本町の長洲町道路元標で、大島町道に連なる。

この行末、腹赤、清源寺、新塘を通る道が、長洲下住還と呼ばれ、明治以降は三等県道であつた。

第五章 近代  
三池街道を、築地字今見堂（玉名市築地）で分れて、庄山、上、三崎（共に岱明町）を通り行末川を渡り、赤崎の古城の東南で長洲町に入る。長洲町に入った道は赤崎・向野の北側を通り（現在赤崎、向野間の旧道はない）六栄小学校の前から西側へ廻り、十年坂（誦念坂）を下つて宮崎の中を通り、塩屋の村中で平原からの道と合流して、菜切塘、建山、浜浦、堀崎、古塘を経て、出町、新町、本町、の角に至り長洲下往還、

大島町道へと合流する。この道路が長洲上往還と呼ばれて、一等里道であった。

幹線道路ともいふべきこれらの道から、いくつかの支道が分れていた。

長洲下往還からは、下平原の字元屋敷で分れた道が北上して、上平原、塩屋で上往還と合流する。まだ塩田があった頃、山つきの人達は、晩秋から冬の間、麦等の肥料を薄めるために、潮を汲みに毎朝この道を往復したので、俗に潮汲み往還の名がついていたといわれる。

清源寺の俗称「田ン頭」東端で分れた道の一方は稲満（道）から二俣、平原へ通じ、片方は大女から眼鏡橋で潮汲往還と合流していた。

沖洲への道は、清源寺竹本店の裏、むかえの地藏尊の所で分れて、阪中の坂を下り前塘を通って上沖洲へと通じる、また腹赤字大道下で南に分れた上沖洲への支道がある。

腹赤字部反田から北に、向野への道があり、字野々上の東端から折地。赤崎を通り上往還への道が通じている。

長洲上往還では、梅田字上岩原の淡河黒田病院前から、梅田、高浜を経て関町（南関町）への道があり、建浜の寺本店の前で分れ、高浜を通り府本への道がある。府本への道はこの外に、俗称「曲り」の西方から分れた道もあり、この道から字牟田で分れて葛輪を経て赤田、金山へ行けた。

塩屋の俗称むかえで分れ北上する道は、永方で二ツに分れ、一方は葛輪を通り菰屋に至り。片方は野原への道である。

向野の字の藤ノ本とうのもとから北に折れ、鷺巣を通り金山への道がある。

以上は「肥後国玉名郡村誌」に拠るものであるから、当町における明治一二一五年頃までの主要道路と  
思われる。

明治の頃まで物を運搬、するには、馬が最も使用され、つぎに天秤棒で担うより外になかった。それで道  
幅も狭く坂も急な所が多かった。町場では早くから荷車などが使用されていたと思われるが、当町の農村部  
で荷車が使われたのは、製塩の禁止、塩浜の開田に伴い、客土の必要から各個人で荷車を求めて使用し  
たのが、荷車の拡がりの初めとの説もある。

荷馬車は明治の頃から利用されていたが、これが広く利用されるようになったのは、大正初年に、古塘、  
菜切塘、塩屋塘、平原塘、行末塘をつなぐ道路と、そのある部分を変更開削して道幅を広め、現在の行末橋  
から清源寺―高浜への県道と、高浜から長洲へ町道（元県道）が開通してからである。

人力車はその以前から駅前在建場があり、利用者も多かったが、この県道の開通により客馬車が走り、大  
正末期から自動車が行くようになった。昭和の初年頃は上沖洲への神様行きのバスが走っていた。

（この項、越智執筆）

長洲郵便局 長洲郵便局には、次のような沿革がある。

明治七年（一八七四）十二月十六日、長洲郵便取扱所開設、集配区域は長洲、清里、六栄、腹赤、有明、

平井

明治十二年（一八七九）長洲郵便局は四等郵便局となる。

明治十八年（一八八五）貯金の取扱いをする。



郵便局

なお、長洲、島原間に海底電信が設置され、新塘の提防の海岸寄の下に建物があったが、現在は日立造船用地に埋立てられ、使われていない。

## 十、長洲町の治安

長洲町の警察は次のような沿革により、長洲町の治安に当たってきた。

明治九年八月一六日 高瀬警察署長洲仮分署が長洲町に設置される。

明治二十二年二月 高瀬警察署長洲仮分署が玉名警察署長洲分署に昇格する。

明治二十三年（一八九〇）八月一日、内国為替を取扱う。

明治二十五年（一八九二）七月一日、外国為替を取扱う。

明治三〇年（一八九七）二月一六日、電信を取扱う。

大正一一年（一九二二）四月二二日 電話交換を開始し、郵便局として完備する。

初代局長 渡辺豊彦

二代局長 前川 泉

三代局長 徳永藤吉

四代局長 徳永暢材

五代局長 隅倉由弘

## 昭和24年の公安委員会と警察庁舎

## 公 安 委 員 調

職名	摘要	氏 名	年 令	職 業	住 所
委員 長		松本 林藏	54	水産物問屋	町内下松原町
委 員		井上 一馬	54	雑 貨 商	〃 西新町
委 員		中川 宇一	55	肥 料 商	〃 下松原町

## 廳 舎 及 附 属 建 物

1. 所 在 地……………長洲町出町1.358番地
2. 敷 地……………308坪
3. 構 造 及 坪 敷
 

{	廳舎木造西洋形塗屋平家瓦葺	38坪
	留置場 木造瓦葺	5坪
	官 舎 〃	19坪
4. 建 築 年 月 日
 

{	廳 舎	明治29年11月14日
	留置場	昭和23年12月10日
	官 舎	明治29年11月14日

## 警 察 署 員 調

官名	摘要 氏名	年 令	勤 績 年 數	職 務 分 担	住 所	
					本 籍	現 住 所
警 部	田上 直	43	16年5月	署 長	玉名郡高道村	長洲町出町
警 部 補	久野 藤吉	49	22年2ヶ月	警 務 主 任	鹿児島縣大島郡瀬市	〃
〃	岸森 幸	46	20年11ヶ月	捜 査 主 任	荒尾市八幡	長洲町新山
巡査部長	小池己之彦	55	30年3ヶ月	警備交通庶務	鹿本郡田底村	長洲町東荒神
巡 査	木下 一則	52	27年	外 勤	玉名郡横島村	〃
〃	栗崎 三郎	51	23年3ヶ月	刑 事	熊本市川尻	玉名郡清里村
〃	大原 五郎	38	7年4ヶ月	〃	玉名郡賢木村	長洲町新町
〃	木崎 康行	34	9年2ヶ月	〃	荒尾市荒尾	長洲町新山
〃	染村 武泰	38	10年8ヶ月	司 法 經 濟	玉名郡梅林村	〃
〃	松村 靖	24	7ヶ月	外 勤	東京都	西荒神
備 人	北野 省吾	8.2.15		小 使	長洲町新山	全
〃	高松 誠子	S4.4.1		備 人	長洲町中今	全
〃	浦島幸子	S3.10.27		〃	長洲町宮ノ丁	全

(昭和25年長洲町勢要覽より)

犯罪者状況年令階層別調

自昭和24年6月 至昭和25年6月

階層 犯罪別	總 數	年 令 階 層				
		14才未滿	20才未滿	25才未滿	30才未滿	30才以上
強 盜						
竊 盜	43			26	11	6
放 火						
殺 人						
詐 欺	13			3	3	7
横 領	4				2	2
傷 害	10		2	5	3	
賭 博	6			2	3	1
強 姦	3		1	2		
猥 褻						
その他の刑法犯	10		3	4	2	1
合 計	89		6	42	24	17

(S 25長洲町勢要覽より)

犯 罪 者 状 况 調

年度 犯罪別名	年 度 別					
	昭和20年	21 年	22 年	23 年	24 年	25年7月まで
強 盜						
竊 盜	2	12	13	53	36	21
放 火						
殺 人			1			
詐 欺		2		3	14	5
横 領			1	2	4	
傷 害	1	4	1	3	7	6
賭 博	8	25			6	
強 姦					3	
猥 褻						
その他の刑法犯	11	5	50	5	10	7
合 計	22	48	66	66	80	39

(S 25長洲町勢要覽より)



昭和41年当時の警察署

明治二十九年二月一四日、長洲町出町に木造西洋型平屋瓦葺三八坪の長洲分署ができた。

明治三十一年六月 改進黨弾圧のため長洲分署長を更迭する。

大正一三年四月一日 玉名警察署長洲分署は警察署となる。しかし、

この頃、荒尾町が炭坑町で事件が多かったため、警察署は荒尾町に移り、長洲は荒尾警察署長洲警部補派出所となった。

昭和三年四月一日 時の内閣の金輸出解禁に伴う行政整理により、

長洲の警部補派出所は巡査部長派出所に格下げになる。巡査部長一名、刑事一名、巡査三名位に

なり、長洲町及び近郷の村々の治安に当った。

昭和二十三年三月七日 新憲法の発布により警察法が改正され、人口五千人以上及び三分の二以上が人口密

集地帯のため、自治体警察が発足し、民選の公安委員会統率による長洲警察署ができた。署長一名、警察職員九名、備員二名、臨時備員一名で長洲町の治安に当った。当時の公安委員会、警察署建物、職員、犯罪件数は前頁の表のとおりである。

昭和二十九年七月 新警察法の施行により、熊本県警察荒尾警察署長洲警部派出所となる。

昭和四十一年四月、木造西洋型の庁舎を解体し、出町から現在の大明神町に移転し、荒尾警察署長洲警察官

派出所となる。巡查部長一名、巡查数名が治安に当る。腹赤駐在所、巡查一名、六栄駐在所、巡查一名が勤務する。

## 十一、登記所

明治二四年一月六日 長洲町、清里、平井、府本、八幡、荒尾、有明、腹赤、六栄の登記事務を行う熊本地方事務局長洲出張所と高瀬区裁判所長洲出張所が設置された。これが、通称「登記所」として親しまれた役所の始まりである。

登記所の沿革は次のとおりである。

明治二三年八月司法省令第四号により、明治二四年一月六日日本町内西荒神町一九六九番地（浦野武雄所有）に高瀬区裁判所長洲出張所として開庁した。その時の管轄区域は、長洲町、平井村、府本村、八幡村、六栄村、腹赤村、有明村、清里村、及び荒尾村であった。荒尾村は大正八年より町制施行となっている。明治三四年六月一日に登記所は西荒神町から上今町の一四一七番地（馬場貞勝所有）に移転している。それから大正六年に最後の庁舎であった宮の町九一五番地の一（林善次郎所有）に移転したのである。

大正八年荒尾が荒尾町となり、法務局荒尾出張所ができてから、荒尾町、平井村、有明村が荒尾出張所の管轄となった。

登記所の庁舎は、林正氏の所有となっていたが、昭和二三年買収し、長洲町の管理となった。

庁舎の位置、敷地、建物

位置 熊本県玉名郡長洲町大字長洲九一五番地の一

敷地 二四〇坪

建物 木造瓦葺平屋建 五〇坪八合

本舎 三九坪五合

倉庫 七坪五合

廊下 四坪

職員 法務府事務官 一名

雇 一名

歴代の所長と登記事務取扱数は表のとおりである。

登記事務取扱数調

年度	件数	個数	摘要
昭和一	二、三三六	五、九四七	
二	二、六三五	六、八一	
三	二、六五九	六、五三八	
四	二、三六八	七、五二二	
五	三、一〇〇	七、八七五	
一八	九三七	二、六〇一	
一七	一、五三六	四、九〇四	
一六	一四四	三、九二六	
一五	一、七二七	四、三八二	
一四	一、六八六	五、〇五九	

歴代 所長 調

職名	氏名	就任期間	摘要
第一代	石田 洵一郎	明治三年—明治八年	開廳當時
第二代	増見 直丈	〃 二八年—〃 三三年	
第三代	渡邊 吉弼	〃 三三年—〃 三五年	上今町に移轉す
第四代	三浦 造酒藏	〃 三五年—〃 四〇年	

一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
二、一九八	一、八九八	二、三五七	二、一一一	二、四一四	二、四九一	二、五〇一	二、六二八
六、五八〇	四、八五九	六、一九八	六、六五九	五、六五一	五、八六五	六、三三一	七、一四一
計	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九
四七、〇六二	三、五三三	五三四	七四一	七一四	一、〇九一	六六二	七五八
一四〇、一五七	一二二、九九七	一、〇四三	二、〇二四	一、八三二	二、八七一	一、八五〇	二、六九一
登記事務を含む	七月末日現在農地改革						

(S二五長洲町町勢要覽より)

第十七代	第十六代	第十五代	第十四代	第十三代	第十二代	第十一代	第十代	第九代	第八代	第七代	第六代	第五代
宮良用文	宮田不二雄	坂本佐市	堀実男	矢崎徳太郎	許斐健太郎	丸山登	田口市男	村上仙次	相馬一	小山定吉	安武静夫	松本末彦
〃二三年—〃二五年	〃二二年—〃二三年	〃一六年—〃二一年	〃九年—〃一六年	昭和六年—〃九年	〃一五年—昭和六年	〃一二年—〃一五年	〃一一年—〃二二年	大正六年—〃一一年	〃四四年—大正六年	〃四二年—〃四四年	〃四一年—〃四二年	〃四〇年—〃四一年
法務事務官となる								宮の町に移轉				

(S二五年長洲町町勢要覽より)

## 十二、明治の社会

旧長洲町は人口が多く、商店も多くて、生活するのはやさしいが、富める者は少なく、漁民三百余戸も生活が楽でなく、女も貝を採り、漁網の糸を作って貧しく暮っていたという。清里、六栄、腹赤は農業を主として生業を営んでいた。海岸地帯では製塩にも従事していた。

上田穰一氏編の「熊本評論」の關係資料によれば、九州の社会主義伝道行商をしていた小田頼造が、明治三八年（一九〇五）四月二四日長洲町の松隈勇宅を訪ね、座談会を行った。これが契機となって、明治三八年一〇月に長洲町に民声俱樂部が発足し、明治三九年（一九〇六）二月二五日最初の社会主義演説会が行われた。同年五月一五日の四王子神社例祭日に、その境内で街頭演説会とデモンストレーションが行なわれた。

熊本県内においては、熊本市に継ぐ第二番目の社会主義グループの組織ができたことになる。毎月一回會員宅で集会がもたれ、弁士三名ないし四名が立つて弁論をし、質疑をして会を終えるという形で行なわれた。集まる者二、三十人位であった。その中に婦人も三、四名はいたという。

明治三九年二月二五日は午後七時より福島屋で社会主義演説会が開かれ、三百余名が集ったという。

明治一八年一二月西光寺で惣代人会談が行なわれ、明治一九年の正月から新暦を採用することを決める。長洲は漁業の町で潮の干満の關係で旧暦が深い關係があったので、反対もあったと思われる。それで新暦を使わず、旧暦を使用して節季年頭をする者は、罰則として五日間の出入が申し渡された。

明治の中頃から青年の組織が作られていった。長洲では「若者衆」と呼ばれるものができ、一七才で入団

し、二五才で退団した。若者衆に三段階あつて、上連うよつれ、中連なかずれ、下連したつれといった。青年入りすることを「若い者入り」といい、三銭から五銭で菓子を買い、古参者に提供した。若者衆の役割は、一、町内の葬式の墓穴掘り、二、潮害水害防止、三、町内の祭りに二〇加か踊りを出す、四、正月の初ごもり、五、夏の彼岸こもり六、四王子神社のこもり等であつた。

腹赤には、若者小屋（小屋）があつて、むかしは十四、五才になれば、同年の者たちが集り、村でも常識のある立派な人物を選んで、宿主（小屋主）を頼み、夜はその家に寝泊りして公民としての指導を受けたものである。（小屋制度というもの）

いつごろから始まったかわからないが、腹赤天満宮前の、明治二年に建てられた職立用の石柱に、上部に、馬場床、茂三良小屋、甚右エ門小屋、徳左エ門小屋と刻み、下に小屋子と思われる三十人の人達の名が刻んである。これからみると、明治維新前からもあつたものと思われるが、明治も中ごろになると、高等小学校を卒業すると、すぐ小屋（宿）入りをしたようである。

宿子は、親のいうことを聞かなくても、宿主の言葉には背かず、宿主を親同様に扱い、宿主は朝夕、夏冬の挨拶の仕方から行儀作法等、一人前の大人への教育をし、宿子の悩みや相談事を解決してやるもので、このために結婚の仲人を務めることも多かつた。夜の寝泊りは、兵隊検査後のころまでであるが、その後も泊りに行く者も多かつた。

## 第五章

大正年代になると、各村（区）に青年団が組織されたが、宿制度は変らなかつた。その後、各区に青年俱樂部ができる、宿制度がなくなり、青年団の上小屋、中小屋、下小屋となり、小学校高等科を卒業すれば、

すぐ青年団に入団して、下小屋となり、上小屋、中小屋の人達の指導を受けたものである。

また、清源寺では矯風会という若者の組織ができて、文化的行事や新生活運動等ユニークな活動をしてきた。

明治一六年（一八八三）の惣代人会談で、非常勤勉規約と非常節儉規約が決められ、日常生活についての規則が具体的に定められ、町民に対する呼びかけがなされ、成果を挙げたと思われる。

それは、詳しく日常の生活について規制がなされ、日の出から日没まで働らくように決められ、休息の回数も食事の時以外は二回とされている。又、町の定休日を一日、十五日の日と決め、鐘や太鼓の合図で朝起きや夜の帰宅時間も町民に知らされた。夜なべの仕事も決められ、朝縄二頭夜三頭で、十一月から四月までになっていた。その代金は惣代人が取りまとめ駅通貯金とされた。

また、非常節約規約がつくられ、今でいう生活改善の呼びかけがなされた。即ち、冠婚葬祭の規制である。例えば、お客は親類、縁家、向三軒両隣だけにするとか、祭りに三味線は弾かない、絹の服は新調しない、蝙蝠傘、襟巻は新調しないとされた。俵は病人だけしか乗れない、又、芝居、繰人形、浄瑠璃軍談、祭文等が禁止され、節約の呼びかけがなされた。

漁業を主な生業とする長洲の人たちの気風は荒っぽく、宵越しの金は持たないという気つぶの良さがあり、漁が大漁で金が入れば、持つてるだけ肝太く使ってしまう、漁のない時は、米を買う金にも困るといふふうであったといわれる。

長洲の氏神四王子神社の祭りは精進祭り、祭りの時は漁を休んだ。又、長洲祭は有名な農具市で、近郷

近在からたくさんの人が来て、年二回の収穫のための農具を買っていた。

明治の頃は旧道を中心にして家並みがあり、生活がなされてきた。長洲には小さな祠堂が各町内毎にあり、夏には夜灯よとという夜市がたち、町の人たちの楽しみであった。観音(出町)、恵比須(西新町)清正公さん(松原町新山)、恵比須(上磯町)、弘法大師(下磯町)、龍神(中町)、天満宮―釈迦と地藏(上今町)、阿弥陀(上本町)、恵比須(下本町)等である。

旧長洲町では、明治一七年(一八八四)と明治二八年(一八九五)の二回コレラ病が発生し、磯町、西新町は交通遮断をして防疫に努めた。明治三六年には避病院も新築されている。この頃日清戦争中で、出征兵士を見送って、昼は国旗を夜は提灯を持って送迎したのである。

明治一三年(一八八〇)九月一日、町の衛生委員、清富甚喜、倉岡政治から次の意見書が町議会に提出された。

#### 市街掃除方法意見書

第一条 市街店先の道路は不潔なきよう、毎戸、日に朝夕に掃除すべし。

第二条 店先道路の掃除は地主家主を問わず現在居住人に之を負担するものとす。

第三条 家屋道路の片側にある所は全路、その両側にある所は、中央を折半し負担するものとす。

第四条 家屋及び空地は、その家主地主にて負担するものとす。

第五条 家屋なき道路並びに橋梁、磯辺道路等の掃除は、その地元町にて負担するものとす。

第六条 降雪の時は、之を河海下水、その他通行の妨にならざる場所へ捨て、道路の中央に積置くべからず。

第七条 汚水は勿論魚鳥或は汚穢物洗滌したる水を路上に捨つべからず。

第八条 獸類路上斃死し、その畜主分らざるときは、速に店先掃除関係のものより取除くべし。

第九条 前条掃除不行届の事ある時は、一応巡查並びに衛生委員より督責するものとす。

第十条 九条督責の命に従わざる時は、衛生委員より警察分署へ届け、直に人夫を雇い掃除いたさせ、人夫賃は本人より弁償するものとす。但し、本人償金能はざる者は、親戚或は組合中より弁償するものとす。

第十一条 拾条に掲げる雇夫を以て委員より着手する時は、警察分署に於て雇夫賃一日壹人五拾銭宛の斗算を以て弁償申渡書を請うものとする。

但し、戸長役場にその旨報告あるべし。

第十二条 弁償金は戸長より取り立て、衛生委員へ渡し、委員より雇夫に渡すものとす。

第十三条 この条約に背く者は、当分署の処分を請うべし。

明治三十九年（一九〇六）の町議会議事録に「塵取人夫二人、荷車二台、予算一二〇円、海岸に捨てる」とあり、当時、ある程度の塵取りがなされていたことが想像される。

明治三十四年（一九〇一）に長洲町から高瀬や熊本の中学校以上の学校に在学している人たちで翠汀会すいていがつかられ、文化活動や体育レクリエーションの行事を企画実施し、当時の青少年活動としては、目ざましい活躍をした。また、機関誌「玉の光」、「汀の光」等を筆やペンによる手書きの文章で発行回覧し、余白には、読後の感想が朱筆で書かれ、活発な当時の学生たちの活動が偲ばれるものがある。

翠汀会々則

## 第一章 総則

第一条 本会を翠汀会と称す。

第二条 本会は会員の人格を向上し、会員相互の精神的団結を計り、以て長洲の改善をなすを目的とする。

第三条 本会は長洲出身者にして中等学校以上の在学々生及び此れに席を置きたる者をもって組織する。

## 第二章

第四条 本会は会員を分ちて左の二種とする。

一、通常会員、中等学校程度以上の諸学校在学生、及び学生をもって是に充つ。

一、特別会員、前記学校卒業生、中途退学生及び其の他の者をもって此に充つ。

第五条 本会の会員にして、本会の目的に反し、或は、本会の名誉を毀損し、或は学生の本分に悖る行為をなすときは、役員会の決議により除名することあるべし。

第六条 本会に入会せんと欲する者は、左の書式により入会願を提出し会頭の許可を受くべし。

入会願

今般御会に入会致し度候間何卒御許可可相成度此段及御願候也

年月日

氏名印

翠汀会々頭氏名殿

第五章 近 代

第七条 入会の許可を得たる者は、左の書式に従ひ保証人連署の誓約書を提出すべし。(入会願乃誓約書用)

紙は本会より交付す)

誓 約 書

私儀

御会に入会の上は御規則堅く相守り妄りに脱会又は本御会の名誉を毀損する如き行為は決して致す間敷候に付此に保証人連署を以て誓約致し候也

年月日

氏 名 印

保証人 氏 名 印

翠汀会々頭氏名殿

但し、保証人は役員又は成年以上の会員たることを要す。

第八条 本会に左の諸部を設く。

一、学芸部

一、運動部

一、会計部

第九条 各部細則は別に此を定む。

第十条 本会は夏季、冬季及び春季に大会を開く。

第四章 役員

第十一条 本会に左の役員を設く。

会 頭 一名

副会 頭 一名

学芸部長 一名 幹事 若干名

運動部長 一名 幹事 若干名

会計部長 一名 幹事 若干名

支部長 二名

通信係 一名

監 事 数名

第十二条 本会に役員なき時は、役員は他の役員の事務を兼任する事を得。

第十三条 本会役員は左の事務を掌るものとす。

一、会頭は本会を代表し会務を総理す。

一、副会頭は会頭を補佐し会頭事故ある時はその事務を代理する。

一、各部長は各務の事務を取扱う。

一、幹事は部長の事務を補佐する。

一、通常会員 毎年五拾銭

一、特別会員、寄附金

第二十条 本会より旅行、遠足及び集りを催す時は、右会費以外に臨時徴収することあるべし。

第二十一条 すべて費用支出は会計部長の認可を得べし。

第二十二条 本会各部所定の経費外の臨時の支出を要するものある時は、役員は会頭及び会計部長の認可を得て出資することあるべし。

第二十三条 本会の収支決算は学芸部に於て定期発行する雑誌を以て報告するものとす。翠汀会の機関誌「汀の光」には、当時の中等学校生徒の主張や論説、又は、その出来事やニュース等が書きとめてあり、例へば当時二回にわたって流行したコレラの時、磯町等縄張りして交通止にし、伝染防止に努めたこと等が書

かれている。

翠汀会は、長洲町におけるユニークな青年活動の一つであった。

翠汀会の機関誌「玉の光」「汀の光」は、駅通りの黒田健児氏宅に保存されていたが、現在中央公民館に寄贈され、ロビーの陳列に展示されている。



翠汀会の機関誌

## 第三節 大正時代

### 一、大正デモクラシーの興隆

日露戦争の戦勝ブームも束の間で、公債の負担と軍事費の増大による財政難のうちに大正は幕を開け、西園寺内閣が総辞職後、桂内閣が出現し、「憲政擁護」の民衆運動に火をつけることになった。

大正一〇年（一九二一）から同一五年にかけて、明治憲法下における地方自治の改革が推し進められた。例えば、市長はかつて官選任命で、住民の中から内務省が任命するかたちで行われた。それが大正一〇年に改革され、市議会の中で選ばれるようになった。町村長は、それぞれの議会で選ばれていたが、知事の承認が必要であった。それが、大正一五年に改革され、知事の承認制がなくなった。

また、郡役所もこの時廃止され、官選の郡長もなくなった。そして官選は知事だけとなったのである。昭和四年は県議会に条例制定権が与えられた。

このように大正末から昭和初年にかけての改革は大正時代の民主主義的改革の一環であった。

## 二、長洲町の産業

大正時代の長洲町は、産業の中心であった漁業が不振で、経済生活の窮乏を来し、その影響で、問屋、販売行商人にまで窮乏は波及していった。そして、第一次大戦後の経済恐慌と相まって、その影響に拍車をかけていった。

その対策として、町外に出稼ぎに行ったり、漁業者は遠く朝鮮半島の仁川や鎮南浦方面まで出漁して行った。

大正三年の長洲町議会の議事録によれば、町民の職業が次のように記されている。

物品販売業 一四五戸、貸家業 七戸、宿屋業 九戸、物品行商 四七戸、金銭貸付業 一戸

染物業 六戸、裁縫職 一戸、提灯張替職 一戸、大工職 一一戸、鑄掛職 二戸、石工職 一戸

竹細工職 一戸、畳刺職 六戸、灰焼業 一戸、桶職 二戸、金銀細工職 一戸、鍛冶職 一戸

屋根葺職 一戸、自転車修繕業 二戸、古綿打直職 一戸、ローソク製造職 一戸、佐官職 一戸

木挽職 一戸、ブリッキ細工職 二戸、

長洲町では、昭和の前、中期まで、その職業で、「ローソク屋、マンジュ屋、ショーケ屋」等と呼んでいた。

長洲は島原への渡船場であり、そのため旅籠屋が多かった。大正一五年に旅籠屋をしていたのは、次の十戸である。

浦島 ソヂ 松本 カネ

塘浦三代太郎 徳山ヨシ  
 明名辰蔵 内野タマ  
 楠山夫八 前畑半太郎  
 牧野はり 福島ヨシ

この頃は、女が機織をするので、それを染める染物屋（紺屋どんと呼ばれていた）が多く、次の五戸が染物屋をしていた。

吉田十蔵 木村元吉 福田政治 福田眞次 西原常喜

産業の中心であった漁業は、大正時代には

鮫鱒網漁業 一二〇隻（鯛、太刀魚、ヒラ、ハモ）

源式漁業 一五隻（エビ）

イカ籠漁業 二一隻（イカ）

タコ壺漁業 一三隻（タコ）

コノシロ網漁業 二三隻（コノシロ、エビ）

一本釣漁業 三〇隻（グチ、コチ、キス）

投網（舟打）漁業 三隻（ボラ、ヨテ、エビ）

合計 二二五隻

年間平均出漁日数は、

鮫	鯧	船	九〇日
源式	延繩	船	九〇日
釣	船		八五日

長洲、腹赤の漁民で、当時、東支那海系や、朝鮮半島西海岸系の魚類採取に従事する漁民もあり、遠く朝鮮半島の仁川や鎮南浦方面まで出漁していった。

当時の朝鮮半島行き船のことを、清源寺の作本好司氏が手記の中で、次のように書いている。

◎父の朝鮮漁業

明治一〇年前後に、父勝蔵は朝鮮海に海老漁の船主として出漁、以来七年続ける内、台風に襲われ、船を叩き割られ破産した父は慢性胃病で、当時塩濱仕事で重労働の家庭であったが、それができず、母を主体にして、徳永真蔵外二名の奉公人をおき、朝鮮漁業を思いたったものである。

作本船の船長は、沖の洲の佐村勇平であり、乗子は、酒井、島村、宮川、の諸氏で毎年の出航には祝餅の紅白を配り、大漁旗を船一杯に押し立てて賑々しく船出していった。

途中、平戸、壱岐などに碇泊して行き着くのは十日前後かかって漁港の全羅南道、麗水、木浦、馬山浦の三港を交互に巡航し、麗水港陸上に赤山海老製工場があり、若干しとして皮を剥ぎ、肉は都市を相手とし、皮は肥料にして長崎市内の松庫商会が取引所であった。漁船隊は四国香川県より、森波平団長一団一五隻と、長洲より宮田団蔵外三隻、腹赤より、内浜次郎、福田鶴松、作本勝蔵、西川清熊、島田彦三、島

## 業態別人口構成

## 業態別人口及び世帯数

区 分		年 次 別			昭 和 5 年		
		大 正 9 年	昭 和 5 年	昭 和 5 年	人 口	就業人口	世帯数
第 一 次 産 業	農 業	6,121	3,202	1,107	1,107	3,098	835
	林 業 及 び 狩 猟 業	—	—	—	—	—	—
	漁 業 及 び 水 産 業	1,809	481	368	1,810	487	371
	計	7,940	3,683	1,475	7,786	3,585	1,409
第 二 次 産 業	鉱 業	16	12	4	250	78	50
	建 設 業	215	104	42	213	105	42
	製 造 業	870	417	165	855	410	162
	計	1,101	533	211	1,318	593	254
第 三 次 産 業	卸 売 業 及 び 小 売 業	1,770	722	352	1,727	719	343
	金 融 業・保 険 業・不 動 産 業	27	10	5	25	9	5
	通 信 運 輸 及 び 公 益 事 業	420	156	82	379	153	76
	サ ー ビ ス 業	648	262	127	431	222	85
	公 務	228	94	45	230	95	45
	分 類 不 能 産 業	44	23	9	38	21	8
計	3,137	1,267	620	2,830	1,219	562	
総 計	12,178	5,483	2,306	11,934	5,397	2,225	

(注) 失業者及び世帯主の非労働力は含まず。

(昭和34年長洲町建設計画書より)

田常平、下沖の洲より塘口安平、金井善蔵の諸氏であった。」(原文のまま)

かくして、出稼ぎや朝鮮沖出漁等で、町は老人や子どもの多い町と化していった。そして、町に残った漁業者、農業者や出稼ぎ者の仕送りが町の経済を支えていた。

大正時代の長洲の業態別人口及び世帯数は次のとおりである。即ち、第一次産業の従事者は一、四七五世帯の七、九四〇人で、その中農業者一、一〇七世帯の六、一二人、漁業及び水産業が三六八世帯の一、八〇九人である。第二次産業の鉱業、建設業、製造業は少なく、二一世帯の一、一〇一

表1 熊本県米作の相対的停滞

年代区分	明治16年～ 明治25年	明治26年～ 明治35年	明治36年～ 大正元年	大正2年～ 大正11年	大正12年～ 昭和7年
全国平均	1.363石	1.450石	1.693石	1.904石	1.930石
九州における 熊本の順位	1位 熊本 1.566石	1位 熊本 1.615石	1位佐賀 2.068石 2位福岡 1.968石 3位熊本 1.910石	1位佐賀 2.068石 2位福岡 2.062石 3位熊本 2.054石	1位佐賀 2.263石 2位福岡 2.092石 3位熊本 1.968石
全国第1位	富山 1.791石	奈良 1.923石	奈良 2.296石	奈良 2.467石	三重 2.887石
全国における 熊本の順位	6位	8位	10位	12位	23位
全国第1位 と熊本の差	-0.225石	-0.308石	-0.386石	-0.413石	-0.919石
全国平均と 熊本県の差	+0.203石	+0.165石	+0.217石	+0.150石	+0.038石

(「熊本県史」近代篇第三より)

大正以降の郡別米反収の推移

	大13～昭3	昭8～12(A)	昭30～34(B)
	石	石	石
熊本市	2,484	2,926	2,676
飽託郡	2,151	2,623	2,733
宇土郡	2,083	2,412	2,603
玉名郡	2,085	2,556	2,578
鹿本郡	2,100	2,414	2,656
菊池郡	2,252	2,593	2,726
阿蘇郡	1,677	2,076	2,509
上益城郡	2,024	2,465	2,694
下益城郡	1,995	2,242	2,633
八代郡	2,122	2,251	2,518
芦北郡	1,786	2,074	2,338
球磨郡	1,848	2,212	2,335
天草郡	1,121	1,540	1,876
県平均	1,922	2,286	2,510

(農業生産調査会「熊本県における農業生産力の展開とその階層制」より)

人である。又、第三次産業の卸売及び小売業、サービス業、運輸通信業や公務員等は六二〇世帯の三、一三七人になっている。大正九年の長洲町の基幹産業は、この表でもあきらかなように農林水産業である。

しかし、熊本県の米作は他県に比して、その反当収量が余りよくなかった。

熊本県史の表によれば、大正の初期から後期にかけて、米の収量が、全国十二位から二十三位に下っている。

県下の郡市別の米の反当収量は、玉名郡は菊池郡、熊本市、飽田郡に次いで第四位の米作地帯である。

明治後期に熊本県内の地主、米穀商、運送業者等千五百人で「肥後米輸出同業組合」が結成された。それは生産者抜きの商品組合であった。そして、俵量の統一（四斗俵）や俵装の規格化を図り、更に、進んで米穀検査が行われ、品質を一、二、三等および等外米の四等級に分けられるようになった。それから地主は合格米でなければ小作料として受取らなくなった。それで、生産者は合格米にするため、粳乾燥や俵装に一段と労力をかけねばならなくなり、小作人には、困難なことになった。

熊本県の商品作物の代表は養蚕であった。

九州でも先進地といわれ、桑園反別で大正期は七割増、養蚕戸数は二倍になり、収穫料は五倍になった。戦後の長洲町の各地区別の桑園作付は次のとおりである。

六栄 一一七反

腹赤 一五一反

長洲 九反

清里 六反

腹赤、六栄地区が多く養蚕が行われていたのは大正、昭和にかけて、同じであったと思われる。

大正初期県農業試験場の技師であった松田喜一氏は「稲作本位の麦作法」を發明し、肥培管理を畜力をもつて集約的に行う方法で増収をかちとり、八代郡昭和村に農友会実習所をひらいた。彼の教えをうけた人たちが長洲町にも居たといわれる。

三、米騒動と万田坑の暴動

米騒動の発端は大正七年（一九一八）七月二十二日富山県下新川郡魚津町の主婦が集まり、

「最近米が値上がりして困る。これは米を県外に移出しているからだ。移出をやめさせよ、商人は売り惜しみするな。安売り要求」と立上り、翌日の朝八時四十六人の主婦たちが、米を移出する魚津の船を止めようとしました。これが発端となつて、次から次に起り、全国に拡がっていった。

玉名地区では、大正七年九月四日から十日にかけて暴動が発生した。大正七年九月七日付の九州新聞では萬田炭坑の暴動について次のように報じている。

「萬田炭坑に暴動起る

数千の暴徒蜂起して乱暴狼藉知らざるなく盛に事務所や社宅を破壊し重軽傷者を出す 軍隊の出勤で漸く鎮定

縣下玉名郡荒尾村萬田炭坑にては近來各地炭坑に流行的の暴動事件勃發するより坑夫取扱に対し充分の注

意をなし一方警戒を怠らざりしが俄然四日午後八時過以前より豫ねて牒し合せ居たるものか坑夫約八百名繰込場に集合し手に手を採炭用の鶴嘴棍棒を携へ一斉に関の声を揚げ乍ら繰込場を破壊せし後事務所に迫り瓦石を投じて窓の硝子全部を破り選炭所機械室に硝子戸を叩き壊し炭車を残らず押し倒し夫より物品販売所を襲ひて米酒醬油其の他の物品を手当り次第に掠奪し尚同所にて酒を呻り狂乱的勢力をもつて指揮する警官隊と共に鎮撫に努めたるも暴徒の勢力当るべからずその中に地元たる萬田及大牟田附近の在郷軍人銃を携帯して来援し空砲を放つて威嚇せるが暴行の有丈を盡したる坑夫等は一時鎮静せんとせしが在郷軍人の来れるより更に騒ぎ出し投石或いは棍棒を揮ひて頑強なる抵抗を試み形勢は益々險悪なるを示せり。又、大正七年九月六日の福岡日日新聞によれば、萬田炭坑暴動について、次のように報じている。

「萬田炭鉞暴動

坑夫一千餘名暴動極む

賣勘場に放火し破壊す―冷酒を呻り日用品掠奪―選定機械を破壊―警部巡查其他多数負傷  
久留米師団一ヶ大隊出動

大牟田三井三池鑛業所萬田炭坑（熊本県玉名郡荒尾村）採炭夫は去る一日發表の増給に不安を抱き尚選良方法嚴重にして石炭十貫に対し約四割方減少となり殊に賣勘場の日用品の価格引揚げたるは以前よりも却て坑夫側の不利益となりたりとて寄口密議を凝しつつつありしが遂に四日午後九時四十分丙組採炭夫五百余名が甲組五百余名と交替せんとする一刹那暴行を始めて乙組五百餘名これが中堅となり相呼應して一時に勃発し鶴嘴を以て安全燈を片端より破壊し一隊は賣勘場に殺到し暴行放火したるも民家類焼のおそれあり

とて之を消し止めて破壊し、在り合う酒樽の鏡を打破り冷酒をあふり果ては冷酒にて顔を洗い醬油樽は悉く之を破壊し白米木綿切其他の日用品大部分を掠奪し去り、それより炭坑納屋事務所坑夫繰込所同事務所迸炭機械等破壊し負傷者多数出た模様なり、

軍隊出動

熊本県警察隊急行

暴動関係者検挙開始

一方久留米第十八師団にては急電に接し歩兵第四十八聯隊第一大隊は大隊長田村守衛少佐引率の下に先発隊は五日午前一時三十分自動車三臺に分乗して到着し直に現場に駆けつけ空砲を放ちて之を威圧し引き続き午前二時臨時特別列車に第一大隊の残部出動し久留米警察署よりも警官十名、同乗到着二個中隊は萬田炭坑、二個中隊は大牟田市三井炭坑倶楽部の高臺の配置に就き尚熊本縣警察部より急行せる百名の警官隊は香坂警察部長、竹原熊本警察署長、これに……」

又、福岡日日新聞は、次のように報じている。

「三池炭坑 稍鎮静

各坑入坑者漸次増加

軍隊二ヶ中隊引揚

採炭夫の同盟休業継続中なりし三井三池炭坑社萬田及び宮の原両炭坑は八日夜も多少不穩の模様也しも九日午前に至り萬田坑は一番方百七十名、二番方三百三十名合計五百名の採炭夫入坑し約四分の一は出勤し

## 熊本市内主要物価比較

(日本銀行熊本支店調査、単位円)

品目 (単位)	1917年7月	1918年7月
米 (1 俵)	8,400	11,400
大 麦 (1 俵)	2,900	5,160
小 麦 (1 俵)	5,370	8,680
大 豆 (1 俵)	5,650	6,960
小麦粉 (50 斤)	4,000	6,100
硫 安 (10 貫メ)	15,000	14,430
油メ 粕 (100 斤)	5,200	6,500
大豆 粕 (1 枚)	1,820	2,160
砂 糖 (100 斤)	24,400	26,300
味 噌 (10 貫メ)	2,600	4,060
醬 油 (1 石)	22,000	26,000
日本酒 (1 石)	49,750	61,330
鱈 節 (10 貫メ)	70,000	73,500
鶏 卵 (1 個)	0.025	0.036
油 (1 石)	68,000	82,660
生 糸 (1 個)	1,825,000	1,830,000
絹織物 (1 反)	21,000	24,500
綿 糸 (7 斤半)	9,120	8,820
白 木 綿 (1 疋)	1,400	1,100
繰 綿 (100 斤)	69,500	74,000
麻 (10 貫メ)	35,000	47,000
モスリン (1 ヤール)	0.770	0.680
木 材 (杉6分板)	1,300	1,660
洋 鉄 (1 貫メ)	1,600	18,660
煉 瓦 (千 枚)	16,000	25,660
畳 表 (1 枚)	0.500	0.530
日本紙 (1 束)	1,100	1,350
西洋紙 (1 ポンド)	0.175	0.200
木 蠟 (100 斤)	28,000	35,000
石 炭 (1 トン)	12,500	22,000
木 炭 (1 俵)	1,000	1,280
薪 (松 1 把)	0.033	0.055

(備考) 絹織物は西陣御召。木材は7寸幅。「九州新聞」(8.14)による。  
(新・熊本の歴史)より

たり、尚宮の原炭坑も同日午前七時三潜監獄の囚徒坑夫第一着に入坑したる外一番方七十五名二番方百三十六名合計三百九十一名(採炭夫約三分の一)入坑し土着坑夫も入坑出勤を見るに至れり、尚其他の炭坑にても全部出勤には至らざるも漸次回復し兩三日中には平常態に復すべき模様あるより田村少佐引率せる久留米歩兵第四十八聯隊第一大隊の納富中隊及び執印中隊は九日午後三時四十分発上り列車にて帰營し若橋大尉の一ヶ中隊のみ居残り萬田炭坑に主力を置き警官隊と呼應して各炭坑を警戒しつつあり一方萬田坑

1918年熊本市内主要物価指数

(日本銀行熊本支店調査。1900年10月=100)

品 目	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
米	265	267	274	284	302	392
大 麦	429	397	335	327	401	484
小 麦	363	370	365	349	390	392
大 豆	296	293	284	279	262	300
小 麦 粉	351	354	353	345	341	406
硫 安	193	201	198	192	187	188
油 粕	238	244	238	247	247	249
大 豆 粕	229	235	224	220	199	217
砂 糖	229	243	238	237	237	238
味 噌	312	312	307	297	301	341
醬 油	264	264	264	264	264	264
日 本 酒	237	251	247	255	259	265
鰹 節	221	209	219	230	217	218
鶏 卵	189	204	217	239	287	310
油	243	237	216	210	238	263
生 糸	188	204	215	228	228	227
絹 織 物	188	201	224	230	241	246
綿 糸	226	222	207	211	223	244
白 木 綿	176	202	161	166	179	203
繰 綿	269	277	256	249	249	283
麻	287	299	299	299	299	312
モスリン	184	177	181	179	190	199
木 材	253	257	273	277	272	275
洋 鉄	161	155	164	186	210	201
煉 瓦	290	311	324	324	332	349
畳 表	209	204	213	213	226	256
日 本 紙	247	236	236	239	239	244
西 洋 紙	241	228	228	228	253	304
木 虱	223	224	239	255	279	295
石 炭	357	357	357	367	392	403
木 炭	218	222	226	234	253	292
薪	353	337	337	337	371	373
総 平 均	254	255	254	256	268	289

(備考)「九州新聞」(5.11. 7.11. 8.14. 9.13)による。

(新・熊本の歴史より)

暴動関係者は既報の如く熊本縣長長洲警察署、西光寺、三寶寺、長洲劇場の四ヶ所に於いて豫審中なるが、九日正午までに熊本地方裁判所未決監に収監せられたる者三十八名に達し、黒正主任検事は一應帰任せり」以上の当時の新聞報道で玉名地域における米騒動と萬田炭坑夫暴動の様子が分るが、三井三池萬田坑の暴動は九月四日から十日まで続けられた。万田坑関係の熊本県の起訴者は八二名に及び、総起訴者は一五五名であつたという。

大正七年七月末から十月初にかけて行われた米騒動は全国で一道三府三二県におよび三三市一〇四町九七村に及んだ。騒動の参加者一千万人、検挙八、一八五人、起訴七、七〇八人、軍隊の出動六十市町村で延五万人であつた。

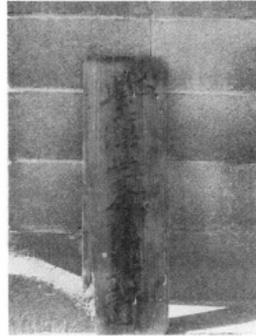
当時の熊本市の主要物価指数と主要物価比較は前頁のとおりである。

#### 四、はげしい政争

熊本県は明治時代以来「政争県」といわれる程、政争のはげしいところであつた。その対立の流れは、学校党が紫溷会となり、国権党となつて、それが民政党へと続いていった。一方、実学党が九州改進黨となり、政友会へと続いてきた。それが昭和の政友会、民政党のはげしい政争として続き、郷土の発展に大きな支障となつた。

第五章 近 代

明治の熊本県のはげしい政争について、明治十五年三月の熊本新聞の社説に、次のように書かれている。「改進黨派ト紫溷会派トノ間二恰モ一大溝梁ヲ穿チ来ルガ如ク、改進黨派ノ議員ニシテ發議スルトキハ毎



紫溷学会クラブの看板

ニ紫溷会派ノ議員之ガ反对者トナリ、紫溷会派ノ議員ニシテ動議スルトキハ毎ニ改進黨ノ議員ガ之ニ反对者トナリ、其眼中党派ノ黑白彼我ノ区別ヲ見テ事物ノ是非得失ハ措テ顧ザルガ如シ」

明治十七年三月改組により、紫溷会が紫溷学会となった。この頃長洲にも紫溷学会があつたと思われる。それは宇齊熟跡の善証寺に「紫溷学会クラブ」の看板が発見されたからである。

政争は県會議員の選挙から次第に町村議會議員にまで及び、遂に、内務大臣―知事―警察部長―巡査といふ系列で徹底した選挙干渉が行われるようになった。

当時の腹赤における政争の様相を作本好司氏の手記に、次のように書いてある。

「その時期に生活改善実行会は道場を建築し盛況を極めたが、会長K氏に反对をとなえ、彼の精米業に反对の精米所を作るなどして、愈々区民が二つに割れて、派の障害が平和を乱した。」

政争のはげしさは庶民の生活にまで及んだ。

「新熊本の歴史」に葦北郡日奈久のことが書かれているが、それは、長洲町や他の町村でも行われたのではないかと思われる。

政争事例は、次のようなものである。

- 反对党に貸していた家や宅地を引き揚げる。
- 反对党に作らせていた小作の田地を引き揚げる。

- 反対党に肥料をやらない。
- 反対党の者は、風呂に入れてやらない。
- 反対党とは交際しない。
- 反対党の医者にはかからない。
- 反対党の店からは買物をしない。
- 反対党の間屋をかえる。
- 反対党は、宿にとめない。
- 警察、役場の人事を入れ替える。

## 五、教育文化

### (一) 大正時代の新教育

長洲町教育沿革誌によれば、大正期の教育は、明治期の伝統的教授法の「注入主義」から、「児童中心主義」教育で、科学的な教育研究を推しすすめる教育への推移の動きがなされた時代であった。

大正新教育の精神は、当時の「私立池袋児童の村小学校要覧」に次のように書いてある。

- (一) 吾々の信ずる教育は、個々人の天分を存分に伸展せしめ、これを生活化することによって人類の文化を發展せしむるにある。
- (二) 吾々の信ずる教育は、児童の個性が充分に尊重せられ、その自由が完全に確保せらるる教養の形式に

おいてのみ、その目的を達しうる。

(三) 吾々の信ずる教育は、児童の自発的活動が尊重せられ、その内興味に対して新鮮なる指導が行われる時にのみ可能である

(四) 吾々の信ずる学校生活は、生徒および教師の自治によって一切の外部干渉を不要ならしめ、進んではそれ自体の集団の干渉をも不要ならしめん事を期する。

(五) 吾々の信ずる教育に於ては、自己の尊厳を自覚すると同時に、他の人格を尊重する人たらしめ、全人類に対する義務を尽すに勇ならんことを期す。

大正期は思想的混乱期でもあり、教育界も幾多の教育論が論議され、その運動が起きた。

教師たちは、混乱期の思想的根柢を求めするために、教科研究の深化をはかった。

教育の方法が今までの教師中心の教授式から児童活動中心の学習方式に欠陥が出るほど切り替った時代ともいえよう。国語科では鑑賞が重要視され、綴方は自由選題、図画は自由画、作品や文章はのびのびしたものとなり、個性的なものが生れた。算術は實際化、生活化が考えられ、実験実測、児童による銀行の調査、旅行案内の教材化、實際教育の家事科には家事室が生れた。理科設備の充実に努力し、実験、観察が重視された。

又、体操は合同体操や運動会が幅をきかせて来たが、内容的なものは体操科である。大正十五年より競技が現われてきた。このように今までにない個性的な教育方法の進歩であったが、教授法にのみとらわれて、教材の研究や、教育の技術的なものは浅く、やはり時代の流行を物語っている。

大正四年（一九一五）県は各郡視学に通達を出した。それは「学校教育ハ画一ノ型ニ導カンヨリハ之ニ研究余地ヲ与エテ、其ノ特色ノ發揮ニ努メテ自発的向上ノ精心ヲ助長スルヨウ」というものであった。各郡視学は管内の視察活動を活発にし、郡教育会も各種講習会、教科研究会、指定視察等を実施し、視察研究時代が出現した。

郡教育会は、各種の講習会を開いたり、授業批評会をして教師の指導力の向上に努めた。大正八年長洲小學校は指定対象校で、「教育内容についての郡指定視察」九年「算術教材研究指定」十年「家事科の郡指定視察」十一年「理科教育改善並に機器器具標本の設備」「熊本県第一師範学校長の視察」と毎年のように各教科経営について研究視察を受けている。

## （二）実業補習学校

日清、日露の戦争により、第一次、第二次産業革命がなされ、実業補習教育の必要性が叫ばれてきた。明治三五年（一九〇二）に実業補習学校規定が作られ、長洲町は明治三六年に水産補習学校ができた。小学校費に予算を三〇円計上した。しかし、明治三八年の町議会で宮原寿幸が次のように質問した。

「水産学校トアツテ、今日迄、其ノ実績ノ揚ランデハナイカ、今日ノ様デアツテハ実ニ困ル、二三名ノ生徒ニ対シテ、是丈ノ費用ヲ使ツテハ大イニバカラシイ、取消シテモライタイ。」

近 代  
議長「今年カラ実業学校トシテヤツテミタイ、校長モソノ意デアルカラ、取り消ス訳ニハイキマスマイ」  
腹赤小学校には明治三六年四月より、清里小学校には大正十二年七月より実業補習学校が開設された。大正九年熊本県補習教育実施要項が制定され、小学校になるだけ設置するように呼びかけがなされ、女子部も

併置するようになった。実業補習学校費は次のとおりである。

腹赤 一、五八八円（昭三年）

六栄 一、三三八円（大十五年）

大正十五年（一九二六）熊本県実業補習教育規定施行細目を公布し、専任教諭設置を強調した。長洲実業補習学校には、大正十四年より月俸八十円の専任教師をおき、社会教育と絡み合せて、小学校卒の働く青年教育は制度的に発展していった。

「熊本県玉名郡長洲町補習学校学則十九条」に、次のように規定してあった。

○課程ハ前期二年、後期三年、研究科三年、女子二年

○学科目ハ前期 修身 国語 数学 体操 理科 実業、後期は前期の教科に英語を加える。

○入学資格 小卒者

○生徒ノ定員 男子九〇名 女子六〇名

○教授ハ普通と特別（召集と通信）

○普通教授ノ季節ト時刻

男子 四月 一月の四日と十日の夜間

女子 四月 九月 一月 二月 三月ノ四日ト十日ノ昼間

○大正十三年一月一日ヨリ実施

大正十五年（一九二六）青年訓練所が発足し、実業補習学校は実業公民学校と改称し、昭和四年度より中

等国民学校と改称された。

### (三) 青年訓練所

大正十五年四月 青年訓練所令が公布、七月一日実施された。県下一斉に青年訓練所を置くことになる。

長洲町六月九日の議会提案で、「青年訓練所設置規定」が出され、それによると、

「実業公民補習学校二併置シテ、青年ノ心身を鍛練シテ国民タル資質ノ向上ヲハカルノガ目的デアル、十六才ヨリ二十才ノ男子ヲ四年間ニ亘ツテ訓練スルノデ、教科目ニハ修身及公民一〇〇時間、普通科二〇〇時職業科一〇〇時ノ外、教練四〇〇時、総計八〇〇時トサレ 軍事教練ヲ重点教科トシタ 職員ハ主事ト指導員二分レ、主事ハ補習学校長、又ハ小学校長が兼務スル、指導員ニハ教科指導員ト教練指導員ガイテ、前者ハ小学校職員ノ兼任、後者ニハ在郷軍人の将校、下士官ガアタル。修了者ニハ修了証ガ与エラレ、兵役期間ガ六カ月短縮サレル特典ガアタエラレル。

熊本県玉名郡六栄村青年訓練所規則

#### 第一章 目的及び名称

第一条 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛練シテ国民タル資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス。  
第二条 本訓練所ハ熊本県玉名郡六栄村立六栄青年訓練所ト称シ熊本県玉名郡六栄農業補習学校ニ併置ス

#### 第二章 訓練ノ期間 項目 時数及季節

近 第三条 訓練期間ハ四ヶ年トス

第五章 第四条 訓練項目ハ修身及公民科、教練 普通学科 職業トス

第五條 訓練時數ハ四ヶ年ヲ通シテ、修身及公民科百時 教練四百時 普通学科二百時 職業科百時トス

第六條 訓練科目左表の如シ、(表は略)

前項ノ訓練項目ハ教練ヲ除ク外適宜分合シテ之ヲ授クルコトアルベシ

第七條 現ニ学校ニ在学スル者若クハ相当ノ学力アリト認メタル者ハ特別ノ事由アル者ニ対シテハ一部ノ訓練項目ヲ課セザルコトアルベシ。

第八條 訓練季節、訓練日及毎訓練日ノ訓練始終ノ時刻左ノ如シ。

(訓練日數 一四四日 訓練時數 三二九時間)

第九條 本訓練所ノ毎年の訓練ハ一月一日ニ始マリ、十二月三十一日ニ終ル。

### 第三章 入所 退所及ビ修了

第十條 本訓練所ノ入所期ハ毎年一月トス、但シ已ムヲ得ザル事情アリト認メタル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトアルベシ。

第十一條 本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ前年十一月卅日ニ於テ十六歳以上十七歳未満ノ者トス。但シ

已ムヲ得ザル事情アリト認メタル者ハ十七歳以上ニシテ入所セシムルコトアルベシ。

第十二條 本訓練所ニ入所セシムル者ハ第一号様式ノ願書ニ第二号様式ノ履歷書ヲ添へ本訓練所ニ差出スベシ。

第十三條 本訓練所ニ入所シタル者ニハ所定ノ青年訓練手帳ヲ所持セシム。

第十四條 他ノ青年訓練所ヨリ転所シタル者ハ青年訓練所手帳ヲ提示スベシ。

第十五条 本訓練所ヲ退所セムトスルトキハ其ノ事由ヲ述ベ、且、青年手帳ヲ提示シ出席時数其ノ他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受クベシ。

第十六条 訓練ヲ受クル者ニシテ居住所 身分等ニ変更を生ジタルトキハ其ノ都度届出スベシ。

第十七条 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ、第三号様式ノ修了証ヲ授与スル。

#### 第四章 賞罰

第十八条 品行方正成績優秀等勤勉衆ニ超エ其ノ他模範トナルベキ行為アル者ハ之ヲ表彰スルコトアルベシ。  
第十九条 所則教訓ニ違反シタル者アルトキハ之ヲ懲戒ス其ノ処分ハ戒諭、謹慎 出席停止及退所トス。

#### (四) 若者組(若者宿)

江戸時代頃から、大正にかけて、若者衆、若者組、青年組と呼ばれる組織が町内単位にできた。結婚以前の青年の集団で古くからの慣習を中心とした自治組織であった。

町内で家族の割に部屋が多いところで、主人が青年に理解のある者が一間を提供し、青年宿として、毎晩いろりに火がくべられ、その周りで、ナワをナイ、ワラジづくりをならった。その合間に農作業の仕方、年長者へのエチケット、あるいは性教育など、ムラ社会で生きていくルールが教えられた。

代 長洲の若者衆には、次の仕事があった。○町内の葬式の墓掘り、○潮害水害の防止、○町内の祭りに、「にわか」や手踊りをする。○正月の初こもり、○夏の彼岸こもり、○四王子神社のこもり

近 若者組には三段階があり、上連・中連・下連といった。明治、大正の若者組は前述のようであったが、大正八年になると軍部の働きかけで、青年団、処女会の組織が作られ、市町村長や小学校長を団長や会長にし

て、農事研究部や園芸研究部、生花、料理の講習会等がなされたが、次第に軍事教練が比重を高めてきた。清源寺天満宮の境内に石燈籠があり、それに、大正二年十月にこれを奉納した青年やどの宿主や若者組の人たちの名前が次のように刻んである。

宿主 松野浅七

馬場萬吉、徳永直造、田頭算、松野伍一、浜村武治、大石俊作、竹本君平、松野武志、浜村末八

田頭庄蔵、作本与作、福本長造、浜田伝作、田上数男、村上篤志、福本倉松、吉川廣志、清本萬喜壯

木山正夫、作本順次、清野金太郎

(五) 各種団体への補助

大正時代各団体への補助金が次のよう出された。

大正十二年（長洲町）

教育会補助 九三円十一銭

農会補助 二二〇円

共同飼育稚蚕組合補助 三〇円

在郷軍人分会補助 六〇円

青年団補助 三〇円

処女会補助 十五円

大正十五年 六栄村では

在郷軍人分会補助

五〇円

青年団補助

四五円

処女会補助

二五円

(六) 図書館活動

大正時代長洲町においては図書館活動が活発に行われていた。特に床屋文庫といって、散髪に行く床屋に本を入れた本箱が常置されて、庶民の中における図書館活動がなされていた。

大正時代長洲町予算に計上された図書館費は次のとおりである。

大正四年 十円

大正五年 十円

大正六年 十七円三十銭

大正七年 十八円八十六銭

大正八年 〇円

大正九年 〇円

大正十三年 十八円九十七銭

大正十四年 五三六円

この年は図書館費指定の寄付金五三六円がなされ、図書館増築費に三〇五円、図書購入費に一六一円、植林費に七〇円が使われている。

玉名郡視学で郡立図書館長でもあった中島仰の「視学十年」という本の中に、長洲町の図書館活動について、次のように紹介してある。

#### 図書館の経営

如何にして館の価値を發揮し、如何にして読書趣味を向上せしむるべきかに就ても、私は多くの考慮を費やした。ピラ宣伝、巡回書庫及び床屋文庫の実施、講演会の開會、読書会、閲覧者招待会、補習学校生徒の招待、講演会の開會、読書会の組織、明治教育資料の蒐集及び陳列等種々の画策をした。床屋文庫は今日でこそ方々で行われているが、当時は全国図書館中これを試みたものがなかったので、図書館事業の功労者故伊藤祐毅氏及び佐賀図書館長伊藤平蔵氏（現横浜図書館長）の如きも、全国に先鞭をつけた面白い試みだといふに賛成してくれた。

猶、私は郡図書館の経営と関連して、町村立図書館設立の必要を認めて盛に之を奨励した。これいふまでもなく、町村図書館の普及發達は、ひいては郡図書館の發達となり、郡図書館の隆運は、又、町村図書館の發展となり、相互に相関連して読書趣味、修養心を養ふこととなるからである。この結果郡内各方面に図書館文庫の設置をみたが、その最盛であったのは長洲の図書館で館長高本武彦君（長洲小学校長）の熱心により巡回を主とし床屋文庫を實行して、能くその成績を上げた。（後略）

大正三年（一九一四）に腹赤村に図書館が創設されている。

#### (七) 大正時代の各小学校教育

（長洲小学校）

大正二年（一九一三）四月女子校を廃止して男子校に併合して長洲尋常高等小学校となる。同年九月、坂西校長滑石校二転ジ、県属であつた高本武彦本校々長となる。

大正三年十一月 元女子校舎を移転し、合せて一つとなる。

大正七年 二階建一棟を増築す。第二校舎東方四教室であつた。

大正八年四月 就任以来滿五年七ヶ月間本校教育の改善向上に誠意奮斗せられ、その成績頗る見るべきものありし高本校長は去り、宇土郡視学に榮転せられ、その後任として南関尋常高等小学校長村上重太就任せり、学校における校長の交代は一面より見れば学校の革命なり。

大正八年六月 児童帽子標準改正、これも又残念ながら記録なし。

大正八年一二月 玉名郡の指定視察を受く。

大正九年三月 通常町議会において校舎増改築決まる。時の町長、平井彌太郎

大正九年四月 十数年続いていた二部授業を全廃する。児童保護会組織。

大正九年九月 本町にコレラ発生、九月六日より十六日まで臨時休校。

大正十年二月 本町処女会の発会式が、本校で行われる。

大正十年四月 第一校舎年度末竣工。建築委員 徳山信秀 吉田十藏 松隈亀太郎 山本己之次の四名。校舎

は、西向き正面の二階建てで、校長室、玄関、職員室、御眞影奉安所 普通教室六教室である。

大正十年十月 古沢訓導、松崎教師の十年勤続表彰式を挙げ、職員児童より記念品として茶棚を呈する。

大正十年十一月 家事科について郡の指導視察を受ける。

大正十年一二月 新築校舎の上棟式を挙行。諸教科教材研究で郡内一等賞、理科の校外授業案で四等賞受賞。  
大正一一年四月 増改築落成式

大正一一年五月 運動場に面する石垣完成。(現在も残っている。)

大正一一年十月 村上校長、県小学校、実業補習学校、幼稚園を代表し、文部省学制領布五〇周年記念式典に参列を命ぜられる。

大正一一年一月 理科教育発展を期し、器械器具の購入、製作に努力し、成果を上げる。

大正一一年一二月 本県第一師範学校土井校長の視察を受く。本校理科教育の改善、器械器具、標本類の整備に着手。森訓導が主として之に当る。

大正一二年四月 理科教室を特設し、理科教育、その他、前年同様に努力し、更に、学年担任制を加味し、理科教育に精進する。

大正一二年十月 山本教師の十年勤続表彰式を挙行し、職員児童より茶棚を呈する。

大正一二年一月 理科教育について、郡の指定視察を受ける。本県視学委員重藤教諭の視察を受ける。

大正一三年十月 本校主催の展覧会開催。

大正一三年一月 本町処女会主催第一回敬老会主催。

大正一三年一二月 町議会で運動場拡張を決議する。

大正一四年二月 職員児童の作業により運動場の地ならしができる。

大正一四年十月 本校創立五〇周年祝典の記念事業として、約五百円を投じて図書館の拡張工事と運動場北

側の松林の植樹をする。

図書館拡張に三百円、図書を購入に百円

松の植樹費に百円投入して実施する。

大正一五年一月 学校長村上重太勲八等に叙せられ瑞宝章を受ける。

大正一五年二月 運動場拡張工事完成。県視学委員の視察を受ける。吉川、松崎訓導一〇年勤続。

(清里小学校)

大正三年 校庭拡張のため三畝余歩の田地を買収し、埋め立て完了。又、児童数の増加による校舎増築の

ため、後方丘陵地九畝歩の地下げと、民有田地七畝二四歩の買収をする。尋常科一、二年生は  
二部授業をする。翌四年校舎完成まで続ける。

大正四年 大正天皇の御即位の大典が行われ、それを記念して記念園の建設をし、十月三十一日御眞影を奉戴し、十二月より翌年三月にかけて、職員生徒の作業により記念樹を植え記念庭園をつくった。又、

記念菜園も造った。

大正六年二月 皇后陛下の御眞影を受ける。大正年間の学校規模は、次のとおりである。

代 大正三年 学級数九、児童数四九二、職員数一一、

近 大正四年 学級数一〇、児童数五二〇、職員数一二、

第五 大正八年 学級数一二、児童数五七二、職員数一四。

大正七年 清里村議会において、児童増に伴う校舎増築と運動場拡張を議決実施している。

校舎四教室増築と運動場二反三畝歩の借入れである。四月二四日落成式が行われ、余興が二日間に亘って行われた。宴会、花火、角力、擊劍児童及び青年団運動会等で、費用は参百五拾八円であつた。

大正一二年 本校に高等補習科（高等科三年）が設置されたが、三ヶ年で廃止された。

大正一三年 一月二六日当時の皇太子裕仁殿下が久邇宮良子殿下との御成婚を記念し、村立図書館の建設が企画される。学校職員生徒並に青年団、処女会が連合して募金し、村費から百五拾円支出して、従来の物置を拡張して、之に充てることを決める。又、青年団、処女会、在郷軍人会等が児童の通学路の整備をし、村から奨励金をもらつて之に充てた。

大正一四年十二月 経費三百五拾円で清里村立図書館ができる。

大正一四年一月 電燈線を引込み、電燈を取りつける。経費参百四拾六円

同年七月 オルガン一台購入

（六栄小学校）

大正六年四月 旧役場の建物を利用して学舎とする。

大正九年四月 玄関改築。七学級三七一名 教員数九名

大正十年四月 理科室設置。器械器具の充実整備を図る。

大正一三年四月 唱歌室を改築し高等科教室とする。

大正一五年

六栄村予算

歳入 貳萬千七百四円

歳出 經常部予算 貳萬千參百九拾參円

臨時部予算 參百拾壹円

尋常高等小学校費 八、七四六円

実業補習学校費 一、三三八円

在郷軍人分会補助 五〇円

青年団補助 四五円

処女会補助 二五円

戸数 三六八戸、男 一、〇六四人

女 一、〇九〇人

計 二、一五四人

当時の村長関応蔵から村議会への事務報告の中で、教育事務について、次のように報告されている。

学齡児童四〇四人、就学児童三六二人、卒業児童四一人、高等科男四四人、女三三人、計六七人、出席率  
尋常科男 九八・三二%、女九二・六〇% 平均九五・四六%、高等科男九六・六五%、女九六・四一%  
近 平均九六・五六%

第五章 缺席児童は貧困者にして、家事の手伝いや子守等のためである。

(腹赤小学校)

大正元年 二階建校舎に避雷針を一個取りつける。翌二年にも一個取り付けて学校の安全をはかる。

本校は従来より、健康管理面において非常に関心をもたれていたが、トラホーム患者が多くなつたので、明治四四年以降、専門の人を置いて之が撲滅に努力した結果、漸次患者が減少したが、大正四年頃から、又、増加してきた。

大正三年九月 図書館を新しく作り、図書室の内容充実に努める。冊数五六〇冊位であつた。

大正四年十月 御眞影を奉戴する。

大正五年 校舎の敷地を買収して村有とする。

土間廊下の屋根をコケラ葺にする。

大正七年二月 運動場の排水工事をする。

明治四四年の塩業廃止により、江戸時代末期から続いて活気のあつた腹赤も、だんだんさびれて、児童数も減少した。戸数も明治末期には五七〇戸余りあつたのが、大正末期には減少して四八五戸になった。したがつて児童数も七六五人だったのが五九八人に減少した。

このように大正期は学校教育の内容の充実期であつた。腹赤小学校の校地校舎も増改築がされ、施設設備も整備され、教育環境もだんだん良くなってきた。

#### (八) 大正期の教育行政

この期は大正九年に教員の制服が廃止となり、大正デモクラシーが普及し、思想、経済文化が複雑な発展をした時代である。

県では内務部学務課から学務部と独立強化された。そして、学務部に学務課、社寺課、兵事課、社会課ができた。

大正十年以来、学務課長を団長にして、県視学、社会教育主事、主事補、学校衛生技師、三師範及び教員養成所関係者等四〇名で視察団を編成し、各地の指定校を視察した。

### 大正時代の学務委員

(長洲)

松隈亀太郎 (大五年八月～大九年八月)

福岡春二 (大一〇年三月～昭八年三月)

関 源内 (大一〇年三月～昭八年三月)

(清里)

満田武雄 (明三六年～大一四年)

島田俊雄 (大一四年～昭八年)

(腹赤)

古庄常九 (明四三年七月～大三年)

岡村喜平太 (明四五年六月～大六年)

西岡安太郎 (大三年九月～大七年)

関 定（大七年一〇月〜大一年）

村上一知（大七年一〇月〜大二〇年）

西依一馬（大七年一〇月〜大十四年）

中尾 昇（大十二年〜大十五）

清本平太郎（大十四年一〇月〜）

（六栄）

不明

## 六、大正の社会生活

「カチューシャの唄」や「さすらいの唄」のように哀調をおびた歌が流行し、一世を風びしたのが大正の社会であった。

大正デモクラシーは、大正の十五年間と昭和の「ファツシヨ」の嵐が吹きはじめまでの間、百花咲きみだれる観があった束の間の時代であった。

大正時代子どもたちは着物を着て学校に登校したが、大正の末期から昭和の初めにかけて、だんだんと洋服を着る子どもたちがふえていった。長洲小学校では中食時間には全部下校し、家で中食を食べて再び午後の授業を受けに登校した。

この頃長洲では燃料のたき物がなかったので家庭に風呂のある家が少なくて、殆ど銭湯に行っていた。銭湯は、

新町、西新町、宮の町、上本町、上今町、中町、中今町、東荒神町等にあった。銭湯は庶民の唯一の社交場であり、慰安の場所であった。

大正四年一〇月に長洲町では区画改正を行い、従来の一八町から二一町に増加している。その町名は次のとおりである。

出町、新町、西新町、宮の町、上今町、上本町、上東町、中町、下本町、中今町、下今町、下東町、西荒神町、東荒神町、大明神町、上松原町、下松原町、上宝町、下宝町、上磯町、下磯町

長洲町では、大正五、七、八、九年に町内の史跡調査に年間一二円の予算を計上し、取り組みをしているが、成果は分らない。

大正九年九月には、長洲の磯町でコレラが発生し、交通を遮断して防疫に努めている。

大正一五年に、町の商工会に依頼し、南部の海水浴場を設置する。

長洲町では、大正七年頃電灯がつくようになり、出町に変電所ができた。当時は、普通の家庭では昼は電気がこなくて、夕方から朝にかけて電灯がついた。清里には大正一四年に電灯がつくようになった。大正九年には長洲町役場に電話が開通した。

大正三年九月と大正七年に高潮が襲来し、新塘が決壊して田畑や人家に被害があった。それを復旧して大正九年に大明神の新塘に新塘復旧記念碑を建立した。

大正一二年五月五日、平原出身の村上三十郎が飛行士の免許を習得し、初飛行で故郷を訪問した。腹赤村上空五〇〇米位を縦横に飛び、上昇、下降をくりかえして村人を喜ばせた。搭乗の飛行機は、後年赤トンボ

## 町の本籍人口及現在人口の變遷

年 次	本 籍 人 口			
	世 帯 数	総 人 口	男	女
大正元年	1 5 7 2	8 6 1 0	4 2 2 3	4 3 8 7
〃 2年	1 5 9 2	8 7 2 5	4 2 9 8	4 4 2 7
〃 3年	1 5 7 0	8 7 8 7	4 3 3 7	4 4 5 0
〃 4年	1 5 5 9	8 8 4 1	4 3 7 0	4 4 7 1
〃 5年	1 5 6 9	8 8 9 3	4 4 1 8	4 4 7 5
〃 6年	1 5 5 6	8 9 6 1	4 4 4 4	4 5 1 7
〃 7年	1 5 2 5	9 0 4 5	4 4 6 3	4 5 8 2
〃 8年	1 5 2 5	9 1 0 1	4 4 8 9	4 6 1 2
〃 9年	1 5 4 8	9 1 9 7	4 5 4 4	4 6 5 3
〃 10年	1 5 6 4	9 1 1 8	4 5 4 4	4 5 7 4
〃 11年	1 5 9 9	9 2 7 8	4 6 1 3	4 6 5 5
〃 12年	1 5 9 5	9 1 6 9	4 5 7 9	4 5 9 0
〃 13年	1 6 0 5	9 1 9 4	4 5 9 5	4 5 9 9
〃 14年	1 6 0 7	9 2 5 6	4 6 2 5	4 6 3 1
〃 15年	1 6 1 0	9 3 1 4	4 6 5 5	4 6 5 9

(昭和34年長洲町建設計画書より)

と呼ばれた複葉の単発機であった。当時飛行機はまだ珍しい時代で、寝ていた病人までが戸外に出て眺めたといわれている。

大正十二・三年頃から四・五年の間、長洲町一帯の農家がビール薦むす編みの副業が盛んになった。福岡県大刀洗の福島源吾という人が塩屋に来て、ビール瓶の荷造り用に青蘗を糸で編んだ苞を農家の人に編ませて買い上げたもので、一枚三厘五毛であったが、後に二厘五毛に値下げした。一枚三厘五毛で、百枚三十五銭になったので、農家では最高の副業であった。材料は裸麦の麦蘗で、早い人は一日に百枚位編み、子どもから老人ま

で競って取り組んだといわれている。

大正時代の長洲の人口の推移は、前頁のとおりであった。

世界大戦後の恐慌と経済的な不況で、大正元年は世帯数一五七二、総人口八六一〇であったのが、大正五年には、世帯数一六一〇、総人口九三二四と増加しているが、世の中は不景気であった。

活動写真や芝居小屋もでき、服装やヘアースタイルも変り、アッパッパ等が流行した。そして、大正二四年三月にNHKの放送が始めて愛宕山から行われ電波の時代が始まっていった。

## 七、腹赤村外三ヶ町村水害豫防組合

元腹赤村役場にあつた公文書の中に、大正一三年三月以降、昭和三二年の町村合併までの腹赤村三ヶ町村水害豫防組合の記録が残っている。管理者は当時の腹赤村長の関忠三郎である。

組合議員は、次の人々であつた。

一番議員 高野九十九

二番々 福岡春二

三番々 宮島福松

四番々 大塩光右衛門

五番々 中島末喜

六番々 浜地万吉

七番々 村上徳平

八番々 浦塘鉄次

九番々 吉田十蔵

十番々 木上安太

大正十三年の予算が

歳入 一金參千七百七拾六円

歳出 經常部予算 一金千五百六拾六円

臨時部予算 一金貳千百九拾円

計 一金參千七百七拾六円

經常部予算

第一款 管理費 九百七拾八円

第二款 会議費 七拾八円

第三款 事業費 參百五円

第四款 雜支出 貳拾五円

第五款 予備費 貳百円

臨時部予算

第一款 事業費 貳千百七拾八円

第二款 選挙費 拾貳円

歳出合計 参千七百七拾六円

臨時部事業費の予算説明として、次のようになされている。

「熊本県玉名郡腹赤村外三ヶ町村水害豫防組合区域内に属する新塘潮受堤防の鞆石垣の新設と嘉永川堤防の改修工事殊に危険に堪えざるは長洲井樋の天井渡石等の破損にて、瞬時もおざりに附すべからざる状態に付、速に、改修の必要有之候ども反別割及地租附加税によるの他、他に財源も無之到底豫期の目的を遂行不可能の現況なるを以て、茲に制限外の賦課を為さんとする所以なり。」

大正一四年予算

歳入 参千貳拾壹円

歳出 經常部予算 千五百九拾参円

臨時部予算 千五百貳拾八円

計 参千百貳拾壹円

大正一五年七月一四日の会議で、長洲町の南海岸に海水浴場を新設したそれについて新塘堤防西側に露店を出したので敷地を使用したいとの願いが出たので、常設委員会をつくり、その立合いで実地調査をし、検討したところ、使用しても新塘に支障がないので許可するということが、この会議で決定された。

## 第四節 昭和の前・中期

## 一、欧州大戦後の経済不況

(概況)

第一次世界大戦で、水ぶくれした日本経済はぜい肉を落としきれぬうちに、関東大震災で、足元をゆさぶられ、よたよたしながら昭和を迎えた。軍縮を進める緊縮財政と、軍縮に反対する積極財政が、経済政策をめぐって相対立していた。緊縮政策をとる内閣の下では、金融恐慌、金解禁、大恐慌と進み、積極政策の内閣はインフレ、物価高、円の下落を招いた。「大学は出たけれど」とか、「娘身売り」等という時代語がうまれ、大凶作、急増する凶悪犯罪と社会不安は深刻の度を加えていった。そして、昭和六年九月一八日柳条溝事件が満洲で起り、満洲事変、日華事変、そして、太平洋戦争へと一直線にことは進んで行き、「一五年戦争」のスタートが切られたのである。

大正時代から昭和初年にかけての長洲町は産業の中心であり、経済生活の根源をなしていた漁業がだんだんと衰微してきた時代である

(人口)

不景気は、大正初年から昭和二〇年頃までの長洲町の人口推移によっても分る。大正初年は人口が八千人

## 大正から昭和への人口の推移

	常 住 人 口			
	世帯数	総人口	男	女
大正元年	1426	8291	3983	4308
2	1395	8243	4021	4303
3	1290	8230	3994	4336
4	1210	8172	3976	4196
5	1204	8131	3972	4159
6	1100	8064	3933	4131
7	1092	7930	3823	4107
8	1120	7647	3651	3996
9	1086	7185	3514	3671
10	1125	7142	3520	3622
11	1273	7195	3611	3583
12	1219	6917	3458	3459
13	1215	6951	3503	3448
14	1216	6909	3465	3444
15	1204	6901	3485	3416
昭和2年	1124	6964	3507	3457
3	1174	7080	3517	3563
4	1167	7270	3588	3682
5	1174	7289	3607	3682
6	1168	7252	3572	3680
7	1174	7234	3542	3691
8	1125	5899	3037	2862
9	1176	5879	3022	2857
10	1147	5592	2772	2820
11	1187	5761	2860	2901
12	1137	5503	2717	2786
13	1123	5498	2712	2786
14	1118	5331	2596	2735
15	1118	5087	2499	2588
16	1158	5692	2795	2897
17	1179	5744	2789	2955
18	1208	6017	2831	3186
19	1219	5897	2775	3122
20	1278	6008	2594	3414
21	1552	7449	3274	4175
22	1725	8425	3996	4429
23	1721	8365	4030	4335
24	1715	8309	4029	4280
25	1713	8353	4059	4294

(昭和25年長洲町町勢要覧より)

を越えていたのに、だんだんと減少し、大正七年に七千人代になり、大正一二年には六千人代となっている。昭和の初期には若干持ちなおし、七千人を突破するが、昭和六年満洲事変が勃発した頃を契期にして、昭和八年には五千人代に激減している。

この五千人代の人口が終戦の年昭和二〇年まで続くのである。

長洲町は漁業の不振による経済生活の窮乏を救うために、八方に出かせぎに出た時代である。例えば、第一次世界大戦により好景気になった八幡製鉄所の設備拡張により、八幡に行ったり、又、満洲や関東州への出稼ぎに出る者もあつた。昭和一〇年頃から軍需工場となり設備拡張した三井系の企業三池染料工業所等に通勤する者もふえてきて、長洲町は、やっと五千人台の人口を維持することができたのである。

## 二、町の産業

(概説)

昭和前・中期の長洲町の農業等の産業別就業人口の推移を、熊本県と対比すると、次のとおりである。

熊 本 県			長 洲 町			区 別		
計	第三次産業	第二次産業	計	第三次産業	第二次産業	第一次産業	種 別	
							構成比	構成比
一〇〇・〇	二二・四	一四・二	一〇〇・〇	二二・七	一一・〇	六五・三	昭和五年	構成比
一〇〇・〇	二四・二	一一・三	一〇〇・〇	二四・一	一〇・四	六五・五	昭和十五年	構成比

(昭和34年長洲町建設計画書より)

この表が示すとおり、第一次産業の農林水産業が六五%で一番多い。これは熊本県の比率と殆ど同じである。建設業、製造業の第二次産業は十一%で、県平均よりも一%の低い率である。サービス業の第三次産業も二十%で、県と同じ率になっている。

次に、業態別に分けると上記の表のとおりである。

昭和五年の業態別人口は、第一次産業の農

## 業態別人口指数

区 分		年 次 別			昭 和 1 5 年		
		昭 和 5 年	人 口	就 業 人 口	世 帯 数	人 口	就 業 人 口
第 一 次 産 業	農 業	5,976	3,098	835	5,862	3,101	1,010
	林 業 及 び 狩 猟 業	—	—	—	—	—	—
	漁 業 及 び 水 産 業	1,810	487	371	1,682	482	345
	計	7,786	3,585	1,206	7,544	3,583	1,355
第 二 次 産 業	鉱 業	250	78	50	217	82	35
	建 設 業	213	105	42	179	92	37
	製 造 業	855	410	162	799	403	157
	計	1,318	593	254	1,195	577	229
第 三 次 産 業	卸 売 業 及 び 小 売 業	1,727	719	343	1,641	709	332
	金 融 業・保 険 業・不 動 産 業	25	9	5	19	6	3
	通 信 運 輸 及 び 公 益 業	379	153	76	358	149	70
	サ ー ビ ス 業	431	222	85	448	225	89
	公 務	230	95	45	265	153	54
	分 類 不 能 産 業	38	21	8	47	7	9
	計	2,830	1,219	562	2,778	1,249	557
総 計	11,934	5,397	2,022	11,517	5,409	2,141	

失業者及び世帯主の非労働力は含まず（昭和34年長洲町建設計画書より）

林水産業が全人口の六五%、世帯数は五九%になっており、その中で農業が人口の五〇%、世帯数四一%、漁業水産業が人口一五%、世帯数一八%である。建設業、製造業の第二次産業は人口で十一%、世帯数で十三%、卸売業、小売業、サービス業の第三次産業が、人口二四%、世帯数二八%である。第三次産業の中では、卸売業小売業が一番多く、人口十四%、世帯数十七%になっている。

昭和十一年に日華事変が始まり、戦局も厳しくなり、昭和十五年は、昭和五年に比して全産業別に若干人口減になっている。

（農業）

昭和四年の六栄村議会で、執行部が提出した事務報告の中で、農業について、次のように報告している。

米 五、二三三石（八五、五五七円）

裸麦 一、四七五石（一二、九〇六円）

小麦 二、〇五四石（二五、六七五円）

大麦 四四五石五斗（二七三円）

粟 一、一五〇石（一、二六五円）

大豆 一、一二三石（一九、六五二円）

畜産 牛 五七頭

馬 一六六頭

鶏 五、三五五羽（三、七九一円）

養蚕 春蚕飼育戸数 二二二戸

収繭価格（四、二五六貫、一七、八四八円）

秋蚕飼育戸数 二二五戸

収繭価格（六、七九〇貫、二〇、五〇七円）

産業の改良、米麦の品種の統一をはかるため、各区に共同採種場を設置し、奨励品種の普及に努めた。

副業の奨励、園芸、農産物の増殖を計るため、温床栽培の実地講習会を開催する。このようにして、当時の農業が進められていった。

目

		(昭和五年)	(昭和一五年)
	鮫 鱈 網 漁 業	三五隻	四〇隻
	源 式 漁 業	一〇隻	四隻
	イカ籠 漁 業	七隻	七隻
	タコ 壺 漁 業	五隻	四隻
	コノシロ 網 漁 業	一五隻	五隻
	一本釣り 漁 業	一〇〇隻	八〇隻
	投網(舟打) 漁 業	三隻	三隻
計		一七五隻	一四三隻

キス 三〇〇貫目、フカ 一、〇〇〇貫目

白魚 三三、〇〇〇貫目、雑魚 一、〇〇〇貫目

小計 四〇、二三〇貫目

イカ 九、二〇〇貫目、タコ 二、〇〇〇貫目

エビ 一、八〇〇貫目、アミ 五、五〇〇貫目

カニ 三〇〇貫目

小計 一八、八〇〇貫目

(漁業)

昭和二五年の長洲町勢要覧によれば、昭和五年と同一五年の種類別漁船数は、次のとおりである。

その漁獲高は、戦前の一年間平均漁獲高が

鯛 一二〇貫目、太刀魚 一、二〇〇貫目

ハダラ 一、三五〇貫目、ハモ 三〇〇貫目、

グチ 三一〇貫目、クチゾコ 一二〇貫目、

カレイ 一八〇貫目、ヒラ 四〇〇貫目

コノシロ 七〇〇貫目、エイ 一、三〇〇貫

総計 五九、〇三〇貫目

漁業は明治、大正にくらべ、段々と漁船数も少なくなり、おとろえていった。明治三四年の長洲町全戸数の七割が、漁業並びに、漁業に関係する業種についていたが、昭和二五年には半数の三割に減少していった。

(商工業)

長洲町の商工業は、漁業が中心であったので、漁獲物の販売、簡単な加工に従事、又、漁業に必要な物や生活必需品を売る商店が主であった。

明治時代の高額納税者は、呉服商、荒物屋、米穀商等であったが、大正時代には、米穀肥料商、雑貨商が伸びてきた。昭和一〇年頃より軍需景気で全般的に一時持ちなおしたが、相続く統制経済の強化により、配給経済となり、衰微の一途を辿っていった。

三、昭和前・中期の社会生活

(町の社会生活)

「古きよき時代」であった大正デモクラシーの影響を受けて、昭和の初期は、生活のきびしさの中にも、一種のどかさがあった。

昭和三年には、天皇ご即位のご大典記念の旗行列や仮装行列等のお祝いの行事が町や村で行われた。

大正一四年から始まったラジオ放送を昭和二年から長洲でも聞けるようになった。

長洲祭は春秋の二回あり、農具市としてにぎやかであった。この祭は精進祭であり、祭の前の晩を御夜と

いって、米のご飯をたいてお祝いした。この頃の子どもたちは、正月、盆、祭の時に新しい着物や履物を買ってもらい、枕元においてあるのが楽しみであった。

四王子神社の北隣りに旭館という映画館ができ、楽隊、弁士つきの活動写真が上映された。昼はチンドン屋のように宣伝の町廻りが、鐘や太鼓で廻った。

この頃、各町内にお祀りしている祠堂で、夏に夜灯よんどが行われ、夜店が出てにぎやかであった。特に、八月十日に行われた下東町の観音さんの夜灯は、「金魚替え」で盛会であった。こそで貝の殻に、一等、二等等の当札を入れ、色紙で封をしたくじを売った。その景品の大きな金魚が朝顔の大きな金魚鉢の中で泳いでいるのがガス灯の光で大きく見えた。

昭和前・中期の農民のくらしは苦しく、失業して帰農する者等で、養わねばならぬ口数は増えた。安い外米の輸入で、米価は下落し、一俵十円が六円に下り、藪が百メ一円五十銭が半額に下がった。藪の値下がり、対米輸出の不振からで、農家は食うにも困る状態であった。その上、一年間の収入でも払えない借金をかかえている農家も多かった。

この頃、清源寺、腹赤で小作料値下げの交渉が地主となされている。全国では、一、八六六件の小作争議が発生している。

昭和一五年（一九四〇）四月二九日沖の洲で大火があり、三一戸五三棟が焼失した。

熊本県の政争がはげしいことは先に述べているが、昭和の初期には、政友会、民政党に分れて長洲町でも争われた。その選挙の勝敗によって、警察や役場の人事まで替ることがあった。新聞も政友会系が九州新聞、

聞、民政党系が九州日日新聞で、お互いに自派に有利に報道した。政府与党は、官権と結託して猛烈な選挙干渉をしていると反対党系の新聞は攻撃した。

民政党は「議会中心主義」をとなえ、国際協調、金解禁、軍縮財政等を唱え、自由主義的性格を持ち、三菱財閥と強く結びついていた。一方、政友会は地主的性格を持ち、三井財閥と強く結ばれていた。

満洲事変、日華事変と進み、長洲町でも出征兵士の中から戦死する人もでた。町では、昭和一五年の町予算に時局対策費を、二、六二二円二銭計上し、町葬費として、六〇七円八一銭が支出されている。

戦局が厳しくなるにつれ、男の青壮年の人々は、殆んど軍人として出征したので、農家では人手不足となり、農繁期には、出征兵士の農家には学校の生徒たちが、手伝いに行った。

また、軍需工場も人手不足となり、中学生等は学徒動員で徴用され、軍需工場で働かされた。彼等の中に、空襲等で犠牲になった人々もいた。

町の各所に監視所ができ、空襲に対して、備えとした。

昭和二〇年八月九日の長崎市の原子爆弾投下の時、地震のような地ひびきと家鳴りがして、家を飛び出すと、長崎の方へ上るキノコ雲が見えてきた。数日後、長洲港に原爆の被害者が船で運ばれてきた。

そして、総て打ちひしがれている時、昭和二〇年八月一日、NHKを通して、天皇の終戦に関する放送がなされた。

長い空襲の苦しみを終り、ホットした安堵感があった。燈火管制の暗さから開放され明るい夜を取りもどしたが、生活必需品が不足し、衣食住にきびしい終戦の年を迎えた。

### 戦時統制の強化

第二次世界大戦が長期化してくると生活必需品の統制と配給制度が行われた。主食の米の配給は、昭和六年（一九四一）八月町内米穀商が合併し、共同精米及び販売事業を続けてきたが、翌昭和十七年二月二〇日に戦争激化による物資調節の一端として、長洲町、清里村、六栄村、腹赤村、鍋村、睦合村の一町五ヶ村の主食配給の機関として、熊本食糧配給管長洲支所が発足し、主食の適正配給に取り組んできた。そして、終戦後の昭和二十二年（一九四七）二月二〇日食糧管理法の一部改正により、食糧配給公団となった。

事務所 熊本県玉名郡長洲町大字長洲一二六三

従業員 支所長以下一六名

配給所 長洲配給所

1、松原町配給所

2、中央配給所

3、磯町配給所

4、中町配給所

5、今町配給所

清里配給所

1、牛水配給所

2、駅前配給所

六栄配給所

1、永塩配給所

2、向野配給所

腹赤配給所

1、新町配給所

2、清源寺配給所

3、沖の洲配給所

主食以外の統制は、酒、煙草、衣料品、脱脂綿等の生活必需品がすべて配給制になって日常の生活が、だんだん苦しくなってきた。

熊本日日新聞社発行の「新・熊本の歴史」を参考にすれば、次のような生活の様子であった。

昭和一三年（一九三八）四月に国家総動員法が公布され、総てが軍需品優先となった。

先ず、衣料品が少なくなり、木綿が軍需品に充てられ、民間の生活用品には一切禁止された。木綿の反物を「純綿」と呼び、貴重品として尊重された。一部には闇取引されるルートもあった。当時、小学生が桑の皮等を取る作業をしていた、木綿に代るものとしてスフ（ステイブル・ファイバー）という人造繊維を造るためであった。しかし、これは水や摩擦に弱かった

昭和一五年七月には、「七七禁令」が出され、ぜいたく品は一切加工販売を禁止された。

背広も禁止され、国民服が登場し、儀礼章をつけて、礼服にも着れるようにした。全国の中学生の制服も

国防色に統一された。当時県立玉名中学校で標語の募集があり、「戦線、銃後一単位」という標語が一席になったが、生活の総てが、軍事色一色に塗りつぶされていった。女学生は、セーラー服から、紺色のヘチマ襟の上着にモンペ姿に変わった。

昭和一七年一月に、衣料品が点数制になり、一人一年間に都市一〇〇点、郡部八〇点になった。しかし戦局も押しつまってくると、衣料切符はあっても品物が無い状態にまでなった。巷には、「欲しがりません、勝つまでは」という標語の呼びかけがなされていた。

昭和一五年ごろから、酒、木炭、薬品（脱脂綿）、マッチ、砂糖、油、塩、味噌、醤油等の生活必需品が配給制となり、窮屈になった。特に、砂糖の配給は昭和一九年八月からは停止になった。

旧長洲町では主食の米の配給も、大人一人二合三勺（三三〇グラム）から、昭和二〇年六月には、二合一勺に切り下げられ、どうしても足りないので、闇米を買ったり、買い出しに行った。また、代用品で、甘藷や馬鈴薯、南瓜を食べた。そして、ひどい時には、甘藷の葉のツルを食べたこともあった。又、甘藷を切って干したコッパを粉にして、カライモダゴを造って食べたこともあった。この頃大牟田方面から食料品の買い出しに来る人々が多かった。

物品の配給は、隣組を通じてなされ、国債の割り当てなどもなされた。

酒、煙草も配給制となった。後では、煙草は刻みが配給され、それでも不足する人たちは、松葉やいもの葉を巻いて吸う人たちもいた。

生活必需品の配給制とともに業者の整理も行われた。例えば、長洲町は何人だから、薬店は何軒でいいか

ら、それ以上は廃業するようにすめられ、代々の職業を止めた人たちもいた。

毎日配達される新聞も昭和一三年（一九三八）九月から、新聞用紙が統制され、昭和一五年三月から、朝刊八ページ、夕刊四ページに減少した。雑誌の用紙は二割減、単行本の用紙は三割減になっていった。

金物は供出を命ぜられ、金物の洗面器等の日用品や装飾品、それにお寺の吊鐘まで出さなければならなくなった。

ガソリンは極度に不足し、バスや乗用車は木炭車になる状態であった。それで、街では自転車を動力車にして、サイドカーやリヤカーのように客席を造って走る厚生車が出現した。

そして、戦局は益々厳しくなって、敗戦の破局を迎えるのである。

#### （空襲）

緒戦の勝利も束の間で、

大東亜戦争もきびしくなり、昭和一七年六月五日―六日のミッドウェー海戦の敗北を境にして、戦局は、だんだん日本に不利になってきた。

昭和一七年四月一八日ドウリットル中佐指揮のB25が太平洋上の空母から発進、東京など五都市を奇襲したのが、日本初空襲であった。昭和一九年六月から九州諸都市への爆撃も始まり、昭和一九年一月一日から終戦までの九ヶ月間が本格的な空襲が行われた期間であった。長洲でも各家庭で防空壕を掘り、その空襲に備えた。

上田穰一氏の熊本県下空襲関係年表稿による長洲、荒尾、大牟田、玉名郡への空襲は次のとおりである。

昭和二〇年五月一〇日 玉名郡大浜飛行場空襲、住民一人死亡

昭和二〇年五月二三日、一四日 艦載機大浜飛行場来襲、民間人二人死亡十数戸焼失

昭和二〇年六月二二日 グラマン等小型機県下各地に来襲

昭和二〇年六月二九日 B 29約三〇機が県下各地焼夷弾攻撃

昭和二〇年七月一〇日 B 25、小型連合県下各地来襲

昭和二〇年七月一五日 B 29、小型機一〇七機の戦爆連合県下各地来襲

昭和二〇年七月一六日 B 24、B 25、P 38、P 47、P 51など約二三〇機県下各地来襲

昭和二〇年七月一七日 B 29一〇機、小型機約五〇機県下各地来襲

昭和二〇年七月一八日 荒尾、大牟田来襲

昭和二〇年七月二四日 P 51など小型機約一、五〇〇機来襲

昭和二〇年七月二五日 小型機多数県下各地に来襲

昭和二〇年七月二七日 未明 荒尾、大牟田にB 29焼夷弾攻撃、荒尾市中心部焼失

昭和二〇年七月二九日 戦爆連合約五〇〇機来襲

代 昭和二〇年七月三〇日 小型機約四〇〇機来襲

近 昭和二〇年八月一日 戦爆連合一四〇機来襲

昭和二〇年八月七日 戦爆連合二五〇機来襲

第五章 昭和二〇年八月八日 小型機来襲

昭和二〇年八月九日 小型機約三〇〇機来襲

昭和二〇年八月一〇日 早朝より戦爆連合約二一〇機来襲、県下各地を攻撃し、「ポツダム宣言」等のビラを散布する。

長洲町でも八月一〇日の空襲では、双胴のロッキードP三八戦闘機が家すれすれの超低空で機銃掃射をし、長洲駅にいた三十歳代の長崎の婦人が撃たれて死亡した。その時連れていた子どもは助かり、駅通りの人たちが一日交替で面倒をみてやったという。

七月頃から空襲が激しくなると、毎晩のように、空襲警報が鳴ると荷物を持って畑や桑畑に避難した人たちもいた。特に、化学工場のある大牟田市への爆撃がひどく、爆弾の落ちる様子等が花火のように長洲からも見られた。

## 四、教育文化

### 一 昭和前期の教育

#### 世相と教育

長洲町教育沿革誌によれば、欧州大戦の反動は、昭和の初期、経済界の不況となって現われ、失業者をまし国内不安を醸成し更に、国際的にも危機をはらんだ。

このような情勢の中から、経済を伸長して、国力を整え、昭和維新をはかる機運が抬頭したことも社会の姿であった。

このような社会の変動は、教育方法の上に教育の画一化を排して地方化、實際化、郷土化を必要とし、勞作教育、勤勞教育が尊重された。

「校庭排水コンクリート工事、職員児童作業ス、郷土室ノ天井張り、玄関ノペンキ塗換工、水産、実習地ノ棚作りヲ職員作業デ行ウ」長洲小学校 昭和八年記録

又、普通選挙の実施に伴い学校教育の中にも公民教育が重視された。小学読本六年「選挙の日」は、児童を通して各家庭に直結する公民教材となつた。

要するに、この時期は大正期から継続されている教育の充実期であつた。

不況下の教育 昭和四年（一九二九）來の不況は、農漁村から海外や、他郷に出稼ぎが増加し「自力更生」「自他共栄」等のスローガンのもとに、農村の體質改善が行われた。生活様式の改善と産業構造の改革を中核にして、専科教員も指導者として働いた。

腹赤村清源寺部落では、木山晋作、木山哲郎が中心となり、生活改善実行会を組織して農業改善、生活様式の改善を中心に部落の自力更生の運動をおこした。

昭和七年（一九三二）世界的恐慌でもつとも疲弊した農漁村には、欠食児童が増加して、飢えに堪えに堪えられぬ児童が学友の弁当を盗むものさえあらわれた。昭和八年長洲小学校は、町内有志の寄贈をもとに貧困児童の給食を行った。

第五章 近 代  
「金百三拾三円五拾銭、玄米二五俵、白米三斗、漬物一樽等」による。昭和一三年三月一〇日議事録による給食問答は次のとおりである。

A議員「学校給食費二〇〇円は社会事業として実際に必要なものか」

校長「現在生活困難者一四名を給食している。県当局も給食せぬ学校は、不親切なものと認め、小言を言うので、やらざるをえない。」

B議員「給食には、県の補助金があるのか。」

収入役「一年度は九九円四銭の補助があつた。」

C議員「給食を受ける生徒には羞恥心のようなものはないか。」

校長「以前はあつたが、今は慣れすぎてない。」

C議員「栄養不良の生徒にも、一週間に二、三回位給食する必要はないか。偏食矯正にも効果があると思ふが。」

校長「大いに同感、副食費なりとも徴集して、広き範囲に亘りできるよう考慮する。」

行きづまる教員給与 昭和六年小学校初任給は、男子四六円より四四円、女子四〇円より三八円に引き

下げられ、学級整理に伴う小学校教員の整理も行われた。又、県下の町村長郡支会会長会議では、教員俸給の減俸が決議された。

然し、これは任意寄付、強制寄付、減俸等町村まちまちの形で行われた。長洲地区は大体五分の任意寄付をした。

昭和六年二月二日提案六栄村議事録

「寄付金受入ノ件トシテ、古沢義雄以下一〇名 毎月給料の五分 二百四拾円也」

昭和七年三月三十一日腹赤村提案

「村費負担軽減ノ目的ヲ以テ、左記ノ通り寄付申シ付採用スルモノトス」

これは二六名の教職員と役場職員の金額九三一円五〇銭である。

給料日は毎月二三日であるが、遅配、分割払い、後には支払延期となり、長洲町の情況は昭和七年六月四日の議事録に、

「現在本町の財政ハ全ク極度ノ困難ニ達シ小学校教員ノ俸給ヲモ五ヶ月間ノ支払イモ出来ザル状態ナルヲ以テ町税ノ整理ニハ全力ヲ傾注スベキナリ。」

**進学準備教育** 中学校入学試験は激烈で各小学校が準備教育に狂奔したのは大正期からで、県学務課の訓令、通達も教育令の申し合せ事項も全く馬耳東風の狀態である。私塾的方法で夜遅くまでやっているもの、体操、唱歌の時間を準備教育に利用するものもあった。過度の試験勉強から学童の体位が低下し、眼病、トラホームの流行があらわれて誠に寒心すべき状態になった。

昭和十一年（一九三六）小学校教育の正常化と学童の体位向上を理由として、従来の筆記試験を廃して口頭試験、体力検査、身体検査調査書による総合判定に改め、学校や自宅での準備教育、宿題、教科書以外の参考書使用等を嚴重に廃止した。

しかし、これにも問題はあった。一五年二月「弊害」の生じないよう、自肅自戒を学務部長名で要請した。

二、戦時下の国民学校

国民学校令 国民学校令は、昭和十六年（一九四一）四月一日より実施され、小学校七〇年の歴史は終

り、戦時即応の初等教育が確立された。

第一条 国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ、初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス。改正の要点は、①修業年限を八ヶ年の義務教育にする。②皇国の道に則って、国民を基礎的に鍊成するとする。③教科を国民科（修身、国語、国史、地理）、理科（算数、理科）、体操（体操、武道）、芸能科（音楽、習字、図画、工作、裁縫）、実業科（農工商水産）の五教科に大別する。④教科書は児童の発達に沿った名称の「ヨイコドモ」「ヨミカタ」「カズノホン」等とし、体裁も児童本位に改め、低学年用は色刷り本になっている。⑤科学性が強調されている反面、日本神話が教科書の中に歴史的なものとして記述され、皇国民鍊成教育の教材となった。

**教育方法** 国民学校は教育の戦時体制であるので、軍国主義がこれを推進した。

「児童の陶冶性を出発点として、皇国の道に則り児童の全能性を正しい目標に集中せしめて鍊磨し、国民的性格を育成すること」とし、「鍊磨育成を鍊成と定めた」又、「道場」「型」「行」「団体訓練」は、当時の大事な教育用語となった。

「勝つまでは」「必勝の信念」「堅忍持久」は生活用語として各方面で幅をきかせた。教室には「神だな」や「青少年に賜わりたる勅語」「軍神の写真」「皇国進撃の世界地図」を掲げた。この外「国策に協力する実践教育は、正課に準ずる」として、一六年以来青少年学徒食糧飼料等増産運動要綱に基づき、甘藷の増産作業、野性ラミー採集、ドングリ採集等を行った。又、軍人遺家族と、出征軍人のために、軍人援護教育を実施した。清里小学校では校長は北野昇であった。彼が中心となり、県指定校として発表会を行い、優秀な成

1、道義心に基く、戦時生活の樹立

2、必勝不屈の戦意高揚

五、職員は一億総蹶気の中核となり、職場即戦場の真義に徹し、夙夜励精努力と工夫を尽して、奉公を致すこと

1、学校職員の任地居住

2、社会教育（特に、町内会、婦人会、少年団に関する）振興は主として、国民学校職員これに当ること。

3、国民学校職員及び青年学校職員の相互間の緊密なる提携

六、特に高等科の経営において、教育内容の刷新と能率化とを図り、国防訓練の強化及び勤労働員の徹底を期すること

1、国民学校教育に関する戦時非常措置

2、教科書高一の全面的改正に伴う教育的内容の刷新

この年に定められた年間休養日について、定休日を毎月第二、第四日曜日・祝祭日

一ヶ年間の休養日数

高等科及職員 四〇日

初三〜初六迄 五〇日

初一、初二 六〇日

績をあげた。

**戦時非常措置** 昭和一八年を境として、戦局は日々敗色を濃厚にし、国土も戦場である実感を深くし、すべて戦争が優先する時代となった。

教育の非常措置は、時局が要請する学校経営の基調となった。県学務課は、昭和一九年熊本県国民学校教育努力項目を示し、決戦即応の非常措置をかためた。即ち、

一、皇国の道に則り、大御宝ノ生命伸暢に徹すること。

1、国体の本義皇国の道の体現

2、撰取不捨萬人得処の教育

二、行学一体の本義に基き、学校経営の総てを挙げて、戦力増強たらしむること。

1、時局の要請と学校経営の一本化

2、食糧及軍需品の増産と防空の強化

3、文武不岐の教育徹底

三、強靱なる実力の振興を目指し、教育活動の分野に於て、体系独創の態度を錬成すること。

1、体系独創の科学的教育振興

2、教科教材の重点的取扱い

3、勤労作業と教科学習との一体化

四、雄渾なる構想の下、戦意の昂揚と戦時生活の刷新に努むること

内学校長採量日 初一二年 八日

初三四五年 六日

高等科 四日

嗚呼昭和二〇年 戦局は一九年七月サイパン島の日本軍全滅、一〇月米軍比島上陸、ビルマの日本軍全滅、一月米空軍部隊のサイパン基地よりの本土空襲、二〇年には硫黄島、三月には沖繩の占領、本土は空襲にさらされ、多くの都市は焦土となり、軍需工場は殆ど壊滅した。

学校教育の方向も前年とは比較にならぬ程に変らねばならなくなった。

昭和二〇年四月一九日付県公報及び四月廿三日学務課は学校長会への指示事項として、次の「決戦即応教育の非常態勢実施要項」を示した。それによれば

- 1、初等科第三学年以上の児童を町内毎に分散し、食糧増産を本体とし、餘暇を以て随時随所に教授を行い、行学一致の生きた教育を行う。但し、初等科第一・二学年に当分学級別担任により学校に集合教授する。
- 2、学校備品及消耗品にして、必要なものは適宜分散す。
- 3、学校教育網領。

代イ、学徒育英の重点を戦力増強、国土防衛に置き、心身一体の修練を期す。

近ロ、食糧増産においては、耕地を拡張し決戦食糧増産に挺身敢闘すること。

第五章 八、鍊成は国体の本義を明らかにし、一死もつて皇国護持に任ずるの心境を養うを眼目とし、行学一体の鍊成に努む。

二、重点綜合教育を目的とし、教科内容を統合し、戦争目的に結合す。

ホ、国史修学に重きを置き、「国体の本義」を明にし、国家護持に挺身するの精神を啓培す。

へ、凡て戦力増強に関係あるものを通じ、科学的考察処理の能力錬磨と書写計算能力の要請に努む。

ト、体育錬成に於て、殊に軍隊教育の精神と方法に準拠し徹底したる戦技訓練に重点を置き、敵撃滅の戦機の高揚を図る。

チ、敬神崇祖の観念育成に努めしむ。

リ、敬礼の錬成に当りては、軍隊式の方法により、その徹底を期す。

ヌ、防空意識の高揚を図り、実践訓練の徹底を期す。

ル、女子の炊事、衣料整備、救護の指導に当り、戦場生活への態勢強化を図る。

### 三、青年学校

青年学校令 昭和一〇年（一九三五）三月、青年学校令の公布について、県の設置要旨は、「斯教育ノ本旨ハ従前ノ実業補習学校及青年訓練所ノ特質ヲ融合シテ、心身ノ鍛練ト徳性ノ涵養、職業ソノ他実生活ニ必要ナル智能技能ノ修得ヲ主眼トシテ教授訓練ヲナシ、以テ健全ナル国民、善良有為ナル公民タルノ素地ヲ育成スルコトニアル。」

青年学校は昭和一四年（一九三九）から義務制が施行せられ、小学校卒業後の青少年に対して、普通科二年、本科五年の計七年間戦時体制下の教育と訓練の機会を提供するための制度を設立した。

生徒たちの服装も軍人に準じ、執銃教練、野外演習等の軍事教育を重視し、毎年連隊司令部の査閲が行わ

れ、働く青少年のための実習補習機関として出発した。青年学校は緊迫する社会情勢を反映して、軍隊強化の一翼をになって行くことになった。斯くして、国防と、産業と教育の三位一体に青少年勤労者が重要な地位を占め、高度国防国家の建設に立たされた。

長洲の青年学校は、昭和一八年（一九四三）二月三十一日、西部青年学校として併合され、浜田実を校長に戴き、六栄小学校に設置された。このように学校は、完全に営門へ、そして戦場へと直結されてしまった。顧みれば、明治三〇年代の補習学校から、青年訓練所にとつづいた。学校の記録も、生徒の学籍簿も、ここに移され敗戦を迎えて、すべてが処分され、今は当時のそれ等の記録を知ることが出来ない。

次に、昭和前、中期の敗戦までの各小学校の様子は次の通りである。

#### 四、各小学校の教育

##### （長洲小学校）

昭和二年（一九二七）四月 昨年度同様に本年度も内容充実に務めたり。

昭和三年六月 職員協力して井戸二ヶ所開さくす

昭和三年一〇月 保護者よりの援助で衛生室を新設す。

村上学校長の一〇年勤続表彰式を挙ぐ。

天皇、皇后両陛下の御眞影を奉置す。

昭和三年一二月 西部各小学校実習地品評会に於て三等賞を受く。本年度郡指定視察を受く。

昭和四年三月 天皇、皇后両陛下の御眞影奉安殿落成式を挙行する。

昭和四年六月 長洲実業公民学校を長洲中等学校と改称す。

昭和四年一二月 西部各小学校実習地品評会に於て二等賞を受く。

昭和五年三月 村上学校長の奏任待遇の祝賀の式を挙げ、正七位に叙せらる。

昭和五年九月 玉名郡野球大会に於て、玉中主催で高等科優勝す。

昭和五年一〇月 教育勅語下賜四〇周年記念祝賀式を官民合同盛大に挙行し記念事業とし町是制定をなす

べく座談会を開催すること数回、而して一〇年内に之が完成を期せんとす。

昭和六年一月 御聖影奉還。

昭和六年五月 教授の資、社会教育の資に供するため大毎の教育映画部に参加し、映画会を年六回開催することにする。黎明倶楽部の発足に町三二〇円及び児童保護会一三〇円の援助、青年団、学校児童の奉仕により金魚屋の移転成り、運動場の拡張完成し、水産実習地の整備整う、このことについては黎明倶楽部員の人々が土地買収についての苦勞、土地買収決定した後の資金・勞力奉仕等なみなみならぬ御苦勞がひめられている。

昭和六年六月 図書館の拡張工事成る。

児童の体育として、武道と相撲を課す。

昭和六年七月 大牟田野球協会主催大日本少年野球大会第一予選会において尋常科優勝す。

昭和六年八月 九州新聞社主催全熊本野球大会に於て高等科優勝す。

昭和六年一〇月 校旗、校歌制定し推戴式挙行。

昭和六年一月 熊本地方大演習のため御来熊の天皇陛下を奉迎。

中等国民学校第一部三年青年に参加し御親閲に参加する。

昭和六年十二月 玉名郡支会より体操科の指定視察を受ける。

昭和七年（一九三二）二月 県視学及び郡内各小学校長の指定視察を受く。

昭和七年六月 国旗掲揚台設立（昭和一一年青年団退団記念に寄贈されたもの。）この年度のものはない。

中等国民学校水産部に曳網作成され之が実習を課す。

各校舎の渡廊下並びに便所校舎前にコンクリート工事をなす。

昭和七年七月 西部分会より中等国民学校の視察を受く。

昭和七年九月 児童保護会よりすべり台設備。

昭和七年一〇月 昭和七年一〇月より三ヶ月間補習教育視察のため村上校長県外巡遣。

昭和七年十一月 尋常科女子県下学童球技大会に於て籠球に優勝す。

昭和八年一月 貧困児に対する給食実施。

給食に関し、町内有志より金一三三円五〇銭、玄米二五俵、白米三斗、漬物一樽、その他学用品の寄贈を受く。

昭和八年二月 皇太神宮の大麻奉斎。

昭和八年三月 農業少年団創設。

県視学の視察を受ける。

昭和八年五月 県視学の視察を受ける。

五月より毎月三〇日を奉誦日と定め教育勅語を全職員児童にて奉誦する。

昭和八年六月 県実業主事補の視察を受ける。

本分会内春季実習地品評会に於て一等賞を受賞す。

六月上旬から七月中旬までに校庭南北排水コンクリート工事を職員並びに児童の作業として六月上旬に開校して七月上旬までに終る。

昭和八年七月 児童保護会よりピアノ一台付属品まで金四六五円の寄贈を受く。

昭和八年八月 郷土室の天井張、玄関のペンキ塗換、水産実習地の棚作り等を職員作業にて実施する。

職員実習地四畝歩設置する。

中等国民学校予備視察のため渡辺県視学、岩田主事補、友添菊池東部実業学校長、奏熊本師範学校教諭、郡公民教育研究会長、支部長、西部分会各学校校長來校。

昭和八年一〇月 県主催補習教育並社会教育の指定視察のため視学官 視学実業教育主事補、社会教育主事補、郡内中等学校長、各郡市代表者、郡内町村長、各学校長、男女主任教師、青年訓練所指導員、その他多数來校され、時勢順応、郷土適応の経営であるとの好評を受く。

県実業主事の視察を受く。

久留米高等女学校主催県女子学童球技大会に於て尋常科、高等科共に籠球に優勝す。

一年有余教育勅語を継続して謹書した使丁中坂貞松を表彰す。

昭和八年十一月 玉名郡女子学童球技大会に於て尋常科、高等科共に優勝、熊本県体育協会主催県下学童球技大会に於て、尋常科、高等科共に籠球で優勝す。

昭和八年十二月 全玉名学童剣道大会に於て高等科優勝す。

野球に、籠球に赫たる優勝の栄冠をかち得たことは当時担当の教師が放課後に児童たちと共に汗を流し、時には叱咤激励し、或いは、慰め合い、精進努力されたことが眼前に今浮んでくる。今は亡き木葉出身の安成教諭や福岡の美奈川教諭等の努力、努力の姿があったからである。

昭和九年（一九三四）一月 補習教育四〇周年記念式典に当り、村上学校長、その功労者として表彰される。

昭和九年三月 五日から二日間、皇太子殿下御生誕奉祝と地久節奉祝のためピアノ披露をかねて大学芸会を開催す。

本校少年消防団を創設す。消防団は現在は姿を消しているが、昭和二五年頃まで続いていた。正門を入れて左側に消防倉庫があって、消防団の出初式には出場していた。

昭和一〇年から昭和一五年までの長洲小学校の記録は残っていない。昭和一一年には、二・二六事件が起った年である。

昭和一六年（一九四一）四月、長洲町立長洲国民学校と改称する。

昭和一六年三月一日勅令第一四八号を以て朕枢密顧問の試問を経て小学校改正の件を裁可し茲に之を公布

せしむ。

## 第一章

### (目的)

第一条 国民学校は皇国の道に則りて初等普通教育を施し、国民の基礎的錬成を為すを以て目的とす。

## 第二章 課程及編制

第二条 国民学校に初等科及高等科を置く。

但し、土地の情況により初等科又は高等科だけを置いてもよい。

第三条 初等科の修業年限は六年とし、高等科の修業年限は二年とす。

第四条 国民学校の教科は、初等科及高等科を通じ、国民科、理数科、体錬科及び芸能科とし、高等科に在りては実業科を加う。

国民科は之を分ちて、修身、国語、国史及び地理の科目とす。

理数科は之を分ちて算数及び理科の科目とす。

体錬科は之を分ちて、体操及武道の科目とす。但し、女子に付ては武道を欠くことを得。

芸能科は之を分ちて、音楽、習字、図画及び工作の科目とし初等科の女兒に付いては家事及び裁縫の科目を加う。

実業科は之を分ちて農業、工業、商業又は水産の科目とす。

前五項に掲ぐる科目の外高等科に於ては外国語その他必要な科目を設けることを得。

第五条 国民学校には高等科を修了したる者の為に特修科を置くことを得、其の修業年限は一年とす。特修科を設置し又は廃止せんとするときは市町村、市町村学校組合又は町村学校組合に於て地方長官の認可を受くべし、特修科に関する規程は文部大臣之を定む。

第六条 国民学校の教科用図書は文部省において著作権を有するものたるべし。但し、郷土に関する図書、歌詞、楽譜等に関し文部大臣に於て別段の規定を設けたる場合はこの限りにあらず。

第七条 国民学校の教則及編制に関する規程は文部大臣之を定む。

### 第三章 職員

第十五条 国民学校は学校長、訓導及び養護訓導を置くべし、国民学校には教頭及準訓導を置くことを得（とありこの頃から教頭ということになったと思われる。その前は、首席訓導であった。）

国民学校令施行規則が昭和一六年三月一四日文部省令第四号を以て小学校令施行規則を左の通り改正す。  
国民学校令施行規則

#### 第一章 教則及び編制

##### 第一節 総則

第一条 国民学校に於ては、国民学校令第一条の趣旨に基き左記事項に留意して、児童を教育すべし。

一、教育に関する勅語の趣旨を奉体して、教育の全般に亘り皇国の道を修鍊せしめ、特に、国体に対する信念を深からしむべし。

二、国民生活に必要な普通の知識技能を体得せしめ情操を醇化健全なる心身の育成に努むべし。

三、我が国文化の特質を明らかにせしむるとともに東亞及び世界の大勢について知らしめ皇国の地位と使命との自覚に導き大国民たるの資質を啓培するに力むべし。

四、心身を一体として教育し教授、訓練、養護の分離を避くべし。

五、各教科並に科目は其の特色を發揮せしむると共に、相互の関連を緊密ならしめ、之を国民錬成の一途に帰せしむべし。

六、儀式、学校行事等を重んじ之を教科と合せ一体として教育の実を挙ぐるに力むべし。

七、家庭及社会との聯絡を緊密にし児童の教育を全からしむるに努むべし。

八、教育を国民生活に即して、具体的實際的ならしむべし、高等科に於ては、尚将来の職業生活に対し適切な指導を行うべし。

九、児童心身の發達に留意し、男女の特性個性環境などを顧慮して適切なる教育を施すべし。

一〇 児童の興味を喚起し自修の習慣を養うに努むべし。

総則として以上のように述べてあり、又、各教科及び科目についても具体的に述べてある。各教科の評価は優良可をもって記録する。

更に第四節学年及び式日の第四七条には、紀元節、天長節、明治節、一月一日に於ては職員及び児童学校に參集して祝賀の式を行うべし。

一、職員及児童「君が代」を合唱す。

二、職員及児童は天皇陛下 皇后陛下の御影に対し奉り最敬礼を行う。

三、学校長は教育に関する勅語を奉読す。

四、学校長は教育に関する勅語に基づき聖旨のある所を誨告す。

五、職員及児童は其の祝日に相当する唱歌を合唱す。

御影を拝戴せざる学校及特に地方長官の認可を受け複写したる御影若は地方長官に於て適当と認めたる御影を奉戴せざる学校に於ては前項第二号を欠くと記してあり、その通り各学校に於てはいとも厳肅に執り行われていたが、昭和二十一年（一九四六）一〇月八日実施ということで全部削除された。

第五節の編制については、

第四八条 国民学校の学級数は二四学級以下とする。特別の事情あるときは市町村、市町村学校組合又は、

町村学校組合に於て地方長官の認可を受け前項の制限によらざることを得。

第五〇条 一学級の児童数は初等科にありては六〇人以下、高等科にありては五〇人以下とす。特別の事

情あるときは、市町村、市町村学校組合又は町村学校組合に於て地方長官の認可を受け前項の制限によらざるを得という規定があつた。一学級七〇人のところもあつた。

第五一条 同一学年の女子の数一学級を編制するに足るときは男女により該学年の学級を別つべし。高等

科において各学年を通じ女兒の数一学級を編制するに足るとき亦同じ。前項の規定は初等科第一学年、第二学年の児童の学級編制については之を通用せず。

第三学年以上は男女別の学級が建前であつた。

戦時中の学校の状態は、戦争がはげしくなるにつれて正常な授業ができなくなった。毎月一日、一五日は街掃除や墓掃除が行われ、八日には大詔奉戴日として四王子神社参拝をし、戦争完遂を祈念した。

昭和一八年に海洋少年団を結成。第五学年以上の児童二〇人位が入り、手旗信号や水泳その他の訓練をした。水泳は遠泳等を実施し大明神の防波堤から姫ヶ浦まで泳ぎ意気を高揚した。又、ボートを二隻「かしま」「かとり」を購入し海洋訓練を行った。しかし、終戦近くなると空襲の恐れがあつて十分な訓練ができなくなった。又、農家の人たちが召集されて人手不足になり、農家の食糧増産の奉仕作業に出ていくようになった。水田の暗渠作業、塩田の構築作業、物資不足を補うためのラミー採取、桑の皮はぎ等平原地区と永方地区に出向いて行った。米、麦の収穫期には田園に出て落穂拾いや刈取りの奉仕作業をした。食糧増産のため運動場を耕して、甘藷苗床を作り、甘藷畑二町五反と水田四反を耕作し、水車も購入し交替で水入れをした。収穫した米は供出もし、兎狩りの矢開きの時使つて子ども達に食べさせた。米や甘藷だけでなく、新塘の所や新山に菜種を植え、一石二斗の収穫も得た。

物資の缺乏は燃料にも及び、四年以上の児童は小岱山の七面山に薪運びの手伝いに行つて、帰りに薪を貰つて帰った。高等科の生徒は二把背負つて帰った。このような中にも、理科教育研究会を催し、多数の人たちが長洲小学校に視察に来た、紙不足のため資料作りに困り、時の高野伝校長が八代の十条製紙工場まで頼みに行つて、やっと手に入れたこともあった。

戦争は日ましに激しさを加え、太平洋地域、中国大陸、仏印等の戦局は悪くなり、本土の空襲もはげしさを加えてきた。児童も教師も身を守るため、ガラスに紙を貼つたり、運動場に防空壕を掘つたりした。又、

いつも防空頭巾を頭にかぶって避難した。

空襲がひどくなると、その対策として分散教育を行い、清台寺、西光寺、長光寺、三宝寺、大明神の洲崎神社を使って授業を行い、爆撃されても被害が少ないようにした。月曜日の朝会と土曜日の退礼の時だけは全校生徒が学校に集合した。一週間の七日間も、会社、工場、農家、商業も挙げて、月々火水木金々と土、日曜日を返上して、増産に努めた。

昭和二〇年八月一二日は学校も空襲を受け機銃掃射を受け、校地、校舎に弾丸や葉鉄が散乱した。児童の机や宿直室の入口、運動場に無数に弾痕の跡が残った。幸い犠牲者はなかったが、保育園の犬一匹が弾丸に倒れた。

そして、八月一五日の終戦となった。

#### (清里小学校)

清里小学校の記録は昭和一〇年から昭和三〇年までの二一年間に亘って、全然残されていない。少ない資料から終戦までの出来事を挙げると次のとおりである。

昭和三年一〇月 熊本県庁において、天皇陛下、皇后陛下の御眞影を拝戴す。

昭和三年十一月 御大典に際し、記念事業として奉安殿を建設す。寄付金四百五拾余円、職員、有志募集。土持作業、植樹を職員、生徒、父兄、青年、処女にて奉仕し、翌四年三月に完成す。

記念事業として運動場周囲にゆすの生垣、桜、プラタナス、センダン、アカシヤ等を植え、樹木教材植物の一部を前庭に移植す。

尋一入学記念「小鳥の家」建設。

昭和四年 卒業生記念奉安殿周囲の槇類植樹。

昭和六年 奉安殿防湿装置改修。

昭和七年 奉安殿南側及び門側に大演習記念として松三本を植え付けたり。

昭和八年一二月 皇太子明仁親王御生誕記念事業として奉安殿周囲庭園拡張及青年団の松植樹一区三本ずつ奉植す。

(校舎修理)

昭和三年 二階校舎の用材腐蝕を防止するため、二階下に腕木を入れる。図書室、裁縫室の雨箱を附く。

昭和六年 小使室台所竈流し元改善。

昭和七年 南側二階建校舎の大改修、経費三千三百余円。北校舎平屋西側三教室の改善をして講堂兼用とす。

昭和九年 東西便所の壁及び流しに漆喰いを行う。西便所及び西廊下西校舎の丸目漆喰をなす。

(研究会)

昭和四年二月 農業公民学校の郡内の視察を受く。

昭和七年一〇月 西部分会より公民学校の視察を受く。

昭和七年十一月 県視學員海田師範学校教諭外郡内南部各学校校長及び主任を以て組織されたる博物科の視察を受く。

昭和八年三月 渡辺県視学外、長洲、有明、荒尾、万田の各学校長の視察を受く。

昭和九年三月 農業科研究会、本校にて開催、友添菊池東部実業学校及東部分会主任、学校長、該科を視察、村内有志多数出席す。

体操発表会

昭和十二年 国史教育の研究会

昭和十六年 体錬科（体操、剣道、薙刀）研究発表会

昭和十八年～二〇年 軍人援護教育優良校として表彰される。

（複式学級）

昭和六年の記録に、本年度より尋二・三年女兒の複式を廃止と書いてある。

昭和五年は尋常科二年・三年女兒四〇名が複式学級であった。

（終戦前後）

一、分散教育

一、奉仕作業 野生ラミー採取、桑の皮剥ぎ、薪の運搬、農家の手伝い

一、六三制施行による小学校、中学校の分離

一、PTAの発足

（六栄小学校）

昭和初期の六栄小学校の記録はあまり残っていないが、学校建築についての次の記録がある。

昭和二年四月廿一日、葛輪区の町内出張打合せ会を開催。場所 上田牧藏宅 主催者 関村長 高松司馬喜

校長 参集者 上田牧藏 城戸馬藏 城戸鶴雄 城戸正春

協議事項

(村長) 小学校校舎は明治四〇年元玉名西高等小学校を移したるを以て、其の構造上腐植及傾斜を生じ安じて児童を勉学に就かしむることを甚だ危険にたえざる所、こと教授上の不便の如きは論ずるに余りあり。万一児童に危害を得んか、これ当事者の引責といえども、吾人村民の考慮すべき点なりと信ず。

故に一日も速く安んじて児童を学舎に送るべく考えること甚だ切なり。本年中にいよいよ改築に入らべくここに校舎計画図を示して、区民大方の同意を得たくこの会を開きし所謂なることを述べられたり。参集者一同適切な所なることを述べ同意す。

尚村長は経費、起債返還法について述べて曰く、総経費三万円とし、これは銀行より起債して、八ヶ年内に償還するよう毎年村予算に三千元及至五千元計上し、以って村費支出の一時的困難を緩和せんとす。参集者一同大いに同感の意を表す。

折地区町内出張打合せ会開催

日時 昭和二年四月二二日

主催者 関村長 高松校長

参集者 吉田光藏 松尾忠作 吉田、吉田、丸山、児玉長命

協議事項 葛輪地区と同じ。

永方区町内出張打合せ会

日時 昭和二年四月二七日

場所 北本倉松宅

主催 関村長 高松校長

参集者 北本倉松 吉村一知 築地 築地

協議事項 葛輪、折地と同じ

塩屋区町内出張打合せ会

日時 昭和二年五月十日

場所 浦塘鉄次宅

主催 関村長 高松校長

参集者 浦塘鉄次 池田吉藏 大川文平 大川常次郎 西本二雄

協議事項 葛輪、折地等と同じ

新校舎（二階建）が昭和一一年四月一日に落成した。当時の校長は元田次郎である。

宮野上台地に建つ橙色の新校舎は汽車の中からもバスの中からも見るのがき、六栄小学校がはっきりと

代 確認されるようになった。

近 （学校教育の躍進時代）

昭和一二年（一九三七）日華事変が起り、学校教育もしだいに戦時体制となり、皇国婦一の精神が高まり、

児童生徒の精神を鼓舞するような教育が強調されるようになった。忠君、すなわち、愛国、愛国、すなわち、

忠君の思想は日本個有の思想で、我が日本国民の中には、皆、この忠君愛国の精神が深く深く植え付けられていたのである。

昭和一六年（一九四一）小学校が国民学校に改組された。初等国民学校六年、高等国民学校二年とし、八年間の義務教育となった。しかし、実際は、同年二月太平洋戦争が勃発して実施に至らなかった。国民学校の目的として、「皇国の道に則りて初等普通教育を施し、国民の基礎的錬成をなす」と定めてあり、この目的を全うするため、国民の従うべき道を教え錬成したものである。

昭和一六年（一九四一）国民学校令が施行されるようになって、国民教育に最大の関心を示し、国民精神統一のため教化の事業に熱心であり、国民教育を統制する権力は文部省という行政機構を通じてはたらし続けてきた。そして、教科目も、国民科の中に修身、国語、国史、地理の四つの教科、理数科の中に、算数、理科の二教科、芸能科の中に、音楽、習字、図画、工作、裁縫の五教科、体錬科の中に、体操、武道の二教科に統括されることになって、国民錬成のために、小中学校共に肉体、精神両面の鍛錬が漸次強化され、学校教育は国体無比の精華について教えられ、忠君愛国をたたきこまれ、従順の道を教えられ、犠牲を強いられた。勿論近代の国民にふさわしく、読書能力や計算能力も育てられていった。そして、都市、農山村の学校といわず、戦時体制下の中で、教師、児童、生徒一丸となって皇国民として、また、銃後の一員としてその所を得て頑張った。やがて、学校も教材、教具が不足する状態になった。不自由になっても不足をかこつ者はいなかった。唯、戦力を増強するのみに力がそがれた。食料もぜいたくはいえないようになって、遂には、小学校の児童さえ食糧増産の一翼をになつて汗みどろになつて働らいた。

戦争に勝つためにあらゆる不便を偲び不足をいうこともなくながらばったというのが、当時の実状であった。

(腹赤小学校)

昭和二年三月一日より三日間にかけて、清源寺、上沖洲、腹赤の順に青年男女の労働奉仕をもって、運動場東南隅より玄関前方正門までの坂道を築き上げて、運動場の拡張がなされた。

昭和三年 校舎の裏庭に、鉄筋コンクリート建の奉安殿が建設された。その費用は寄附金によってまかなわれた。

昭和四年一〇月一二日奉安殿に御眞影の奉戴がなされた。当日は、村有志、青訓生、高等科生は、長洲停車場に奉迎し、途中奉衛し、村境に学校職員、児童、各種団体、一般村民奉迎し、学校到着後拜戴式が行われた。

昭和三年には二つの大きな視察を受けた。一つは全国補習教育大会の指定学校となり、一〇月一二日に大会出席の各府県視察員及び県郡多数の視察者よりなる視察団の視察を受けた。次に城北三郡(玉名、鹿本、菊池)聯合の視察を受け、彌富校とともに好評を得た。

昭和八年 町内担当の実習地を新設、職員実習地も設け、農業の実習化を図る。この年入学児増加のため、農業公民学校専用教室を一教室減じ二教室とする。

昭和九年五月 少年消防団を設置

六月 少年赤十字団を組織

昭和十一年四月 県の指定教科研究の委嘱を受ける。教科は歴史、算数、体育の三教科で、主任を中心に

して全職員協力して研究に当る。研究組織として国史科を土田、豊村、吉川、福島、算数科を広崎、木下、吉田、高松、体操を久田、古閑で進める。一〇月に予備視察、十一月に発表会を行い、多数の参会者を得て好評であった。

昭和十一年一月 県指定教授視察会 古市、徳永両視学と県男女師範学校訓導（算数、国史、体操の主任）をはじめ、玉名、下益城郡の視察員六〇名、郡内外一般視察二〇〇名余、村から村長、有志、処女会が出席した。

一般授業の後、算数、国史、体操の指導授業があり、午後研究協議会があった。古市視学が議長となり、福田校長他四名の研究発表と玉名郡と下益城郡の当番校の批評があり、最後に師範の各主任訓導より極めて良好であったという批評を得て閉会した。

昭和十一年 学校図書館に学校郷土館を造った。

イ、有明海磯浜の生物として魚貝藻の標本作りや漁法図形作成

ロ、郷土遺物展示

矢じり 土器 石器

郷土の歴史、史蹟（年表、絵図作り）

ハ、土地利用（図示表）

次に、学徒隊の結成について

戦時教育令の発布に当り、畏くも左の上諭を下賜された。

皇祖考曩ニ国体ノ精華ニ基キテ、教育ノ大本ヲ明ニシ、一旦緩急ノ際、義勇奉公ノ節ヲ致サンコトヲ諭シ給エリ。今ヤ戦局ノ危急ニ臨ミ、朕ハ、忠誠純真ナル青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ、愈々其ノ使命ヲ達成セシメンガ為、枢密顧問ノ諮問ヲ經テ、戦時教育令ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

右により昭和二〇年五月二二日「熊本県玉名郡腹赤国民学校学徒隊」を奉安殿前に於て組織す。  
左に幹部名を挙ぐ

隊長 川野 辰樹

第一中隊長 松尾 弘信

第二中隊長 不破 章

第三中隊長 伊桜 良則

第四中隊長 内野 明喜

昭和二〇年八月一五日終戦により、詔書の發布あり、戦時教育令が廃止される。

## 五 社会教育

経済の変動が一応終り、漁業が多かった時代から、大牟田方面の化学工業へ働きに行く人が多くなってきた。

昭和五年 長洲町で教育勅語下賜四〇周年記念祝賀会を官民合同で挙行、記念事業として町是の制定を期することを決める。

昭和六年、学校教育や社会教育の資に供するため大毎の教育映画会を年六回開催することにする。

昭和八年 県主催で補習教育並びに社会教育の指定視察を視学官より受け、長洲町の補習教育が時勢順応、郷土適応の経営として好評をうけた。

昭和九年 長洲小学校の村上校長は補習教育四〇周年記念として表彰を受けた。

昭和一六年の長洲町予算の中の教育関係分は次のとおりである。

青年学校費	三、一五一円
図書館費	五円
青年団補助	八〇円
女子青年団補助	一三〇円
在郷軍人分会補助	二〇〇円
教育会補助	八四円
託児所	三〇〇円
商工会補助	一〇〇円
軍馬鍛練会補助	二〇円
時局対策費	二六〇円

時局対策費は、日華事変費一六〇円、これは軍人歓送迎、弔祭費、諸費で、国民精神総動員費一、〇〇〇円で、当時の情勢が推測される。

なお、昭和一五年の時局対策費は二、六二一円で、その中の国民精神総動員費は四〇六円八四銭である。

町村名 団体名	六栄	八幡	府本	平井	荒尾	有明	清里	腹赤
教育会	90 <sup>円</sup>	50 <sup>円</sup>	75 <sup>円</sup>	209 <sup>円</sup>	295 <sup>円</sup>	100 <sup>円</sup>	100 <sup>円</sup>	55 <sup>円</sup>
青年団	50	50	35	—	100	60	50	30
処女会	30	15	20	—	45	40	25	30
在郷分 人軍会	50	53	60	120	100	50	60	100

昭和中期の各町村の補助金

六栄の昭和一六年の社会教育関係分は次のとおりである。

青年学校費 二、八六三円七五銭

教育会補助 七〇円

国防婦人会補助 三二円

在郷軍人分会補助 一五〇円

青年団補助 三〇円

処女会補助 三〇円

軍馬鍛練会補助 五円

養蚕実行組合 一五〇円

#### 青少年教育

昭和の初期には、青少年の間に野球熱がさかになり、よく野球が行われた。昭和五年には玉名郡野球大会で長洲小学校の高等科が優勝し、昭和六年には、その他、数々の良い成績を残している。昭和八年には農業少年団も創設されている。昭和九年には長洲町に少年消防団が創設されている。

昭和一九年腹赤国民学校努力点の中に、社会教育（特に、町内会、婦人会、少年団に関する）振興は、主として国民学校職員が、これに当っ

た。昭和一五年の長洲の青年団は団員二五〇名、行事は、総会、講習会、体力章検定会、競型会等行った。女子青年団は、団員一五〇名、行事は、総集会、講習会、陸軍病院奉仕等であった。

昭和一二年の長洲町の議事録によれば、青年学校の職員五人（専任一、兼任男三、女二）指導員二人、生徒数 男八六人、女三五人計一二一人 出席率男八三%、女七五%、就学率 男九五%、女八〇%  
努力事項

- ① 就学出席の奨励
  - ② 設備の充実
  - ③ 公民教育の内容充実
  - ④ 体育衛生教育の向上
  - ⑤ 国民精神総動員の趣旨徹底
- 青年団については、
- ① 総集会（荒川少将の講演）
  - ② 国民精神総動員趣旨徹底
  - ③ 講習会出席

昭和一三年一月三日長栄座で敬老会が行われ、男一四人、女四〇人が招待を受けた。

#### 婦人団体

長洲町では昭和一一年に国防婦人会が発足した。会長、吉川ハツエ 副会長 松崎照香 楯岡美千代であ

った。会員数約千人、行事は田植えや麦刈りの奉仕作業、出征兵士の歓送迎、町内婦人会の巡回座談会を開いて、戦時下の国民の心構え等について話し合った。終戦後は疲れ果てて復員して来る人たちに駅頭で湯茶の接待をした。

国防婦人会の組織される前は、学校児童の母親によって「母の会」が作られていた。

昭和一五年の長洲町議事録に、愛国婦人会の会員数一七四名と記録されている。六栄村では国防婦人会に育成費を出し、昭和一五年に三二円計上されている。昭和一七年には大日本婦人会の会員数七五〇人と記録されている。戦時中は婦人会で季節託児所を開設している。昭和一九年に腹赤村では母親学級を開設している。学習時間は年間三〇時間、学習の主旨は、皇国女性の眞姿顕現、その具体策として、①生活の決戦的切換え、②国民道義の確立 ③戦意高揚 一年間学習をして、翌年の地久節（三月六日）に修了式を行なった。

